

3月3日(水)

出席委員

委員長 渡部 茂 君
副委員長 西村 直子 君
同 つる 伸一郎 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 湯澤 一 貴 君
同 松澤 和 昌 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君
同 須貝 行 宏 君

委員 あくつ 広王 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 高橋 伸 明 君
同 鈴木 博 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正 則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 本多 健 信 君
同 鈴木 真 澄 君
同 石田 秀 男 君
同 大沢 真 一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企 画 調 整 課 長
(計画担当課長兼務)
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

施 設 整 備 課 長
小 林 剛 君

広 報 広 聴 課 長
大 澤 幸 代 君

情 報 推 進 課 長
山 本 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

経 理 課 長
東 野 俊 幸 君

庁 舎 計 画 担 当 課 長
濱 中 宏 章 君

税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地 域 活 動 課 長
川 島 淳 成 君

協働・国際担当課長
(しながわ活力応援給付金担当課長兼務)
宮 澤 俊 太 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

商 業 ・ も の つ くり 課 長
遠 藤 孝 一 君

文 化 ス ポ ー ツ 振 興 部 長
山 崎 修 二 君

文 化 観 光 課 長
古 卷 祐 介 君

ス ポ ー ツ 推 進 課 長
中 元 康 子 君

オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 課 長
辻 亜 紀 君

子 ども 未 来 部 長
柏 原 敦 君

子 ども 育 成 課 長
廣 田 富 美 恵 君

児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長
加 島 美 弥 子 君

子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長
崎 村 剛 光 君

子育て応援課長
三ッ橋 悦子 君

保育課長
立木 征泰 君

保育施設調整担当課長
吉田 義信 君

保育支援課長
若生 純一 君

福祉部長
伊崎 みゆき 君

福祉計画課長
(特別定額給付金担当課長兼務)
寺嶋 清 君

高齢者福祉課長
宮尾 裕介 君

高齢者地域支援課長
菅野 令子 君

障害者福祉課長
松山 香里 君

障害者施策推進担当課長
築山 憩 君

生活福祉課長
櫻木 太郎 君

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
福内 恵子 君

健康課長
高山 崇 君

保健予防課長
鷹箸 右子 君

品川保健センター所長
柏木 通 君

新型コロナウイルス予防接種担当課長
豊嶋 俊介 君

都市環境部長
中村 敏明 君

都市整備推進担当部長
末元 清 君

都市計画課長
鈴木 和彦 君

住宅課長
森 一生 君

都市開発課長
多並 知広 君

まちづくり立体化担当課長
中道 元紀 君

環境課長
提坂 義文 君

品川区清掃事務所長
工藤 俊一 君

防災まちづくり部長
藤田 修一 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝澤 博文 君

土木管理課長
稲田 貴稔 君

交通安全担当課長
川口 浩和 君

公園課長
高梨 智之 君

河川下水道課長
松本 昇 君

防 災 課 長
中 島 秀 介 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

庶 務 課 長
有 馬 勝 君

指 導 課 長
工 藤 和 志 君

教育総合支援センター長
矢 部 洋 一 君

選挙管理委員会事務局長
(保健体制整備担当部長兼務)
秋 山 徹 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和3年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長 　おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。

それでは、7ページをお開きください。令和3年度一般会計予算は、第1条、歳入歳出、それぞれ1,824億8,000万円と定めるものであります。

第4条、一時借入金の最高額を50億円と定めるものでございます。

第5条、職員給与費については、同一款内での項間流用を定めるものであります。

8ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算は、歳入、1款特別区税から、10ページ、20款特別区債まで。

11ページをお願いします。歳出、1款議会費から、12ページ、9款予備費までであります。

右側、第2表債務負担行為では、1段目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6段目、公共事業施行による移転資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償までは、例年設定するもの、その下、新庁舎整備基本構想・基本計画策定委託から、14ページ一番下、第四日野小学校校舎等改築工事監理委託までの23件は、新規であります。

15ページをお願いいたします。第3表特別区債は学校施設整備で、学校改築用地取得により、限度額を34億円とするものであります。

50ページをお願いいたします。1款特別区税、1項特別区民税は、462億1,700万円で、対前年3.8%の減で、新型コロナウイルス感染拡大の影響による納税義務者数の減によるものであります。

2項軽自動車税は、1億3,440万円で、対前年3.8%の減であります。

52ページをお願いいたします。3項特別区たばこ税は、30億4,000万円で、対前年0.3%の減。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は、1億4,000万円で、対前年6.7%の減。

2項自動車重量譲与税は、3億8,000万円で、対前年2.7%の増。

3項森林環境譲与税は、3,230万円で、対前年同額であります。

54ページをお願いいたします。3款利子割交付金、1項利子割交付金は、1億2,000万円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は、6億2,000万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は、6億円で、対前年15.4%の増であります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は、102億9,000万円で、対前年9.6%の減で、暦日要因や消費動向によるものであります。

7款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金は、8,000万円で、対前年23.8%の減であります。

56ページをお願いいたします。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金は、1億9,000万円で、対前年13.6%の減。

9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、388億円で、対前年5.4%の減で、新型コロナウイルス感染拡大の影響による法人住民税の減収によるものであります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金は、2,900万円で、対前年3.3%の減。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金は、9,146万1,000円で、対前年3.8%の減であります。

58ページをお願いいたします。2目民生費負担金は、18億7,918万7,000円で、対前年5.2%の増。主なものは、59ページ、3節保育園保育料で、私立保育園数の増によるものであります。

左側、58ページ、3目衛生費負担金は、4億8,796万7,000円で、対前年3.6%の減。

60ページをお願いいたします。4目産業経済費負担金は、1,300万1,000円で、対前年1.8%の増であります。

以上によりまして、負担金の計は24億7,161万6,000円で、対前年3.0%の増であります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、2億1,491万8,000円で、対前年2.1%の増。

68ページをお願いします。2目民生使用料は、1億4,466万4,000円で、対前年2.2%の増。

72ページをお願いします。3目衛生使用料は、259万8,000円で、対前年43.9%の減。

4目産業経済使用料は、1億1,295万4,000円で、対前年6.9%の減であります。

74ページをお願いいたします。5目土木使用料は、30億9,770万5,000円で、対前年1.1%の減。

76ページ、6目教育使用料は、6,077万円で、対前年8.0%の減であります。

以上により、使用料の計は36億3,360万9,000円で、対前年1.1%の減であります。

2項手数料、1目総務手数料は、2億334万5,000円で、対前年0.8%の減。

78ページをお願いいたします。2目衛生手数料は、4億1,056万3,000円で、対前年6.2%の増で、主なものは、81ページ、8節廃棄物処理手数料の増であります。

左側、80ページ、3目土木手数料は、2,925万8,000円で、対前年0.7%の増であります。

86ページをお願いいたします。以上によりまして、手数料の計は、6億4,316万6,000円で、対前年3.6%の増であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金は、223億237万1,000円で、対前年5.5%の増。主なものは、87ページ、5節生活保護費および89ページ、11節児童保育費の増によるものであります。

左側、88ページ、2目衛生費負担金は、19億7,259万5,000円で、対前年約19億円の増。主なものは、91ページをお願いします。5節新型コロナウイルスワクチン接種負担金の新規計上であります。

左側、90ページ、3目教育費負担金は、8,438万3,000円で、対前年110.5%の増であります。

以上によりまして、国庫負担金の計は243億5,934万9,000円で、対前年14.7%の増であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金は、3億8,858万6,000円で、対前年203%の増。主なものは、91ページ、1節個人番号カード交付事業費補助金の増であります。

92ページをお願いします。2目民生費補助金は、12億2,660万7,000円で、対前年15.6%の増。

94ページをお願いします。3目衛生費補助金は、6億238万2,000円で、対前年527.3%の増。主なものは、97ページをお願いします。8節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の新規計上であります。

左側、96ページ、4目土木費補助金は、15億2,424万3,000円で、対前年54.2%の減。主なものは、97ページ、1節社会資本整備総合交付金、武蔵小山駅前通り地区再開発完了による減であります。

100ページをお願いします。5目教育費補助金は、4億7,297万5,000円で、対前年2.3%の減であります。

102ページをお願いします。以上によりまして、国庫補助金の計は42億1,479万3,000円で、対前年17.3%の減であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金は、380万2,000円。

104ページをお願いします。2目民生費委託金は、273万2,000円。

3目衛生費委託金は、83万2,000円。

4目土木費委託金は、2万3,000円であります。

以上によりまして、国庫委託金の計は738万9,000円で、対前年14%の増であります。

14款都支出金、1項都負担金、1目民生費負担金は、63億3,660万円で、対前年3.4%の増。

108ページをお願いします。2目衛生費負担金は、537万5,000円で、対前年6.9%の減であります。

以上によりまして、都負担金の計は63億4,197万5,000円で、対前年3.4%の増であります。

2項都補助金、1目総務費補助金は、6,709万3,000円で、対前年28.4%の減。主なものは109ページをお願いします。1節防犯設備整備補助金の減であります。

110ページをお願いします。2目民生費補助金は、62億4,350万6,000円で、対前年2.7%の減。主なものは、113ページをお願いします。9節待機児童解消区市町村支援事業補助金の減であります。

118ページをお願いします。3目衛生費補助金は、1億3,340万5,000円で、対前年68.2%の増。主なものは、121ページ、10節とうきょうママパパ応援事業補助金の増であります。

左側、120ページ、4目産業経済費補助金は、2億1,087万2,000円で、対前年60.9%の増。

122ページをお願いします。5目土木費補助金は、20億9,315万円で、対前年19.1%の減。

127ページをお願いします。13節だれもが遊べる児童遊具広場事業補助金は新規計上であります。

128ページ、6目教育費補助金は、4億8,624万5,000円で、対前年31.6%の増。

133ページをお願いいたします。12節情報機器整備支援事業補助金は新規計上であります。

左側、132ページ、以上によりまして、都補助金の計は92億3,427万1,000円で、対前

年4.6%の減であります。

3項都委託金、1目総務費委託金は、15億154万8,000円で、133ページ、6節都議会議員選挙費から、135ページ、9節衆議院議員選挙開票速報費までは新規計上であります。

左側、134ページ、2目民生費委託金は、24万3,000円。

3目衛生費委託金は、835万7,000円。

4目土木費委託金は、819万2,000円。

136ページをお願いします。5目教育費委託金は、2,266万円。

以上により、都委託金の計は15億4,100万円で、対前年0.2%の減であります。

15款財産収入、1項財産運用収入は、138ページをお願いします。8億2,773万1,000円で、対前年1.6%の減であります。

2項財産売払収入は、61万9,000円。

140ページをお願いします。16款寄附金、1項寄附金は、1,345万1,000円で、対前年10.3%の減であります。

17款繰入金、1項基金繰入金は、142ページをお願いします。152億5,323万7,000円で、対前年23.4%の減であります。

18款繰越金、1項繰越金は、30億円で、対前年同額。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、4,019万6,000円で、対前年19.9%の減。

2項特別区預金利子は、14万1,000円であります。

144ページをお願いします。3項貸付金元利収入は、146ページ、5億77万7,000円で、対前年7.0%の減。

4項受託事業収入は、148ページ、40億2,967万8,000円で、対前年13.1%の増であります。主なものは、149ページをお願いします。4節排水施設建設費収入の増であります。

左側、148ページ、5項収益事業収入、1目競馬組合配分金は、6億2,119万6,000円で、対前年18.1%の増であります。

6項雑入、1目滞納処分費は科目存置。

2目弁償金は、1億230万2,000円。

3目納付金は、3億1,991万2,000円。

4目介護報酬は、2億4,355万1,000円。

5目雑入は、10億731万7,000円で、主なものは、151ページをお願いします。7節各種事業参加費負担金、153ページをお願いします。9節各種保育利用料、11節リサイクル資源売払収入、155ページをお願いします。16節区民住宅等共益費であります。

156ページをお願いします。6目違約金及び延納利息は、2万3,000円で、以上により、雑入の計は16億7,310万6,000円で、対前年0.2%の増であります。

20款特別区債、1項特別区債は、34億円で、学校改築および校地取得によるものであります。

歳入は以上であります。

恐れ入ります、160ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款議会費、1項議会費は、8億3,436万2,000円で、対前年2.0%の減で、161ページをお願いします。4行目、議会運営費では、本会議開会中の災害発生に備え、議場用ヘルメット等を配備いたします。

378ページをお願いいたします。8款公債費、1項公債費は、12億33万3,000円で、対前年4.6%の減であります。

380ページをお願いいたします。9款予備費、1項予備費は、5億円で、対前年2億円の増であります。

○渡部委員長 以上で、本日の審査項目に関わる全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、33名の方の通告をいただいております。

また、本日も、既にご案内のとおり、品川区保健所、健康課の所管事項を含む委員の質問を先行して行い、それが終わり次第、品川区保健所および健康課の関係理事者は業務にお戻りいただくこととなりますので、ご了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員 おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

私からは、91ページ、新型コロナウイルスの予防接種事業について、全般的に何点かお伺いいたします。

まず初めに、改めてでありますけれども、ワクチン接種に関わる国、東京都、区の役割分担を簡単にご説明ください。

あと、区の人的な配置として、1月時点で組織改編を行って、新型コロナウイルス予防接種担当を立ち上げたと理解しています。6名の体制で臨むというふう聞いております。全庁的な対応ということで、恐らく事務作業がしながら活力応援給付金よりもはるかに多くて、1年ぐらい長期間にわたってやるのかと思っています。当時、活力応援給付金に関しては、多くの職員の方が、正に夜通し役所の中で働いていらっしゃるかと理解していますが、コロナのワクチン接種に関しては、この6名の方がやっていくということなののでしょうか。それともほかの部分からも何か救援部隊みたいな方が来るのでしょうか。恐らく民間の委託というのも検討されているのだと思いますが、民間に委託される場合、どの範囲で委託をされるのかも、まずお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、今のご質問の国、都、区の区分について、改めてご説明させていただきます。

国は主にワクチン確保、それから財政の措置を行います。東京都が、今現在始まっておりますが、医療従事者への接種体制の構築、あと市町村事務に係る調整を行います。区は、一般相談の対応と、住民の接種の勧奨、個別通知、あと、集団接種会場の確保、こういったものを主に行っております。

2点目の現在の体制でございますが、現在6名で運営を行っております。ただ、その他、全庁的に今応援をいただいております業務に当たっているというところでございます。

業務委託に関しましては、集団接種会場の事務スタッフとか、それから会場設備とか、その辺りを含め、あとコールセンターも含め行っていく所存でございます。

○芹澤委員 それぞれありがとうございました。会場の確保ももちろん市区町村の役割ということで、接種会場が今どういう状況なのか、実際に何会場、最終的に目指していて、今どれほど確保できているのかをお聞かせください。

あと、民間の委託に関してですけれども、会場運営と、あとはいわゆる接種券みたいなものの印刷とか発送とか、そこも併せてやるのでしょうか。確認をお願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、会場からお答えをいたします。現時点で8会場の確保ができております。ご説明いたします。障害児者総合支援施設、旧荏原第四中学校、大崎第一地

域センター、旧ひろまち保育園、品川区医師会館、荏原医師会館、ここまでは先日の厚生委員会のほうでご報告させていただきました。これに加えまして、ウェルカムセンター原、そして八潮学園、この8会場が現在確保ができておりまして、このほかにも現在調整中でございます。

また、委託の内容でございますが、印刷、それから郵送に関しましても委託業者のほうにお願いをしているというところでございます。

○芹澤委員 ウェルカムセンター原と八潮学園を含めて8会場ということでお話を伺いました。ウェルカムセンター原、八潮学園は、今、調整中ということで、何か課題があるのかをお聞かせください。

それとあと、印刷、郵送も民間に委託されるということで、これは、活力応援給付金のときも同じような形をとったのでしょうか。非常に多くの区民の個人情報、多分渡さざるを得ないのだと思いますけれども、その情報提供の範囲もお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ウェルカムセンター原、八潮学園に関しましては、使用時期について現在調整をさせていただいておりますが、会場の確保は済んでいるというところがございます。

それから、印刷業者に関しましては、住所、それから個人、その辺りのこと、郵送に関するもの、それから接種券番号については、印刷業者のほうにお渡しをして、印刷をして郵送いただくという形になっております。

○芹澤委員 しながわ活力応援給付金の際は、そういった対応ではなくて、役所内で対応したということでしょうか。

○宮澤しながわ活力応援給付金担当課長 しながわ活力応援給付金につきましては、委託なのですが、コールセンター、事務センターと、あと、申請書の印刷、封入等も全て委託して対応したというところがございます。

○芹澤委員 それぞれありがとうございます。民間委託していかないと、多分、事務作業が全く追いつかないかと思っておりますので、それはぜひ進めていただきながら、こちら、個人情報、かなり今、騒がれる時代になっていきますので、ぜひこれは保守に留意して管理していただければと思います。

接種会場について、今、何点が教えていただいて、例えば地域センターであったりとか、そもそも貸していたりとか、あと、ほかに平時に使っていたりというのはどういう調整をされていらっしゃるのかお聞かせください。

あと、今、ワクチンに関しては、やはり冷凍庫が必要になるということがよく言われていると思います。大手で3社ぐらいあるかと思っておりますけれども、温度がどんどん違ってきていると思うのです。どういうワクチンが来るのかはまだ恐らく決まっていないのだろろと思っております。最初、例えばファイザーのものが来ても、その後どうなるか分からないというものなのだと思いますけれども、その全てに対応できるような保管体制を構築されていらっしゃるのか、お聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、会場の調整についてのご質問でございますが、地域活動課のバックアップをいただきまして、会場の使用をストップという形で、現在は利用ができるような状態になっております。

それからワクチンに関しましては、現状ではファイザー製のものが先行して入ってくるというところで、ディープフリーザー等々の設置が徐々に進んでおりますが、それ以降のワクチンの流通体制に関しては現在未定でございます。

○芹澤委員 ありがとうございます。この流通についてお聞かせいただきたいのですが、品川区の

ほうで保管をして、それぞれの接種会場へ配送していくということだと思います。その場で、いわゆる解凍していくということになるのでしょうか。冷凍庫をどこに置いて、どのような流通体制になるのかをお聞かせください。

あと、この会場のスケジュールです。接種のスケジュールと申しますか、例えば土日、夜間とか、どういった時間帯で接種をしていくものなのでしょうか。それで、あくまでも見込みになるかと思いますが、この8会場全体でフル稼働した場合に、1日何名程度の接種を予定されていらっしゃるのか、お聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、ワクチンの保管に関してでございますが、ディープフリーザーが置かれている病院が幾つかございます。そこから冷蔵保存、保冷ボックスにそこから移すのですが、実際に使えるようにするためには希釈という作業が必要で、それは現場、接種会場で行うように示されております。

それから、接種に関しましては、現在、医師会の先生方、医師と看護師等々と、執務時間等々について詰めておりますので、現状では時間については定まっております。調整中でございます。

○芹澤委員 ありがとうございます。時間については了解をいたしました。

もう一度ですけれども、接種会場が8会場全て整った場合に、1日何名程度できるのか。来年の令和4年2月末までというのが国のスケジュールだったと思います。あくまでも国のスケジュールなので、まず、供給がどうなるかというのはまた別問題ですけれども、品川区の会場確保、役割として、会場確保をして人的体制を整えたとすれば、2月末までに終わるのかということを知りたいと思っておりますので、見込み上限数をお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 大変失礼いたしました。1会場については、現時点では、およそ300名程度の接種ができることを見込んでおります。ただこれは午前・午後の時間を使った状態で想定した現時点での試算でございます。

今のが1会場当たりということでございますので、仮に8会場全て使った場合には、掛ける8ということにはなりますが、毎日8会場、稼働させるかどうかというのも医師の配置等々によりますので、会場を押さええていても、曜日によっては、開ける日と閉める日とあったり、これは今後の調整によって決まっていくところでございます。

令和4年2月末までの接種完了を目指して、現在、体制を整えております。

○芹澤委員 1会場300名ということでした。これは8会場あって、大きさもそれぞれ違うのかと思うのですが、基本的には、前後は若干ありますけれども、ほぼ同じ300名を目指してやっていると申すということでしょうか。

あと、当面はPCR検査、品川区の駐車場のところでやっていると申すけれども、それと並行して行われるのかと思います。その場合に、医師会のお手伝いが両方にかかってくるのかと思うのですが、医師会とのやり取りというのはどのような形で行っていらっしゃるのでしょうか。医師会、医師だけではなくて、ほかの看護師等の人材も含めて、見込みがあるのかをお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 会場の大小ありまして、そこで医師の数の配置も場所によっては異なってくるかと思いますが、現時点では、1会場、1セットというか、医師2名体制で行った場合ということで想定しており、ワクチンの供給量によって、その辺りは医師会の皆様と調整をさせていただき予定でございます。

また、PCRセンターとの兼ね合いでございますが、その辺りも医師会の先生方と同時並行できるよ

うに、現在調整を進めております。

○芹澤委員 ありがとうございます。あと、財源について確認をさせていただきたいと思います。

この予算書の中では10分の10というふうを書いてあって、私も報道を見る限りでは国の10分の10なのかなと思っているのですが、このコロナワクチンの接種の全ての費用を国に出していただけるということによろしいのでしょうか、お聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 委員ご指摘のとおり、現時点で、国から真に必要な費用は全て負担するというふうに示されております。

○芹澤委員 そうすると、今お話しいただいた民間委託であったりとか、会場の確保であったりとかというのは全て国から出していただける。

先日の新聞の報道で、この国の補助額の上限を超えてしまうところが都道府県でも幾つかあって、そうすると、国の満額もらえないのではないかなというような報道があったのですが、品川区はそこはあまり関係ないというような認識でよろしいでしょうか。

時間がなくなりそうなので続けますが、高齢者施設の従事者というのがワクチン接種の順番にあると思います。この従事者の範囲というのはどのように確認をしていくのか、お聞かせください。施設で働いている医師等が、多分、認めて、実際に例えば鍼灸師であったりとか、マッサージをしている方、直接手に触れる方というのが幾つかいらっしゃると思うのですが、そこはどのようなふうな手続で証明していくのか、お聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 補助額に関しましては、実は、予算書に書かれている金額から、先週2月26日時点で、予算額の上限案も示されております。上限額案は8億5,000万円ということで、案の状態、今、国からおりてまいりました。ですので、その辺りについては、報道等はあるかもしれませんが、通知がまだ正式なものが来ておりませんので、その辺り上手に確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者施設の従事者に関しましては、あくまで入所している高齢者施設の従事者が対象ということで国から示されておりますので、その施設の施設長が、施設の従事者に証明書を発行して進めていくということで、働いているという証明を取った上で接種を進めていくというところでございます。

○渡部委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いいたします。97ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、97ページ、母子保健衛生費、93ページ、生活困窮者支援費補助金からお伺いをさせていただきます。

まず冒頭に、先日行いました一般質問のご答弁での確認をさせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に関連いたしまして、昨日の補正予算でもお伺いいたしました。再度の確認です。

パルスオキシメーターについてですが、時間がありませんでしたので、本日改めて伺います。保有台数は、一般質問でのご答弁では373台、昨日は東京都から追加支給で40台あったと伺い、計413台と確認いたしました。時系列に沿って詳細をお知らせいただきたいと思います。

それともう1点、生活困窮者支援の住居確保給付金につきまして、一般質問で、これを利用された方が、もう一度また生活困窮に陥った場合には、再度利用ができるということをしつかり周知してほしいということをお願いいたしました。その後の対応策で何か変化がありましたらお知らせください。

○鷹箸保健予防課長 パルスオキシメーターについてのご質問でございます。パルスオキシメーター

ですが、昨日お伝えした数に加えまして、今年度末までに、都から加えて150台貸与されることが予定されております。合わせて年度末までに523台保有する予定となっております。

○櫻木生活福祉課長 住居確保給付金に関する再支給のご案内のお問合せでございます。現在、周知が行き届きますように、必要なご案内をお送りするなど細やかな対応ができるよう準備を進めているところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。さらに増えて計523台ということで、これまで品川区で過去最高に自宅療養者が405人ということでしたので、十分な数があるということを確認させていただきました。

一方で、これは貸与ということで、食料品とともに返信用の封筒が入れられて返していただくという体制がとられていると聞いておりますが、一部では、なかなか返ってこないという話も聞きましたので、大切なものでありますので、返信されますように引き続き取組をお願いしたいと思います。

住居確保給付金につきましては、それぞれ個別に丁寧に通知をしていただけるということでございます。引き続き、まだ次の3月7日を期限とする第2回目の緊急事態宣言もどうなるか分からないという状況であって、生活困窮に陥る方も増えていると予測いたしますので、丁寧に対応をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、今、芹澤委員のほうから、ワクチンの接種体制について、細かく確認をしていただきましたので、重複しないように確認をいたします。

今、区民の中では、ワクチンがいつできるのか、どうやってワクチンが接種できるのかということが大きな話題にもなっており、不安の1つでもあります。その中で、今、着々と区が体制をとってくださっていることに感謝をいたしますが、いかんせんワクチン接種の事業でありながら、ワクチンの供給が安定をしていないというところが、この事業を進めていく中での困難さであるというふうに感じております。

まず、品川区の接種の方法の考え方ですが、今、8会場、6会場プラス2会場、8会場ということが確認されました。品川区の接種方法の考え方は、集団接種が基本であって、加えて、町の中での医療機関でもやっていくという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ご指摘のとおり、集団接種の会場をまず開設いたしまして、その後、病院等々の個別接種のほうに調整しながら進めていければというふうに考えております。

○新妻委員 分かりました。今、8会場ですが、ということは、これからも、会場を今探しているというお話もありました。品川区の中で地域差がないように、平均的に会場をつくっていただいていると思います。特に八潮学園は学校になりますので、授業を受けながらという、平日であれば授業を受けている生徒がいて、その同じ会場で接種もあるという、そういうイメージでよろしいのでしょうか。そのほかにも授業は進めながらやらなければいけない会場もあると思いますが、学校施設でありますので、その点だけ確認をさせていただきます。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ご指摘のとおり、動線については十分に注意して作成してまいりますので、その辺りで混乱が起きないようにしてまいります。

○新妻委員 よろしく願いいたします。それと、今様々、国と東京都と連携をしながら、今、芹澤委員からも予算の件がありましたけれども、連携をとりながら進めていることと思いますが、国も東京都も同時並行で走りながら進めていく中で、そのタイミングといたしますか、情報のタイミングが、何かもっと早く情報があれば、区はこっちをやらなかったのにと、そういうことも起こり得る現状がある

のかなと思います。この情報交換といいますか、やり取りはどのような体制でされているのかということをお知らせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 国と、もしくは東京都とのやり取りでございますが、基本的にはメールによる通知で行っております。その他、こちらのほうで問合せ事項があれば、Q&Aという形で、メールないしは電話で直接確認をするということで対応しております。

○新妻委員 分かりました。厚生労働省からも日々通知という形で様々多くのことが発信をされているということも聞いておりますが、全庁体制で取り組んでいただいていることではあります。課としては6名の体制でやっております。大変な負担もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、母子保健衛生費に関連して、不妊治療助成についてお伺いいたします。

今回、国が、ゆくゆくこの不妊治療助成を保険適用にしていくということで、保険適用になる前は、助成額の拡充ということで、もう既にこの拡充が進んでおります。不妊治療は経済的にも、また精神的にも大きな負担があります。お子さんを持ちたいという方が大変に悩まれながら妊活をされております。今日、確認をさせていただきたいのが、品川区における不妊治療なのですかね、妊娠以降の支援というのはたくさんあると確認しているのですが、妊娠をしたいと思う方が、どのように相談場所があるのかということをお伺いいたします。

○高山健康課長 妊娠を望む方に対する相談体制ということでございます。通常ですと、保健センターなどで様々な相談事の中の1つとして保健師が対応するといったケースが1つ考えられるかと思えます。

そのほかに、東京都のほうで、妊娠支援のウェブサイトなどを開設するほか、そうした常設の電話の相談体制などもございますので、そうした東京都の広域的な相談体制などもご活用いただければというふうに考えております。

○新妻委員 先日、ある機関紙に、NPO法人男性不妊ドクターズ理事の岩本先生の寄稿を見ました。男性不妊症のテーマで寄稿されておりました。国内では7組に1人が不妊に悩んでいると、WHOが発表した治療に臨む夫婦の原因の男女比は、女性だけに原因があるのが41%、男性だけに原因があるのは24%、男女共に原因があるのは24%で、男性に何かしらの原因があるのが48%にも及んでいると。しかし、実際に治療を受けているのは多くは女性であるという、このことが載っております。夫婦共に検査を受けることが非常に大切だと、そういうお話をされておられました。

品川区においても、男性不妊治療のこういう周知をホームページなり、また健康課なりにチラシを置くなり、ぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高山健康課長 委員ご紹介のとおり、不妊に至る原因は双方にあるということで、女性にとにかくその原因を求めがちですが、それは誤った認識でございますので、そうした正しい認識が広く伝わりますよう、ホームページ、あるいは東京都などもそうした分かりやすいパンフレットを作っておりますので、こうしたものも活用する中で、区民の方々が正しい認識に至るように努力してまいりたいと考えております。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお伺いいたします。本日は、品川区各会計予算、同説明書111ページ、14款都支出金、2目民生費補助金7節子ども家庭支援包括補助金に関連して、乳幼児健診について質問いたします。

令和3年2月24日の厚生委員会で、現在、3保健センターで行われている4ヵ月児健康診査が、現行の集団健診だけでなく、医療機関でも個別健診が受けられるようになったというご報告がありました。その経緯と、今回の措置について、まずご説明をお願いいたします。

○柏木品川保健センター所長 今回の個別健診の経緯でございます。現在のコロナ禍において、保健センターで実施しております集団健診、または公共交通機関での移動等に不安をお持ちの保護者がおられます。そのような方が健診未受診とならないよう、区内の医療機関での健診の機会を提供するものであります。

なお、医療機関での健診を希望する場合は、受診票等を事前に送付する関係がございますので、事前に管轄の保健センターにご連絡をいただき、郵送された受診票を持って医療機関で受診することとなります。

○鈴木（博）委員 コロナ流行下、集団健診に不安を持つご父兄の要望に応え、かかりつけ医での個別健診も選択できるようにした、正に時宜にかなった適切な対応であると我が会派は高く評価いたします。

まず、4ヵ月児健康診査の内容と意義についてご説明をお願いします。

○柏木品川保健センター所長 4ヵ月児健診の内容と意義でございます。生後3か月から4か月になると、首も座り、あやすと笑う、人によく反応するなど、乳児の社会性の発達が見られるようになります。この時点で健診を行うことにより、発育や発達面の課題等を早期に把握し、その後の健やかな成長につなげていく上で重要な時期に当たると考えております。

○鈴木（博）委員 乳幼児健康診査につきましては、母子保健法第12条により、1歳6か月健康診査と、3歳児健康診査は、法で定められた法定健診として実施されております。これ以外に、同法第13条では、「前条の健康審査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と定められており、これを受けて品川区では、現在、4ヵ月児健診は集団健診、6ヵ月児健診、9ヵ月児健診は個別医療機関での健康診査が行われております。これは法に定められたものではありませんので、市区町村によっては6ヵ月児健診をやっていないところもあります。特に4ヵ月児健診は、今、所長のご答弁にあったように、児の身長、体重など発育は順調か。目が合い、あやすと笑い、首が座るなど発達順調か。授乳は順調かというような児の健康状態のチェックとともに、母子関係は安定しているか、母親に心配事はないか、母親のメンタル状態は、などの母子関係や家庭の育児環境についても確認と相談を行う大切な機会となっております。

2020年新型コロナウイルス感染症第2波の流行時には、緊急事態宣言によって集団健診は中断を余儀なくされ、健診を受けられず未受診になってしまった、あるいは、かかりつけ医療機関で公費の補助が受けられないまま自費で4ヵ月児健診を受けたというような品川区民もいらっしゃいました。

昨年の新型コロナウイルス流行第2波以降の4ヵ月児健康診査の受診者数の推移についてお示ください。

○柏木品川保健センター所長 昨年の4月、5月は、緊急事態宣言で健診が実施できなかったため、昨年6月から1月末までの状況になりますが、対象者数は2,581名、受診者数は2,377名、受診率は92.1%になります。参考までに、昨年度の受診率は95.8%でございます。

○鈴木（博）委員 大きな落ち込みはなく、区民の皆様がこのような非常時においても、しっかりと健康診査を受けられているということに安堵いたしました。

4ヵ月児の個別健康診査を併用することにより、受診控えを防ぎ、未受診者を減らし、全ての品川区の親子とつながることが、それによって期待することができます。これは児童虐待予防のためにも大切なことと考えます。

4ヵ月児健診の集団健診、個別健診の併用が始まるに当たり、区としてそのメリットとデメリットをどのように捉えられているのでしょうか。それについてのご説明をお願いします。

○柏木品川保健センター所長 個別健診のメリットとデメリットでございます。個別健診のメリットとしては、かかりつけ医や近くの医療機関で受診することができ、普段からなじみのある環境で保護者も子ども安心して受診できることが挙げられます。

デメリットとしては、医師が保護者の精神的な不調等に気がついても、保健センター等の関係機関への連絡のみとなり、要支援家庭への早期の支援につながりにくい可能性があることが挙げられます。

○鈴木（博）委員 ご説明ありがとうございます。個別医療機関での個別健診は、医師が、特に小児科などの医師が行うことによって、健康状態のチェックや、栄養相談や、信頼関係のあるかかりつけ医が行うことによる母親の精神的な安定、気軽に相談できるというような個別健診のメリットがあります。また、何か気になる点があったとしても、かかりつけ医のために、そのまま緻密な経過観察を行うこともできます。

ただし、今、所長が指摘されたように、ほとんどの診療所では、保健師だとか、栄養士だとか、心理職など、多職種の専門職が勤務しているわけではありません。そのために何か支援が必要になったとき、何か問題が起きたとき、この経過を専門職の方に診ていただかなければならないと判断したときに、保健センターとの連携を強化し、保健センターで現在行われている育児支援につなげていくことが非常に大切なことだと考えます。しかしながら、まだその連携が十分とは言えないのが現状です。

今年2月4日に行われた品川区4ヵ月児健康診査個別健診実施説明会でも、現在の保健センターで行われている、その支援の体制あるいは具体的な集団健診の内容についてのご説明がもう少し詳しくあればよかったと参加者として思いました。

今回の措置を機会に、個別医療機関と保健センターの健診における連携がさらに強化されることを望みます。区のご意見、ご見解はいかがでしょうか。

○柏木品川保健センター所長 医療機関との連携でございます。区といたしましても、今回の個別健診を機に、医療機関と保健センターの連携を強化し、ほかの6ヵ月児健診、9ヵ月児健診等においても、要支援家庭への早期の支援につなげられるようにしたいと考えております。

○鈴木（博）委員 品川区民の健康と、それから子育て支援、育児支援、いろいろな支援に対して、いろいろな組織が協力して対応するということは非常に大切なことだと考えます。

個別医療機関は、健診レベルとしては、ある程度のレベルが保持されていること、非常に温かい環境、穏やかな環境で個別の健診、相談が可能であること、緻密なフォローができること。一方、保健センターは、各種の専門職がいるために、かなりハイレベルな育児支援に取り組むことができること、さらに、いろいろ経験が積み重なっているので重層的な支援体制の構築、推進ということが可能であること、それぞれメリットがあり、それぞれを享受することが品川区民の健康と子育て支援に非常に大切なことだと考えます。今後も区民の健康と子育て支援が十分ハイレベルで行われる、それぞれのメリットを生かして行えるように、区としても、今後、ご配慮、ご推進をよろしくお願いしたいと思っております。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 111ページの都補助金、地域福祉推進包括補助金、受験生チャレンジ支援貸付

事業と、それから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてで品川区家賃支援給付金について。それから、91ページの国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、97ページの国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金について伺いたいと思います。

まず、受験生チャレンジ支援貸付事業ですけれども、この制度は、学習塾代や高校、大学などの受験費用の貸付を行い、入学した場合、免除されるという制度で、一定所得以下の世帯の子どもへの支援の制度です。2020年度分は、2月1日、もう既に締切りとなりましたけれども、申請者数が何人か、学習塾、受験料、高校、大学、それぞれ伺いたいと思います。

それから、高校や大学などに入学すると返済が免除される制度ですけれども、毎年免除される人がどれくらいいらっしゃるのか。何%ぐらいが免除になっているのかについても伺います。

○櫻木生活福祉課長 受験生チャレンジでございます。令和2年度の状況につきましては現在集計中ということで、令和元年度の実績を申し上げますと、貸付件数が166件、そのうち免除になったのが152件ということで、91.6%の免除率でございます。

○鈴木（ひ）委員 166件というのは、学習塾も受験料も、両方とも貸付を受けているということでしょうか。その点はあとでお願いします。

地域の方からご相談を受けまして、この貸付けを受けるために、印鑑証明書代が300円、住民票代が300円、それから課税証明書代が300円かかって、申請に役所に来る回数が3回ぐらいあり、その交通費、それから仕事を休んだ分の日当などがかかり、そのことで申請を諦めたということのご相談を受けました。この制度そのものが所得の少ない人のための制度であり、家計が厳しい方がほとんどではないでしょうか。もう少し利用者に寄り添ったものにならないでしょうかというご相談でした。

児童扶養手当とか児童育成手当の場合は、戸籍や住民票が無料で取れるようになってきていると思います。それであれば、この受験生チャレンジ支援貸付も、必要な証明書が無料で取れるようにぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、この説明書を見ますと、区市町村の窓口においでください。これは東京都の制度だと思うのですが、そう書かれているのが、初めの相談、それから申請書類の提出、それから借用書提出、領収書提出、免除申請、5回書いてあるのです。今、住居確保給付金にしても、緊急小口資金や総合支援資金も郵送で手続きがとれるということで、コロナのためにこういう対応がされておりますけれども、大変助かっていると思います。この手続も、申請書はネットで取ることができて郵送できるようにならないでしょうかという、この2点をお願いしたいと思います。

○櫻木生活福祉課長 受験生チャレンジ制度は、委員ご指摘のとおり、東京都の制度でございまして、区市町村で受付をやっているという事務でございます。制度設計につきましては東京都が行っているところでございます。

様々な書類について無料で取れるようにというご要望でございますが、こちら、都のほうに提出する書類ということでございますので、都のほうで調整していただくことになるのかなと思っております。

それと、こちら、何回も来所する必要があるというお話でございますが、こちらは貸付金ということでございまして、何十万というお金を貸し付ける制度でございますので、一応ご本人の借り受けの意思等の確認と、あと制度設計その他、お金を借り入れる手続の書類ということで、様々記入することがございまして、なかなか不備等が多いという状況で、お越しいただいて一度に記入していただいたほうが結果的に労力が少ないという様々な意味もありまして、お越しいただいていることが多いということでございます。ただし、最初の借入申込費以外のところにつきましては、郵送でのやり取りは、状況に

よって対応できるということでございます。

○鈴木（ひ）委員 この様々な証明書代なのですが、東京都の制度だったとしても、品川区が無料ということはできると思うのです。児童育成手当とか児童扶養手当も区の制度ではありませんけれども、無料で取れるようになっております。これは区として無料にしているのか、どこが出しているのか分かりませんが、今回のコロナで、こういう手数料を、港区だったか、全て1年間無料にするという区も出ているのです。そういうことから考えれば、区としてぜひこれを無料にということをしていただきたいと思います。もう1回お願いします。区としてということで。

それからあとは、何十万円も借りるということなのですが、塾代で20万円で、受験費用も最大で8万円です。これ、緊急小口資金とか総合支援資金はもっとたくさん借りることになるのに郵送でできているのです。それなので、そのことで窓口に来なければならないというふうにはならないのではないかと思います。どうでしょうか。

それから、もしどうしても役所に来なければならないというのであれば、休みを取って来なくても済むように、休日や夜間の開庁時に手続きができるようにということにはならないでしょうか。いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 まず、手数料の件でございますが、使用料・手数料につきましては、区全体もしくは各所管がそれぞれで総合的に判断するものと認識しております。

それと、窓口にお越しいただくことについて、金額の多寡というよりは、お金を借りていただく、受験のために費用を借りるということをしつかりとご認識いただくということと、制度説明をしつかりさせていただくという意味で、一度はご来所いただいているというところでございます。

○鈴木（ひ）委員 休日や夜間とかに対応ができないかということで、最低でも1回だけということで、それ以外のところは郵送でも大丈夫だということで確認させていただきたいと思います。

次に進みたいのですが、休日や夜間のところでも手続きできるようにということでもぜひ検討いただきたいと思いますし、この証明書代というのは、ぜひ区として無料でできるようにということでご検討いただきたいと思います。

次に、家賃支援給付金なのですが、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で7億2,000万円も組まれていたのが、17%、1億2,250万円しか使われなかったということなのですが、私はぜひ残りの6億円弱のこの臨時交付金については、コロナの影響で大変な思いをされている品川の区民の支援に活用していただきたいということで、ぜひお願いしたいと思って質問をさせていただきます。

医療従事者の慰労金の拡充ということで、9月議会で通った補正予算が2,790万円だったのですが、まだ医療従事者に届いてないのです。これ、1人6万円で465人分ですが、これはすごく少ないのではないかと思います。また、額も幾つもの区が10万円にしておりますので、ぜひ対象と慰労金の額について拡充をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、住民税非課税世帯の子育て世代への給付金などの支給もぜひしていただきたいと思います。そういう形で臨時交付金は、苦境に立たされている区民のために活用していただきたいと求めます。いかがでしょうか。

○高山健康課長 医療従事者の慰労金の関係でございます。こちらに関しましては、国の慰労金に加えまして、区独自で設定したものでございまして、直接のコロナ対応に従事された方ということで、その対象を絞って予算を計上させていただきましたが、その配分に関しましては、病院の対応方針などに

任せておりますので、その配分方針に従った形で有効に予算を使っていただければと考えております。増額に関しては現時点では考えてございません。

○渡部委員長 給付金は。

○品川財政課長 地方創生交付金のほうでございますけれども、様々使える用途がございますので、こういった部分に対して活用していきたいというふうに考えております。家賃給付のほうもそうでございますけれども、いろいろ制限等も一部地方創生交付金がございますが、コロナ関係については幅広く使えますので、うまくこれからも政策に使えるよう考えていきたいと、このように思っております。

○鈴木（ひ）委員 ぜひよろしくお願いたします。

あと、コロナウイルスのワクチンについて伺いたいと思います。

予防接種実施計画なのですけれども、この計画や要領を作成するというのが新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きにも書かれているのですけれども、今正に作成しているところということなのですが、これは計画の実施期間が2月17日からというふうになっているのですが、ここまで作るものではないのでしょうか。いつまでに作成されるのかについて伺いたいと思います。

それから一番大変なのが、やはり医療従事者の確保ではないかと思うのですけれども、品川区でも先ほど集団接種の会場が8会場ということでありましたけれども、ドクターは医師会から協力していただくということになるのでしょうか。既にどれくらいの医療機関が、どれくらいの協力をしていただけるということは、おおよそ話はついているのか、伺いたいと思います。

それから、看護師の確保が大変難しいということでも言われていますけれども、品川区では看護師の確保というのはどうされるのか、見通しがあるのか伺いたいと思います。

それから、まず高齢者の8万2,000人に対するワクチン接種ということになっていくと思うのですけれども、それをどのような体制で、いつまでにどれくらいできるのかというのがなかなか見えないのですけれども、そのところを教えてくださいと思います。必要な医療従事者というのは、算定をするようにと書かれているのですけれども、必要な医療従事者の算定というのはされているのでしょうか。また、高齢者を2回接種した場合、何か月ぐらいかかる想定なのか、ワクチンがどれだけ来るのかにもよりますけれども、どれくらいかかる想定なのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1つ、ワクチンに対して期待がある一方、不安の声もあります。ワクチンの安全性や有効性、副反応などの情報の公開は欠かせないと思うのですけれども、区としても情報公開については国任せにしない取組が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、実施計画についてでございます。実施計画は現在作成中でございます。計画の中には、いつ始まってというのももちろん必要なのですが、ワクチンの供給量、まだ不安定でございます。2月17日というのは医療従事者のことでもございまして、東京都が中心になってやっていくということで、その辺りも含めて、ワクチンの供給量が見えたところで、ある程度完成ができるかというふうに見込んでおります。

また、医療従事者でございますが、今、医師会を通じて確保の依頼をして、医師会も協力的に動いてくださっております。ただ、想定外だったのが医療従事者向けのワクチンが今現在足りない状態になっておりまして、医療従事者のほうのワクチン接種が順調に進んでないという現状もございまして、その辺りで、今詰めているところではございますが、区民の皆様が不安にならないように、進行が遅れないように、こちらのほうで注視して動いてまいります。

それから、高齢者に関しましても、ワクチンの数によってどのように接種していくかということは、

現在、調整中でございますので、こちらも皆様に行き渡るように、うまく調整して進めていきたいというふうに考えております。

○渡部委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 まず初めに、97ページのコロナワクチンについて伺いますが、ドクターと看護師の確保というのは大切な1つの要因ですが、ドクターの数も看護師の数も決まっている中において、コロナのワクチン以外に通常の医療もあるわけですよね。そういう意味において、改めて伺います。確保はできているのですか。必ずできるのですか。まずその辺をお伺いします。

それと、57ページの庁舎管理費負担金です。新庁舎について、引き続き、期間とか、あと事業者が入居されると思うのですけれども、一般論でいいのですけれども、負担金は増えるのでしょうか。それと、特に私は国と都の機関には、庁舎の建設費もお手伝いしていただいてもいいと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

次に、135ページの全国ひとり親世帯等調査委託事業なのですけれども、これ、歳入が2万6,000円で、歳出が2万7,000円なのですけれども、これ、何か数字の間違いですか。確認します。

それと、次が139ページの、この品川区役所庁舎の下の駐車場には、いわゆる今、民間企業が入っていますが、どういう形でお金は入ってくるのでしょうか。私が伺ったのは、たしか固定で毎年幾らと決まっていると思うのですが、それとも、売上げによって何%という形になっているのか、教えてください。

次は77ページ、区民住宅ですけれども、特に区民住宅のファミリーユ下神明とファミリーユ西五反田、今、全部で何室あって、何室埋まっているのか教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 ドクター、看護師の確保についてのお尋ねでございます。ワクチンが入りまして、4月12日以降スタートができるようにというふうに国から指示も出ておりますので、その段階で医師が不足しないように、現在調整しております。滞りなく進めることができるようにしてまいります。

○濱中庁舎計画担当課長 新庁舎につきまして、国との負担金はどういった形になっているかということでございますが、今後、基本構想、基本計画等で、新庁舎の規模等が検討されていきまして、それに応じた適切な負担金をいただくという形をお願いしていくことになると思っております。

○三ッ橋子育て応援課長 全国ひとり親世帯等調査でございますけれども、5年に1回の調査でして、こちらは調査の歳入歳出に関しましては、調査旅費、また事務費でございます。調査員の身分証明書や、あと、郵券などがかかっております。歳入につきましては切捨て、そして歳出は切上げとなっておりますので、金額に関しては間違いございません。

○東野経理課長 庁舎駐車場に係る歳入でございますが、ページでいきますと、139ページの地所賃貸料の中に含まれてございます。こちらは総合庁舎、第2庁舎、中小企業センターを含めまして、約2,700万円を計上しております。

契約としましては、タイムズ24株式会社との契約になっておりまして、この契約金額を超えた分につきましては事業者の運営費になります。

○森住宅課長 区民住宅大規模3棟の戸数でございますが、合計で630戸、入居戸数につきましては578戸となっております。

○藤原委員 コロナワクチンの件ですけれども、私が思うのは、通常の医療もあるわけですよね。そ

ここでこういう形でワクチンを打っていただくということなので、そこが1つ心配しているのも、そこをはっきりもう1回答弁を。注視ではなくて、どういう具体的にというのをお答えください。

それと、2万6,000円、2万7,000円、間違いないと。でも、この金額で、この調査、投資対効果で、効果がすごかったらすごいですよね、この金額で。やろうと思えばできるという証明だと思うのですけれども、その辺についてもう1回伺います。

それと、庁舎ですけれども、駐車場に関してです。今回、固定費、固定の金額でお金は来ているということですよ。固いですね。固定でやっているというのはすばらしいと思います。ただ、PCR検査センターでスペースを取っていますので、その辺はどうなったのか、伺います。

それと、区民住宅、630戸で578戸ということは、52戸空いているということですが、これ全部でいいです、52戸掛ける家賃だと、年間どのぐらいになるか教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 医師の確保についてのお尋ねでございますが、クリニック、診療所等々が休診日になっている日、もしくは休診時間、診療時間外の時間を使いまして、時間も含めて調整を進めているところでございます。

加えて、医師会の先生方以外の健診センターとか、その辺りの先生方、看護師にも、今、調整をお願いができないかというところで働きかけを行っておりますので、4月12日に滞りなく進められるように準備を整えております。

○三ツ橋子育て応援課長 全国ひとり親世帯等調査でございますけれども、こちら全国的に国が調査の地区・世帯の割り振りを考えるのですけれども、こちら、世帯の状況や住居、そして就労など、ひとり親世帯の基礎調査となるものを調査するものでございます。効果はあると考えております。

○東野経理課長 現在、第2駐車場の屋内駐車場の半分につきましてはPCR検査センターとして活用しているところでございます。このため中に駐車してございました庁有車約18台を外に駐車してございます。そのため、昨年8月からなのですけれども、月約45万円ほど減額いたしまして、現在継続しているところでございます。

○森住宅課長 大規模3棟の区民住宅は、今、52戸空いているというところでございます。大体家賃の平均として14万円から15万円程度ということになりますので、単純に計算しますと9,000万円余が年間の使用料になります。

○藤原委員 区民住宅、目標は満室ですよ。100%貸し出したいという思いがあると思うのです。そこは間違いなく思うのですけれども。それで、特にファミリーユ下神明、思い出すのですけれども、三菱マテリアルがあそこを持っていらっしゃって、先達の皆様たちが一生懸命協議をし、あそこに区民住宅を建てて、そして区にお金が入ってくるというすばらしいシステムであそこをつくったわけですから、これ、いろいろ課題がある中で、一日も早く満室にしてもらいたいと思っています。所得制限の件も、今、最初に入る時は所得制限があるけれども、更新するときには所得制限はありませんよね。幾ら収入が上がっていても、出てくださいとかなりませんよね。区民住宅は段階がないから。そこも含めて、100%に近づけるということがやっぱり行政としてやっていかないといけないと思う。1年間に9,000万円、2年間なら1億8,000万円。3年間だったら2億7,000万円、これ、大きいですよ。入ってくるのだから。だから、ここをどうにかしてもらいたいと思うので、課題としてよろしく願いいたします。

次が、49ページ、区民税というか、歳入全般という意味でお伺いしたいのです。企画調整、ぜひ、全部考えるということで教えていただきたいのですけれども、まず、企画で調整していくためには、い

いわゆる少子高齢化と言われていますが、これはまず何が一番問題があるのでしょうか。

そしてもう1点、今、国が金融緩和していますよね。財政出動もしている。でも、ちっともインフレにならないのですよね。成長率2%という目標にならない。これはどういうふうに考えているか教えてください。

それと、マスコミ等が必ずこの頃、前から言っているけれども、日本は1,000兆円以上の借金があって、1人につき900万円以上あるというような話が出ていますが、この辺についてどう考えるか教えてください。

○佐藤企画調整課長 3点ご質問いただきました。まず1点目の少子高齢化の影響でございますが、高齢者の人口は依然として伸びていきますので、その辺で社会保障費が増えていく。一方、少子化が進みますので、生産年齢人口がどんどん減っていくと、労働力の減少や、経済への影響、供給減等が起きるといふところ、自治体としては最もあれなのですが、税収の減少が進んでいくといふところが影響が大きいといふふうに考えております。

2点目のご質問の金融緩和のことでございますが、日本銀行がたしか2013年に物価安定の目標を2%として設定をしているところではございますが、いまだいろいろ課題があって達成できていないと捉えております。

3点目の国民全体の借金がかかなりあるといふところは、当然承知をしているところでございまして、区民に身近な基礎自治体として、まずは区といたしまして、新長期基本計画をきっちりと進めていくといふところで一生懸命頑張っていきたいと考えております。

○藤原委員 課長、国のことだからと思わないでいただきたいのです。企画調整していく上で、やっぱり国全体を見ていくといふのは、私は大事だと思って今質問させていただいています。

例えば、1,000兆円以上の借金と言いますけれども、バランスシートを見ると、確かに1,000兆円以上あるのだけれども、日本の国の資産もあるわけですよね。そうすると、バランスを見ていくと、1,000兆円は違うのだなと私は思うのです。もっと言うならば、なぜ日本の国債がこんなに金利が安いのか。長期国債。それはこの国は大丈夫だと世界が認めているということなのです。国債の金利がこれだけ安いから。だから、そういうことも思って企画調整していただきたいと私は思っています。

あともう1点、少子高齢化の問題は、今、生産人口がおっしゃった。そのとおりなのです。でも、去年の人口動態も日本という国は減っています。品川区は、亡くなった方は減って、たしか生まれた方は増えているのです。そういう意味において、生産人口の確保は絶対これからしていけないと思っております。だから、何が言いたいかといふと、企画調整するときに、少しでもいいので頭へ入れておいていただきたいのは、介護離職させては駄目なのです。介護離職、生産をしてくださる年齢層の方が介護離職するといふ状態をつくらないための企画調整といふか施策をしていっていただきたいと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 2点ご質問いただきました。まず1点目の資産運用に関しましては、区としても重要な取組だと考えておりますので、会計管理室等と連携して確実に進めていきたいと考えております。

2点目の人口の確保に関しましてですが、委員ご案内のとおり、コロナの影響で、人口はこの6か月間ほどは減少しておりますが、年間で比べると4,700人増しております。また、品川区から一度転出されて戻ってきた方の6割が、以前、品川区に住んでいたという調査結果もありますので、それくらい

品川区のポテンシャルが高いというふうに理解をしております。

委員ご案内の介護離職の件に関しましても含めて、区として対応してまいります。

○渡部委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、87ページの生活保護費、91ページ、97ページに関係して新型コロナウイルスワクチン接種と、それから体制確保事業費補助金、93ページの保育対策総合支援事業費補助金、93ページと111ページに関係して地域生活支援事業と、高次脳機能障害者支援促進事業、121ページ、地域自殺対策強化交付金について伺います。

順不同ですが、最初に新型コロナウイルスワクチン接種のことです。皆様のご質問で、大分いろいろなことが分かってきたのですけれども、私からは委託の契約のことについて伺いたいというふうに思います。

昨日の補正（予算の審査）でも出ましたけれども、その後、電話でお問合せしたら、接種会場の運営について、機材も含めて全部委託するという内容だと伺いました。先ほど、機材の有無も含めて運営全部ということだったのですけれども、一方で、例えば八潮学園でしたか、学校であることから動線については注意していくというような話もありました。委託の中身が、どの辺までちゃんと詰められているのか。そもそもワクチンの計画全体がまだまだいろいろ定まらない中で、どういう委託になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、昨日、3者の中から選んで随契というふうに伺ったと思うのですが、どういうふうに優位性を認めてここを選ばれたのかについても伺いたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 委託の中身についてのお問合せです。今、接種会場運営費に関する全てのものを調査している最中でございます。4月12日以降、接種会場がうまく回るように、今現在、最後の詰めを行って調整をしておりますので、その辺りの必要な机や椅子の数であるとか、人数であるとか、今、計算を試算中でございます。よって、金額等々については、まだ現時点では確定はしておりませんが、今、最後の詰めを行っているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、業者につきましては、3者の中で見積り等々、それから提案を受けまして内容を精査いたしました。金額等々につきましても、こちらのほうで確認をしまして、差がないということで確認がとれております。今回選びましたJTBに関しましては、23区の中で全部で10の区と契約を結ぶというところもあり、情報も含めて連携がとれるということと、Go To トラベル等々で、そういった郵送とか、その辺りのシステムの実績があるというところないし区内業者を使っているというところ、こちらのほうで選定をしたというところがございます。

○吉田委員 すみません、昨日お電話で問合せしたときより大分複雑な質問になってしまいました。ごめんなさい。

委託の事業者の選び方ですけれども、今はまだこの区も進んでいない中で、ほかの今までの実績の中から選ばれたということだと思っておりますけれども、その辺、これはぜひうまくやってほしいという要望にしておきます。契約書の中身については、あとで拝見させていただいて、その後また検証させていただきたいと思っております。

次に、生活保護についてです。昨日の補正の質疑で、ケースワーカー1人が担当している世帯でしたか、それが104世帯でしたか、105世帯でしたか、おっしゃっていました。多いのではないのでしょうかということで、この人数を担当していて十分なアウトリーチができていないのか、伺いたいと思っております。昨日も増員の必要性を質問したのですけれども、ご答弁がなかったのでお答えをお願いします。

併せて、2019年にモデル実施した健康管理支援事業について、次年度どのようにするのか答弁がよく聞き取れなかったので改めてお答えをお願いします。

○櫻木生活福祉課長 ケースワーカーの担当世帯数でございます。昨日ご答弁申し上げましたのは、ケースワーカー1人当たり103世帯でございます。多いのではないかとこのところ、ケースワーカーも、純粋な担当持ちケース数はそのような形になるのですが、そのほかに会計年度任用職員の方に安定した高齢世帯の方を一部担当していただいておりますので、それを含めると、実質的には92.6世帯程度という形で、負担はいくぶん軽減しているような状況でございます。

併せて、人員増につきましては、区全体の人員配置の中から決まるものと考えておりますが、生活福祉課としましても、事務の効率化、集中化、IT化等を通して、ケースワーカーの対人援助業務の余力を創出するような取組を進めてまいりたいと思っております。

それと、健康管理支援事業でございます。令和3年度につきましては、被保護者世帯の健診率の向上を進めてまいりたいと思っております。受診勧奨のチラシを作成して、健康診査を受けていただけるよう積極的に勧奨を行っていくところが主なテーマでございます。

○吉田委員 ケースワーカーの人数です。会計年度任用職員の活用というか、安定している人をそこをお願いするということですが、やっぱり92.6世帯というの、まだまだ多いのではないかとこのように思います。やっぱりアウトリーチで丁寧にやっていくということが必要だと思いますので、ぜひその辺については、人員要求といいますか、生活福祉課として、ぜひお願いしたいと思っております。

健康管理支援は本当に必要な事業だというふうに思っておりますので、ぜひ次年度も有効な事業にしていただきたいと思います。

次に、保育対策総合支援事業費補助金から、区内私立保育園開設経費について伺います。

保育園の開設経費の補助基本額が増えていて、国とか都で新しい園の開設を拡充する方向については評価しております。しかし、生活者ネットワークとしては、待機児童対策と同時に、保育の質の確保を強く求めています。10月の決算特別委員会では、保育の質の確保のために、東京都が補助金の要件としている財務情報の点検を求めて質問しました。今回は、そもそも保育園の開設事業者をどういう視点で選んでいるのか、伺いたいと思っております。適切な事業者を選んでほしいという意味です。開設したいという事業者を無条件で認めているのではないと思うのですが、どういう条件で選んでいるのか伺いたいと思っております。保育園運営の事業計画などの提出は求めているのか伺いたいと思っております。

○若生保育支援課長 保育園の新規開設等に関わる事業者の選び方というようなご質問でございます。

基本的に私立保育園開設時に関しましては、開設希望があった事業者から具体的なご提案等をいただきまして、区のほうでヒアリングを行いながら、事業者の保育に対する考え方ですとか財務状況等から適格性を見極め、問題がない場合、開設に向けて手続を進めていくということになってございます。

当然、企画提案いただいた中で、事業内容ですとか保育事業者の考え方、それから、計画の中身、そういったことも含めて、こちらのほうで確認させていただいて、適切かどうかというところを判断させていただいているところでございます。

○吉田委員 提案の中に、日々の保育園の運営をこのような人員配置でこういうふうにしていくというような事業計画、その中に、多分、結果として財務情報の中にそれが表れてくるのだと思うのですが、その辺もちゃんと点検されているということではよろしいでしょうか。

あるファンドが品川区に認可園を開設するための土地と建物への投資を呼びかけている案内を目にいたしました。集まったお金をもとに、事業者がその土地と建物を取得、その土地と建物に保育園を開設

し運営する、投資呼びかけの文章の一部をそのまま読みますと、「運用期間中に不動産を賃貸することにより、賃借人から得られる賃料および不動産の売却代金を基にして、投資家の皆さまへの配当および元本償還を行います」というふうにあるのです。賃借人というのは、この場合、保育園運営事業者だと考えます。投資の呼びかけは、さらに「公的な施設であることから、国や自治体などから補助金が給付されており」、「認可保育所は非常に安定した運営を行うことができる施設であり、賃貸不動産として見ても、安定的な賃料収入を生み出す投資対象と考えられます」とうたっています。保育園は、基本、補助金をもとに運営されていると理解しております。私自身、議員になる前には保育園事業にも関わっておりました。月次決算を見ていたのですけれども、その月次決算を見ている実感からいうと、補助金があるから安定しているのではなくて、安定して事業をするためには補助金がなければやっていけないということでした。保育園は補助金があればちゃんと運営できます。真面目に保育の質を確保し、適正な人件費を払っていたら、もうからない事業だというふうに思います。配当はどこから生み出されるのか、ファンドへの払いもあると思うのですけれども、理解できないのです。こういう事業者を保育園事業者として適切と考えるか伺いたいと思います。私の理解が及ぶ範囲では、どうしても配当は賃料補助として支払われる補助金から生み出されるとしか思えないのです。基本的にもうかる事業ではなくて、もうかる事業ではないから補助金が出ているのに、あたかも安定した事業とうたっているということに、とても違和感があるのですが、お考えを伺いたいと思います。

○若生保育支援課長 2点ほどご質問いただきました。まず1点目、事業者の保育事業計画で財務状況等の確認というところですが、これは新規でご提案があった場合は、区のほうで経営分析を必ず実施しております。また、これまでその事業者が開設してきた園があれば、そういったところの指導検査結果ですとか第三者評価の確認、そういったこともしておりますし、借入状況ですとか財務状況というのは、確実な資料を基に判断しているところでございます。

それから2点目の保育園のほうのファンド化して、それを基に投資家を募っているというふうなお話ですが、こういったことは、これは現在、新規の認可保育園については、賃貸物件に入る形がほとんどで、自己所有で建物を所有、保育園事業者が自ら建物を、土地を持っている例というのはかなり少ない状況です。そのような中で、土地や建物を持っているオーナーが、そういった投資法人を立ち上げて、市場のほうから出資を募るといった手法は当然あり得ることであるということ認識しております。それについて、もうけがあるかどうかというところは、その土地建物自体の価値にもよります。ですので、ここで補助金が入っているということ言えば、そこは保育事業者の選定は区のほうで責任を持って行っているというところで、そこに関しては補助金の上限等もございまして、適切にこちらのほうでは判断しているところでございますけれども、こういったファンド化等といった不動産投資の世界の話になりますので、そのこと自体と保育園運営の質というところは全く別物でありまして、切り離して考える必要があると考えております。

○吉田委員 私もこれだけの情報でこれが不適切とかいうのは言い切れないというふうに思っております。この件についてのやり取りをここでこれ以上行うつもりはないのですけれども、一般的に保育士の人件費を低く抑えながら、外に向けては安定した事業とうたって投資を呼びかけるということには、本当に釈然といたしません。情報をお渡ししてありますので、お手元にある財務情報を調べていただければ分かりますが、この園も決して人件費は高くありません。30%ぐらいです。適切で安定している事業だったら、私は保育士のほうにきちんとした支払いをすべきだというふうに思います。保育園を増やす必要もあると思いますが、事業者を選ぶにあたっては、保育園運営の事業計画もよく確認していた

だきたいのと、やはり運営されているところについては、財務情報の点検を再度強く求めたいと思います。今日はこれはここまでにしておきます。

次に、地域自殺対策強化交付金について伺います。

昨年の決算特別委員会で自死を防ぐための施策として、様々な相談窓口を明記して相談を促すカードやカレンダーを配布しているというご答弁をいただきました。それは大変いい試みだというふうに思いますが、実績としてどれくらいの場所に配布しているのか、補充はどのようにしているのか伺いたいと思います。

それから、今、電話での相談には抵抗がある人も多いという、特に若い人であればというふうに聞きます。相談の手段の多様化については、いかがでしょうか。

それから、きめ細かい相談窓口を案内することも大事なのですが、とにかく困ったらここに相談するという、別に何でもいいから相談するという相談窓口のようなものも必要ではないかと思えます。区が直接運営するのが難しければ、相談の実績があるNPOとのネットワークとかも検討に入れてはいかがでしょうか。伺います。

○鷹箸保健予防課長 自殺予防に関する普及啓発の取組についてでございます。これまで実施していた小・中学生等に配布していたSOSカード、小さいものですが、それを今年は成人版というものを作りまして、区内各所に配布してございます。民間企業も含めまして、あとは、区内の私鉄、JRの駅のトイレなどにも置いていただくようお願いをしたところでございます。あとは、この1月から始めております「こころの健康づくりカレンダー」についても、SOSカードと同時に、区内病院、クリニック、医科歯科、薬局等に1,000か所以上、あとは商店街、それから区有施設、そのほかに区内の中小企業などにも配布させていただいております。カレンダーについては、おおむね5,000部。好評だったこともあり、今、追加で1,000部を作成し、この後また配布する予定にしております。SOSカードについては、大人用が5,000部、子どもについては、学校等で配布させていただいておりますけれども、大体毎年3,000部、それから区内の大学、専門学校等にも配布しているところになります。

それから相談先でございますけれども、確かにいきなり電話というのはハードルが高いというふうに実際に相談した方からもよくお話を聞くところで、現在、若い方ですと、QRコードで読み込みまして、LINEでの相談などが非常に、それもすぐ答えが返ってくる形でのLINEでの相談のほうがアクセスしやすいというお話もありますので、今回作成いたしました「こころの健康づくりカレンダー」に、そのQRコードを載せたとともに、今、1年物のカレンダーと別に年度カレンダーの1枚物等も準備してございまして、そちらにも、小さいお子さん、それから学生でもアクセスしやすいようにQRコードだけでもそれをお伝えしようという形で考えております。

また、とにかくここということでは、区で直接、特に24時間の対応という部分はかなり難しい部分もございまして、そこはNPOと連携し、東京都が実施しております「こころの健康相談」の窓口などにアクセスしやすいよう、情報提供を現在も進めておりますし、今後もそこに力を入れていきたいというふうに考えております。

○吉田委員 課長もきっとご存じだと思うのですが、秋田モデル、秋田のほうで自殺率を低下させたというようなネットワークのやり方もぜひ視野に入れていただきたいと思えます。

それから、カレンダーについて、公園のトイレとか、そういうところもぜひ視野に入れていただければと思います。これについては、ぜひ引き続き拡充していただきたいと思います。

時間がなくなってしまったのですけれども、111ページの地域生活支援事業について、障害者総合支援法に基づく事業と考えます。3年間の障害児者計画について、何か意欲が見えない、ロードマップが見えなかったので、この3年間における地域生活支援事業について、決意ぐらいで今日はいいですけれども、ぜひお示してください。

○**松山障害者福祉課長** 計画についての見込み数についてお答えいたします。地域生活支援事業は地域に定めて積極的に今後も実施してまいりたいと思っております。

○**渡部委員長** 次に、松本委員。

○**松本委員** よろしく申し上げます。今日は、91ページ、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、97ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、139ページ、品川音頭の著作権料、また関連して、区の知的財産について、時間が間に合えば、157ページ、雑入について伺います。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金についてですけれども、先ほど、芹澤委員のご質問でも、このワクチンの接種費用、全ての国の負担だというふうな話が出ておりました。ただ、これ、どこまでを全てと想定すればいいのかは結構難しいところもありまして、先ほど上限額が国から示されたというお話がありました。この上限額、負担金と補助金、どちらも上限という形があるのか、まず、この上限の考え方を伺いできればと思います。お願いします。

○**豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長** 上限額が変更されたものは補助金のほうでございます。負担金のほうは、接種費用ということで、1接種につき2,070円（税抜）というふうに示されておられて、掛ける人口というところで決まっております。補助金のほうは、運営費とか、その辺りのものが、もともと示された金額では足りないだろうというところから国から示されたこともあり、上限額が変更されて、上限額案ということで、先ほど来ましたということでご説明させていただいたとおりでございます。

○**松本委員** 国からの通知、私も拝見したりしているのですが、なかなか難しいところも結構いろいろあるなと思っていて、具体的に考えていくほうがいいのかと思って、例えば、一般質問でも練馬区モデルと出てきて、練馬区モデルは、基本的には負担金もしくは補助金で対応できるのだろうなと思うのですけれども、一方で、例えばパンフレットとかの広報宣伝費で、これも恐らく補助金の需用費で認められていくものだと思うのですけれども、ただ、これも、かけようと思えば青天井で、上限額が示されたというところはあるのですけれども、この上限額の中で、見ていると、国の通知だと、私が見ているものとお手元にあるものが違うかもしれないのですが、例えば対象経費という形でいろんな項目が挙げられているかと思うのです。その中で示されている上限が、各項目ごとの上限なのか、それとも需用費とかも含めて、旅費とか謝金とかいろいろなものがあるのですけれども、ざっくりまとめて上限が示されているのでしょうか。どちらになるのでしょうか。お願いします。

○**豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長** 今のご質問でございます。こちらで把握しているのは上限額の8億5,000万円という先ほどのもののみで、内訳については特に示されておりません。

○**松本委員** そうすると、なかなかざっくりとというか、漠然としているところもあると思うのですけれども、その中で、これも経費対象を見ていくと、例えば広報費とかというのは項目が上がっているから分かりやすいのですけれども、先日、調布市が、今度は、調布駅前に600㎡規模のプレハブ会場を設けてというふうな、新たに施設をつくってというふうなものを掲げていました。品川区の場合は既

存の施設を使うということなのですから、今後、いろいろ状況が変わったときのことにも備えてお伺いしたいのですけれども、こういった新たな施設をつくる場合は、今回の対象経費の中に、例えば、工事請負費とかに入ってくるのかどうか、この辺りの考え方をお願いいたします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 今のご質問も、真に必要な経費ということで含まれるということでQ&Aのほうに示されておりました。

○松本委員 一方で、例えば埼玉県宮代町のほうでは、これはワクチンを接種した人に町で使える商品券を配布すると。多分、促進策だと思うのですけれども。あるいは横須賀市では、割引サービスみたいな感じで、いろいろと奨励策が各自自治体で独自で今いろいろと挙げられつつあります。逆にこれは、この補助金には入らないというふうな理解でよろしいのでしょうか。お願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 現時点で把握しているところでは含まれないというふうにこちらは理解をしております。

○松本委員 全て含まれるというふうな報道がされていて、この全ての範囲というのがどこまでなのかということも我々区民も分からないところがあると思いますので、結局、上限があったりとか、いろいろと実は制限があったりということで、かなり自治体ごとに対応が異なってくる可能性がありますので、ぜひ品川区民の皆さんが、うまい形で接種できるような体制を整えていただければと思います。ありがとうございます。

次に、品川音頭の著作権料について伺ってきたいのですけれども、これ、予算額を拝見すると、使用料で1万円と極めて少額が計上されているということになっています。どういった使用を想定しているのか、あるいは、過去どういった使用がなされたのか。お願いいたします。

○大澤広報広聴課長 品川音頭の著作権でございますけれども、こちらは、例えばカラオケですとか映画の中で使われたりとか、あと、ラジオで流れた場合に著作権料として品川区に入ってくるものです。使われた場合は、一度著作権協会を通しまして音楽出版社のほうで取りまとめを行って、著作権割合、品川区は25%ですので、全体の25%が入ってきます。

これは年度によってかなり差がありまして、平成30年度は1万円少々だったのですが、令和元年度はダンスイベント等で使われたことがございまして、10万円を超える著作権が入ってきてございます。令和2年度は、現在のところ、ラジオ等で使われて5,000円少しということで、かなり年度に差がございまして、その間というか、1万円ということで令和3年度は計上しているものでございます。

○松本委員 この品川音頭というところで著作権料が発生しているというところなのですから、来年度は別の所管で、オリジナル介護予防体操の動画作成とかも出てきていて、この知的財産というものを区としてどう考えていくのかというのは、これはもう結構前から言われているかもしれませんが、ひとつ考えていくことなのだろうと思います。当区も「ハタチの龍馬」とか、品川区3競技応援キャラクターとか、キャラクターも存在しているところだと思います。3競技応援キャラクターについては、過去の議事録を拝見すると、商標登録はされているというふうになっているかと思うのです。この辺りのキャラクターとか、あるいは今の品川音頭とかの著作権とかの知的財産の管理体制は、区全体としてはどういうふうになっているのでしょうか。

○中山会計管理者 知的財産の管理体制ということですが、そのほかに商標登録ですとかロゴの登録とかも併せまして、一応無形資産ということで会計管理室のほうで管理しているものでございます。

○松本委員 この知的財産、なかなかいろいろ難しいところはあると思うのですけれども、これからやっぱりキャラクタービジネスとかいろいろなところで言われているので、少しご提案をして終わり

たいと思うのですけれども、くまモンというすごく有名なキャラクターを皆さんご存じかと思うのですけれども、あのくまモンがすごく面白いことをやっているのは、使用料を無料にしているのです。それでどんどん使っていただくという形になっているかと思えます。その結果、すごいことに2020年、関連売上が1,698億円ということで、実際に直接入るお金ではないのですけれども、そういった形で地域振興に役立っている。そして結果的に実際の税収が上がるというふうなことになるかと思えます。

例えば、今の3競技応援キャラクターがありますけれども、これを区内の商店が自分のところの商品で使いたいのだというふうに言った場合に、これは今、どういうふうな扱いになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 3競技応援キャラクターの取扱いについてでございます。使用したい団体や企業等がございましたときには、届出だけしていただいて、特に使用料等はいただいているというところですので、ぜひたくさん使っていただきたいと思っています。

○松本委員 すごくいいなというふうに思いますので、それはまだご存じない方もいらっしゃると思うので、ぜひ広報もお願いできればと思います。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、最初に97ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金。それから、77ページ、79ページの住民票とか印鑑証明等のコンビニ交付についてに関わる手続きについて伺いたいと思います。

初めに、新型コロナウイルスワクチンのほうですけれども、いわゆる国のほうでワクチン接種記録システムというものを作って、これを各自治体で使ってくださいというお話があって、昨日、会派の質疑の中で、品川区としては、これは導入していく方針ですというようなご答弁があったかと思えます。

このワクチン接種記録システム、昨日もちょっと議論がありましたけれども、いわゆる2回の接種ということでの複雑性から、2回目に引越したときに、自治体をまたいでしまったときの管理ですとか、将来的には、我々が接種会場の予約を取るというのは、平日の日中はなかなか難しい場合に、産業医のいる大きな会社などでは、そこで接種しようなどということも考えられてきたときに、こういった国のシステムが生かされる。

それから、ワクチンの性質から非常に不安の声がいろいろあるので、多数の問合せに答えなければいけないでしょう。そうすると、こういった問合せ等にしっかりと答えていくために、国で一括した厚生労働省でのコールセンターとかありますけれども、そういったところで副反応等の問合せをしっかりと答えていくというようなことに対応できるようにしたい。

それから、これも恐らく発生してくるのでしょうかけれども、海外渡航するときに、行った先で接種証明みたいなものを必要とされる。接種証明がないと、うちの国には入れませんみたいな話になったときに、そういったものを発行する上でも、この接種記録システムがあると役に立つのだよというようなことが国の資料には書いてありました。

これを導入していこうというようなときに、1つはこの入力作業が手作業だと大変に煩雑になってしまうということで、接種券のバーコードとかOCR、こういったことで自動で入力できるような形が望ましいわけですけれども。昨日、報道でもタブレットを国のほうから4万1,000台ぐらい配りますということでしたけれども、品川区として、1点目にお伺いしたいのは、接種券にバーコードとかOCR

の形での自動の読み取りみたいなものに対応ができていますのかというところの確認が1点目です。

それから、さっきちょっと触れたのですけれども、4万1,000台ほど国としてワクチン接種記録システムに使うタブレットを配付するというのですが、これが当初予定の接種会場をおよそカバーするというようなことでの台数だということだったので、品川区に置き換えると、何台ぐらいということになるのか、どの程度の会場数をカバーできるということが、この4万1,000台という数から、品川区において、今、8会場が少なくともあるわけですが、今後どれぐらいの会場にこのタブレットが対応できるのかということで、その2点をお伺いしたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず1点目のご質問でございます。区が発送するクーポン券のOCRでございますが、印刷はいたします。ですので、使えるということでご理解をいただければと思います。

また、タブレットに関してですが、区の集団接種会場、要は、数をたくさんさばくような大きな会場ではタブレットを導入していただくというふうに考えておりますが、国から幾つというのは、まだ現時点で、区のほうに幾つですというのはおきておりません。今後また調整が入るかもしれませんが、情報をこちらから取りにいて、十分過不足ないようにしていきたいというふうに考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。続いてですけれども、この接種会場で入力した接種の結果、誰がいつ、どのロットナンバーを打ったのだということを、そこでタブレットから入力されるわけですが、その後、その入力された接種結果の記録というかデータ、これが国のほうのシステムに入るわけですが、品川区がこの情報を共有することができるのか、アクセスできるのか。なぜ聞かかという、品川区は品川区でコールセンターを持っているわけで、そのコールセンターでの問合せ等には接種結果のデータが必要になってくると思うのです。そのときに、1回の入力で済ませられるのか。場合によっては、国は国でアクセスできるデータであって、それはちょっと使えないので、品川区は品川区で接種結果をまた二重に登録しなければいけないみたいなことがあっては、いかがなものかというふうに思うので、そういったところの懸念についての現状を、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長 国のシステムから情報を取り出すことはできるよだということ聞いております。ただ、こちらのほうで区のシステムで予約管理をするか、国の予約システムで管理をするか、その辺りも、現在、調整して詰めて、効率がよい方法を考えていければというふうに考えております。

○塚本委員 分かりました。これから調整していくということであろうとは思いますが、我々もこの辺はスムーズな接種を進めていくという意味では、我々としても国に対しては、独自の我々としてのチャンネルを通じながら、区としてしっかりとスムーズな体制で接種できるように働きかけていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、住民票とか印鑑証明、課税納税証明ですか、コンビニ交付についてなのですけれども、大体今の予算を見ると、全体の交付のうちコンビニ交付で見ているのは、10%はいかない状況かと思ひます。現状、このコンビニ交付、まだまだ行き渡っていないというか、もっとたくさんされてもいいのかなというふうな思ひもあるのですけれども、ここについてのお考えを、今どういう状況なのかと、認識をお聞きたいと思ひます。

あともう1点は、戸籍証明については、今年の1月か、コンビニ交付が始まっていると思ひますけれども、これが今年度の予算にはコンビニ交付の予算が載っていなかったのですが、それがなぜかとい

う2点をお伺いします。

○山本情報推進課長 コンビニ交付についてのお尋ねでございます。コンビニ交付の割合ですけれども、ここ数年一応伸びてはおりまして、昨年度ですと約5.8%、今年度は1月末時点で8.2%というところで、少しずつ伸びている状況でございます。引き続き周知等も図りながらコンビニ交付を伸ばしていきたいというふうに考えているところでございます。

○木村戸籍住民課長 戸籍証明に関するコンビニ交付の経費が載っていないというところでございませぬけれども、こちらについては、申し訳ございません、漏れでございまして、実際に今年の1月からスタートをしております、実際にもう交付を始めておるところでございまして、今後見ていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔「漏れということはないのではないか」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員 訂正は、後日しっかりお願いしたいと思います。

それで、戸籍住民課の3階の窓口とかを見ていると、本当に人で混雑している時が結構目について、こういうのを見たときに、こういったコンビニ交付というか、マイナンバーカードが普及するに伴って、技術的には、マイナポータルというもので自宅でキャッシュレスで決済すれば印刷できてしまうよねというのは時々聞く声でございますけれども、こういったことに対しての区のお考え、あまり時間がないので、お考えだけで結構ですので、ご答弁いただければと思います。

○山本情報推進課長 マイナポータルを活用したコンビニ交付というところでございますが、今、コンビニ交付の仕組みとしましては、国が実際運用しているというところで、専用のネットワーク等を使いながら、コンビニと区役所間のデータのやり取り等を行っているところでございます。自宅等からマイナポータルを使ってということになりますと、一部インターネット等を使うこととなりますので、その辺がセキュリティ上の問題が少しあるのかなというふうに考えているところでございます。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時10分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお伺いいたします。89ページ、入院助産費、113ページ、放課後子ども教室等補助金、お時間ありましたら、101ページ、公園・児童遊園整備費をお伺いします。

初めに入院助産費です。こちらは、経済的に分娩費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、出産のための入院に要する費用を助成するものと認識しておりますが、国と都の入院助産費を利用して補助を受けられた方は、毎年、何名くらいいらっしゃるのか教えてください。

また、こちらは児童福祉法に基づくものですので、対象となる方には確実に提供していただきたいのですが、入院助産の周知方法に関しては、現在どのように行っているのかお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 入院助産の実績値でございます。まず、平成30年度は5件、平成31年度（令和元年度）は7件、令和2年度は2件となっております。

また、周知方法でございます。こちらに関しましては、直接相談がある例えば保健センター、また、生活福祉課などが、実際にそれぞれの妊産婦と相談をしながら、こちらの子育て応援課に入院助産として引継ぎをしているところでございます。

○せお委員 大事な助成金ですので、毎年利用者が少なくてもお困りの方に確実に情報を届けられる方法を検討いただき、妊産婦の不安を解消できるよう最善を尽くしていただきたいと思っています。

今ご答弁にありました、相談したらその情報をもたらえるのではなくて、こちらから積極的に情報を発信するべきかと考えます。母子手帳をお渡しするときなどの早期の段階の情報提供のほうが継続した適切な支援につながりますので、周知方法にはその時期も検討していただきたいと要望します。

そして分娩の費用に関してですが、公益社団法人国民健康保険中央会の調査によりますと、出産費用、ここでは出産のための入院にかかる費用ですが、東京都での平均は約62万円ということです。品川区内の主要な病院の分娩費用も65万円以上、67万円以上、69万円以上と、東京都の平均よりも高いです。先ほどの入院助産の対象の方に限らず、出産育児一時金の42万円を引いた20万円以上の金額を出産の際に自費で出すというのは、一般的に考えても大変なことなのではないでしょうか。

そのような中、都立広尾病院は、安全に出産でき、分娩費用が45万円と、比較的低費用でとても人気があったのですが、コロナ専門病院となり、妊婦は他の医療機関への転院を余儀なくされました。その際に品川区の妊婦からも、広尾病院以上の金額は出せない、どうしたらいいのかなどのお声がありました。そのような声を受けて東京都は、広尾病院からの転院先の出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた額を支給するなどの支援を決定しました。ただし、これはコロナ対応の暫定的な支援ですし、厚生労働省も出産育児一時金の来年度の増額は見送ることも決定しています。このような状況で出産をと言っても、コロナ禍も加わって不安が大きいと思います。会派からは、代表質問において出産費用への品川区独自の出産育児一時金の上乗せ給付を提案しました。私からも改めて要望いたします。

渋谷区ですが、ハッピーマザー出産助成金というものがありまして、1人の出産につき限度額10万円で、加入している健康保険から付加給付がある場合にはその額を控除して支給するというものがあります。このように近隣自治体も少子化対策としての支援を行っていますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと考えます。

代表質問でのご答弁では、東京都で実施される新たな出産応援事業等の動向も見ながらということで、こちらは育児用品などの購入を補助するというものかと認識していますが、東京都の支援への品川区の考え方も含めて、品川区独自の出産育児一時金の上乗せ給付の考え方を改めてお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 様々近隣区が実施している出産育児一時金の上乗せ事業でございますが、区は、代表質問でもお答えいたしましたように、東京都などの動向を踏まえ、また、近隣区の状況も踏まえながら、区として研究してまいります。

○せお委員 私は、昨年新型コロナウイルスが蔓延して緊急事態宣言が出た頃から、国でもなく都でもなく品川区でできることは何なのだろうと、国と都とは財源が違うし、事態が大き過ぎて、できることはないのではないかと考えましたけれども、区市町村のような基礎自治体では、国や都が細部まで行き届かないところで、心温まる、心を通わせる支援を行っていったらいいのではないかなと考えるようになりました。

そういった視点で、衛生費でも質問する予定ですが、予算の使い道はこのようなどころにあるのではないかと考えていて、国や都のスタンスとは違った、痒いところに手が届く心通じ合える支援をぜひ品川区が行っていただきたいと思います。

ここで入院助産費の質問は終わりますが、ご答弁いただいたのは子育て応援課でしたが、母子保健にも大きく変わっている内容で、従来の縦割りではなく、一緒に考えて一緒に品川区をよりよくしていただきたいので、健康課や保健センター関連の方にもお残りいただきました。お忙しい中ありがとうございます。

いました。

次に、放課後子ども教室です。東京都の放課後子供教室運営費の中に、特別な支援を必要とする子どもの受入れに関する補助があります。予算見積書の中の運営費に、この特別支援に関する補助金は含まれていますでしょうか。お聞かせください。

○廣田子ども育成課長 こちらの補助金については、区は委託料の中でまかなっている関係で、申請をしておりません。

○せお委員 今のそういったやり方を大きく変えるということは困難かとは思いますが、都からの補助金はうまく活用していただいて、子どもたちの支援をしていただきたいです。

現状、発達障害や軽度の知的障害などのお子さんに関しては、比較的すまいるスクールで受け入れていただいているということをお聞きしていただき、大変ありがたく思います。ただ、医療的ケア児を含めた支援が比較的多く必要なおさんは受け入れていただけない状況にあります。

昨年の第4回定例会の一般質問で取り上げましたが、すまいるスクールは品川区の全児童放課後等対策事業としていて、さらには第二期品川区子ども・子育て支援事業計画には、令和2年度から令和6年度までの計画ですが、そちらにおいては、「希望するすべての児童が」と書かれています。もちろんすぐに希望するおさんの全員の受入れをと、安全面を考えても申し上げませんが、全ての児童と掲げている以上、ビジョンがあると思います。そちらの答弁が一般質問にはありませんでしたので、改めて全ての児童を受け入れるためのビジョンをお聞きしたいと思います。

また、現在では、午後6時以降は1年生から3年生のみの受入れとなっています。支援が必要なおさんは4年生以降も1人で自宅では過ごせません。まずは4年生以降の受入れの拡大も検討していただきたいのですが、見解をお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールの受入れの考え方でございます。すまいるスクールにつきましては、就労家庭であったりとか、介護であったりとか、そういういわゆる学童保育の対象の子ども、児童以外も受け入れる事業となっております、全児童対策とさせていただきます。しかしながら、条例規則の中で、集団生活ができること、また、医療的行為が必要なことに関しては受け入れられないこともありますよというたい方をさせていただいております。

今現在の状況ですけれども、なるべくニーズに合わせておさんをお預かりしたいというふうにご考えておまして、特別支援児の方も、大体1日200名ぐらい預かっていて、特別支援学校からの受入れも十数名毎年お預かりをしているところでございます。そちらにつきまして、特別支援児であったりとか、配慮が要るおさんに関しましては、3人に1人加配、スタッフを配置している状況です。また、集団生活ができることとはなっておりますけれども、小学校の活動の中でマン・ツー・マンに介助員がつくようなおさんを預かっている場合には、さらに加配をつけるなど工夫しながら、短時間であったりとか、曜日を限定することもなくはないのですけれども、なるべくお預かりする方向では努力をしているところでございます。

しかしながら、学校の余裕教室を使うというところでスタートしたものはあるのですけれども、今、学校の教室が大変不足している状況で、活動範囲も学校と協力しながらなるべく確保しようと思っております。限られたスペースの中で異年齢のおさんたちが走り回ったりとかするようなどころで、なかなか医療的ケアを受けている方を受けるということは、安全確保面でも今現在は大変課題が多いと考えておりますので、現時点で解消するということは大変難しいというふうにご考えているところでございます。

今後どうできるかというところはあるのですけれども、今現在は、今いるお子さんたちに関しても、どうしていくかというところが課題となっておりますので、その検討の中で考えていこうと思っております。

4年生以上の延長のお預かりについてなのですけれども、今は同様の理由で、3年生までで預かりをするというところもぎりぎりのところにありますので、今後の課題と受け止めさせていただきたいと思っております。

○せお委員 ありがとうございます。なかなか難しい状況もあると思うのですが、一方で、放課後等デイサービスと、日中一時支援を利用すればよいというお声もありますが、それらの場所を毎日利用するというのは私は方向性としては違うと思っていて、障害がある子とない子とを常に分けるという考え方をまずは捨てていかなければならないと思っております。

さらに、まだまだニーズがある特別支援学校ですが、支援学校に通われているお子さんが、できるだけ障害がないお子さんと交流する機会をつくるというのは、すまいるスクールのような場所が最適ですし、とても重要になってきます。このような考え方を取り入れていただいて、品川区の子育て支援が充実した心温まるものとなるよう要望します。

最後に、1点だけ公園のところですが。公園・児童遊園整備費の項目別の説明では、北品川公園と、大井坂下公園の公園施設長寿命化とあります。そこで、北品川公園と大井坂下公園の改修においては、なぜ国庫補助金である防災・安全交付金の対象となるのか教えてください。

また、そのほかの公園も部分改修などが終了したり、これから予定のところもあると思っておりますが、この補助金を使用する公園と使用しない公園の違いもお聞かせください。

○高梨公園課長 101ページの公園・児童遊園整備費につきましては、公園施設の長寿命化計画にのっとった計画ということで、防災・安全交付金による国費をいただいているものでございます。

補助金を入れている、入っていないの違いでございますが、基本的には、要件に合致するものについては積極的に申請をしていきたい、このように考えておるところでございますが、東京都と国と調整する中で、内示額等の状況を見ながら対象とする公園については絞っているというような状況になってございます。

○せお委員 続きは土木費でお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

○渡部委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、91ページ、個人番号カード交付事業、97ページ、母子保健衛生費、115ページ、高齢者社会参加促進事業をお聞きしたいと思います。順不同でお聞きいたします。

まず、母子保健衛生費に関連して、大きく2つお聞きしたいと思います。1つは、産前産後のサポート事業、もう1つは、妊婦健康診査についてお聞きしたいと思います。

まず、産前産後のサポート事業ですけれども、現在、品川区における産前産後のサポート事業は、特に産前については、母親のみか両親サポートが中心だと認識をしております。父親のみに対する産前サポートというものがあるか今後必要ではないかと考えているわけなのですが、現在は実施されていないと認識をしております。その点、まず確認をさせてください。

それから、今や男性が育児に参加するのは当たり前の時代になってまいりました。そうしたことから男性の育児参加の促進に伴って生じている妻の妊娠や出産、あるいは子育てに関する悩みを持つ男性、父親、こうしたことに対する産前産後のサポートが必要ではないかと考えるところです。現在、父親の育児支援は、親育ちワークショップなどで実施しているのは認識をしておりますが、それはそれとして

大変に大事な事業であります。それと同時に、産前産後の特に産前期において、妻の妊娠や出産、子育てに関して悩んでいる父親に対する支援が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

○柏木品川保健センター所長 初めに、父親に対してのそういうものの実施についてでございますが、両親学級で今まで実施をしておりましたが、コロナ禍という影響で、現在は両親学級を父親学級に変更しまして父親を対象とした事業を実施しているところでございます。

それと、子育てまたは産前の親の悩みを持たれる父親への対応ですが、それだけの事業というものは実際のところはないわけではございますが、現在、妊産婦期のネウボラ相談に、コロナ禍になりまして、夫婦で面談に来られる方が増えてきております。その中で父親のほうからの質問、あと、父親に対して、妊娠または出産後の内容、またはご相談については、そういう場を通じて、今、実施しているところでございます。

○こんの委員 両親学級が、今、コロナの関係で父親学級としてくださっていると。大変にありがとうございます。

それと同時に、ネウボラ相談の中では、両親の方が相談に来られているケースを今伺いました。確かにご両親そろってお二人で相談する、それも大変に大事だというふうに思います。ですが、母親には母親の悩みがあり、父親には父親の悩みがあり、いわゆる妊娠初期、出産、それぞれ考え方があるというのを、そこで両親そろって相談すると、なかなか言いにくいこともあったり、その言いにくいことというのは、夫婦だから、両親だから、言いにくいと言うとちょっと語弊があるかもしれないですが、いわゆるそれぞれの立場に立った悩みというものもあるというふうに考えたときに、それをクリアすることによって、ご両親一緒にお互いを助け合う、こういう環境が大事かなというふうに思うところです。ですので、父親に特化した、そうしたことが必要であると考えたわけなのです。

そこで、昨日の衆議院では、2021年度予算が通過したという報道がありましたけれども、厚生労働省では、2021年度の予算に、出産や子育てに関して悩む父親に対する支援としての新規事業を計上しております。これは産前産後の父親への相談支援や、同じ悩みを持つ父親同士の交流会などを実施する市区町村に対して、国が費用の2分の1を補助するという事業を実施するというものです。

私はこうした補助金も活用して、産前産後における父親同士、父親に特化した、そうした相談する、交流を持つ、こうした支援が必要ではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○柏木品川保健センター所長 父親に特化したというところで、先ほどご答弁させていただきました、現在、父親学級というところで実施をしておまして、その中で区の補助事業と類似する内容が多く含まれてございます。父親学級では体験や講義、あとグループワークを通じて、父親が妊娠、出産、子育ての知識等を深め、育児に参画する意識を醸成して、また、父親同士が仲間づくりをすることによって、父親同士の悩みの共有ですとか、情報共有を進めているところでございます。

○こんの委員 今お答えくださったところは、コロナの関係で今だけなのかと理解をしてしまったので、国の予算も使って今後どうですかということを行いましたけれども、これからもコロナに関係なく、そういう状況は品川区として体制を組むのであれば、それはそれでお願いしたいというふうに思います。

次に、妊婦健康診査についてお尋ねしたいと思います。

妊娠する場合に、多くの方が、単胎児、いわゆるお一人の妊娠ですが、中には、多胎妊娠の場合もあります。こうした多胎妊娠の場合は、単胎妊娠に比べて、妊娠高血圧症候群や、早産あるいは妊娠中のリスクが高くなる傾向にありまして、そのために通常14回の妊婦健康診査に加えて、追加で受診する健康診査が推奨されております。

そこで、多胎妊娠の場合の健康診査について、妊婦の母体状況にもよるとは思いますけれども、おおむね何回ぐらいの追加の受診が必要とされているのか。また、多胎妊娠の場合に対して、区としては何か対応していることはあるのでしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 妊婦健康診査の絶対の回数という点で申しますと、23週までには4週間に1回ありますとか、24週から35週にかけては2週間に1回、その後は、36週以降は1週間に1回というようなことで、おおむねの積み上げの数字が出てまいりませんが、その中での14回ということで、公費で支援させていただいているというところがございます。多胎に関しての特別な支援という点で申しますと、やはり相談などを通じての支援などが考えられると思いますが、あとは出産後に関しては、産後ケア事業の中でもそうしたものをカバーしている部分はあろうかと思えます。

○こんの委員 おおむねの回数を伺ったところですが、相談なども合わせてどれぐらいなのか、お分かりになれば、お答えいただきたいと思えます。

現在、14回の妊婦健診に対する費用助成、今お答えいただいた公費助成があるわけですが、多胎妊娠の場合の追加の受診、こうした費用に対しての一定額の助成、こうしたことも必要ではないかと考えますが、この点は今どのような状況でしょうか。

○高山健康課長 国における新たな予算の中で、多胎児に対しておおむね5回程度の追加的な公費負担が望ましいのではないかと示されております。こちらにつきましては、やはり必ずしも品川区内で分娩出産をされる方ばかりでなく、他区の病院を使用する場合など、都内においては相互に乗り入れるような仕組みも同時に必要になってまいります。そうした意味では、23区共同して、あるいは東京都と歩調を合わせて、できるだけそういった償還払いのような保護者の方の負担が少なく済むような仕組みをやはり構築する必要があるかと思えますので、そちらのほうは、また引き続いて、令和3年度内に検討を進めてまいるといことになろうかと考えております。

○こんの委員 考え方として、今ご答弁いただいたような広域的に考えるということもあるのでしょうか。品川区で、いわゆる出産をされる方もいらっしゃる。そうした方への費用負担の軽減、こうしたことも考えていただくというのが大事なというふうに思っております。

そこでちょっとご案内ですけれども、やはり国の来年度の予算で、多胎妊娠を対象に、単胎妊娠よりも追加の受診する妊婦健康診査に係る費用について補助をする市区町村に対して、経費の2分の1を補助するという新規事業を国は始めます。ぜひこうした国の事業を区独自で活用して、そうした方への費用負担軽減策を創出していただきたい、そのように提案するわけですが、いかがでしょうか。

○高山健康課長 委員ご提案の仕組みを品川区独自で構築するということになりますと、既に23区の中でも1つの区がそのような仕組みをとっている区もございまして、申請手続などを拝見しますと、やはりいろいろ、かかる費用を証明するような書類を個別にご用意いただくとかということで、なかなか事後の償還払いと申しますか、事後的にかかった費用を補填するような形となりますと、やはり保護者の方の負担もあろうかと思えますので、区でも同時に検討しつつも、やはり23区の相互の乗り入れのような仕組みも同時並行で検討することで、手続の負担の省力化を図ってまいりたいと考えております。

○こんの委員 繰り返しになりますが、今ご答弁いただいた考え方もあるのだろうということですが、ぜひ今後の区民の方の、本当にコロナの中で出産をする、コロナがいつ終息するのか分からない、こうした中での出産、安心して安全に出産ができる体制をとる考え方をぜひ持っていただきたい、このように思えます。

次にまいります。

高齢者社会参加促進事業についてですけれども、これは都の補助金を活用して区で高齢者外出習慣化事業として、シニア向けのパソコンやタブレットの講習会などを実施していると認識しております。事項別明細書を見させていただきました。そこにはスマホ教室も含まれておりますが、これは新規事業なのでしょうか。その点をまずご説明ください。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、高齢者社会参加促進事業のうちのスマホ教室が新規事業かどうかということのご質問にお答えさせていただきます。

こちらは令和3年度の新規事業ということで、高齢者の方が安心してスマホを利活用できるようにということで考えております。

○この委員 今、スマホを所有していらっしゃる高齢者の方はだんだん増えてきているという中で、スマホを使ったいろいろな社会参加、また、行政とのつながり、いろいろな情報、こうしたことからスマホをシニアに普及していくということも大事なことだろうというふうに思っております。

そこで、現在、ガラケーからスマホに今すぐでも乗り換えたいと思う人や、今すぐではないけれども乗換えを検討している方など、こうした方が相当数いると予測をいたします。一方、なかなか踏み切れない高齢者の方もいると思います。こうした方々への、いわゆるスマホ、インターネットが使える、こうしたものへの一歩踏み出す支援というのでしょうか、そうしたところも、このスマホ教室で行えたらなど、このようなことを考えるわけなのですが、例えばスマホを実際に使っている高齢者の方から、スマホの選び方とか、あるいは携帯電話業者へ行くときの心構えだとか、店員とのやり取りだとか、いろいろな相談に乗っていただくような交流会みたいなものもあつたらいいのではないかと考えるところですが、時間がなくなりましたので、こうしたことを今後、教室の中で入れていただきたい。要望して終わります。

○渡部委員長 以上で、品川区保健所、健康課の所管事項に係る内容を含む質疑が終了いたしました。品川区保健所および健康課の関係理事者の方々は業務にお戻りください。ありがとうございました。

次に、木村委員。

○木村委員 私からは、49ページが一番上の特別区税からの質問です。

この特別区税がマイナス18億2,800万円余と大きくなっていますけれども、品川区民の人口は、ピーク時より2,000人ほど減っているということをお聞きいたしました。人口減少も影響していると思いますけれども、区税とは、所得税や住民税のことでしょうか。お聞かせください。

○伊東税務課長 区税と特別区税というくりでございまして、その中には特別区民税、軽自動車税、そして特別区たばこ税、これが入っております、その総称として特別区税と申しているものでございます。

○木村委員 人口が減っているからということで、やっぱりかなりのダメージがあるかと思っておりますけれども、頑張ってくださいと思います。

下から2行目にあります、19款諸収入は前年比5億1,800万円余の伸びですけれども、この諸収入とはどのような種類で、売上はもちろん伸びたのでしょうか、この種類というものを教えていただきたいと思っております。

○品川財政課長 諸収入の件でございまして、正に今現在出している歳入項目の中で、該当しない部分等について、この諸収入のほうに入れていただいております。

例えばという点では本当にいろいろあるのですけれども、予算書の142ページからずっと書いてあ

るとおりというところではあるのですが、例えば、宝くじの当選金で各自治体に配付されるものとか、そういったものなどがございます。それから、前年度との比較で5億円程度上がっているというところですけども、こちらの排水工事関係の受託収入が昨年度よりも上がっているというところで、大きく伸びているというところがございます。

○木村委員 ありがとうございます。いろいろなものがあるかということでもあります。

次に、同じページの一番下でありますけれども、歳入合計ですが、前年度に比べて5億4,500万円の減額を見込んでいますけれども、やはりコロナ以外に減額の大きな要因というものが何かあるのでしょうか。お聞かせください。

○品川財政課長 歳入面の減額のところでございますが、全体としまして、大きくは特別区民税のところですか。こちらのところは、先ほど税務課長からも少しお話があったかと思っておりますけれども、納税義務者等の減少と、いわゆる区民所得が、令和2年度、非常に落ちていると想定されます。そういったところでの住民税額の減というところを見込んでおります。

あとは、特別区財政調整交付金、これにつきましては、法人住民税の関係が、企業業績、それから法人住民税の国税化等によりまして、大分国に吸い上げられているという点もございまして、そういったところから前年度よりも金額は落ちております。全体として大きいところとしては、歳入面の減額としては、そういうところの要因かというふうに思います。

○木村委員 次に、52ページの一番上の特別区たばこ税、前年比800万円の減の見込みになりましたけれども、原因はどのようなことが考えられるか。また、区内でのたばこ店や販売機が大分減っているということも前にお聞きしたことがあったのですが、そして、灰皿の撤去なども大きな要因になっているのか、お聞かせください。

○伊東税務課長 たばこの売上げ本数が減っているという点でございますけれども、この間、やはり健康志向の高まりですとか、あとは外的に、喫煙できる環境がなかなか狭まっているというような状況、吸いにくいような状況になっているということ、あとは単価的に、この間、値上げとかもされてきてまして、結構な値段になってきているというところもありまして、そういうものが複合的に絡み合っています。売上げの減少につながっているのではないかと考えております。

○木村委員 たばこを吸わない人には大変迷惑なたばこになるわけで、（吸う人は）肩身の狭い思いをしながら喫煙をするわけですが、販売者側はそのようなことは関係なく、商品が売れると大きなメリットがある。そして、本区には約30億円もの税収が入ってくるわけでありまして、何となく複雑な気持ちですが、この30億円の使い道ですが、以前にもお尋ねしましたが、これといった使い道は決まっていないということで明らかにしてくれませんでした。過去にはどのようなことに使われてきたのでしょうか。差し支えない程度でお聞かせいただければと思います。

○品川財政課長 特別区たばこ税のところでございますが、基本的には一般財源分という形になりますので、幅広く利用ができるということになります。

一例と申し上げますとなかなか難しいところもあるのですが、これまでの区の事業の中で、特別区たばこ税の収入を使って様々な点で事業に活用させていただいていると、このような状況でございます。

○木村委員 なかなかこれといったことは示せないのかもしれませんが、私は喫煙をしませんので役に立ちませんが、1箱でも多くのたばこが区内で売れることを願うものであります。本区の特別区たばこ税（の歳入）は将来的に現在より減っていくのか。どのように推移をしていくのかというものが、何となくたばこを吸わない目で見ても気になるところでありますけれども、このところ、ど

のようなお考えでしょうか。

○伊東税務課長 たばこの今後のことをございますけれども、売渡し本数に関しては、ずっと右肩下がりて来ております。平成21年当時では8億8,000万本ほどの売上げがあったところですが、令和元年で見ますと5億9,200万本という形で激減をしているところです。

一方で、税収というところで見ますと、今言った平成21年当時は29億円あったところですが、令和元年の決算でいくと33億6,000万円余というところで、逆に若干増えているというような結果があります。これにつきましては、委員ご存じのとおりでございますけれども、何年かに一度ぐらいのペースで税率の引上げが行われてきたということでございます。

ですので、今後、売渡し本数に関してはもうしばらく減る傾向は続くのかと思っておりますけれども、その後の税率の改正等々があれば、また盛り返すというような状況で、30億円は何とか死守していきたいというふうに思っているところでございます。

○木村委員 ありがとうございます。コロナが、今、世界中で猛威を奮っていますけれども、もしコロナワクチンが間に合い鎮静化、落ち着いた場合に、スポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが行われ、海外からのお客さんも来日が多く見込まれ、また多くのお金を使ってくれることが想定されます。たばこの売上げだけではなく全てに影響が出てくることも考えられます。少しでもワクチンへの希望を持った場合、我々にも以前のような生活が返ってくることと思ってお聞きいたしますけれども、たばこの売上げアップや、ワクチンも含めた全てのことに對して、区のお考えを最後にお聞かせください。

○品川財政課長 このコロナ禍の中で、現在のところの歳入の状況ということでお出しをしております。今、非常に大きな動きとしましては、やっぱりワクチン接種がございます。これがどういう方向に動くかというところはまだ見えないところはございますが、いい方向に向いてくれれば歳入のほうもまた変わってくるのではないかと思いますので、それに応じて、また適切に区としては事業を進めていきたいと、このように思っております。

○渡部委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 よろしくお願ひします。私からは、107ページの生活保護の件でお聞きします。午前中にも質問がございましたので、二重の答弁をいただかないよう質問させていただきたいと思ひます。

昨年1年は、コロナ禍によりまして生活が苦しくなり、厚生労働省の統計によれば、生活保護受給を申請する方が増えたと聞きます。特に非常事態宣言が始まった4月の申請件数は、国全体で見ますと、前年同月比で24.8%増えたということございました。

品川区で昨年1年を振り返りまして、まず、どの月が最も申請件数が多かったのか。また、その前の年、前年同月比でどのぐらいのパーセンテージだったのか教えてください。

○櫻木生活福祉課長 令和元年度で最も申請件数の多かった月ということでございますと、令和2年3月が48件という形で一番多い数字になります。前年同月比ということであると、まだ3月が来ておりませんのでお答えしかねるところではございますが、平均的には10%程度増えているかというところでございます。

○小芝委員 昨年4月からの緊急事態宣言による、例えば非正規職員の雇い止めなど、失業された方がすぐに生活保護の受給を申請されたわけではないと考えておりますが、区のほうで生活保護の相談に来られた方には、どういった対応をされてきたのでしょうか。教えてください。

○櫻木生活福祉課長 基本的に生活保護のご相談に来られた方に関しましては、ご事情をよくお伺い

しまして、生活保護の要件に当てはまる方には速やかに申請の手続きをご案内するということになっておりまして、生活保護にまで至らないという方々に対しましては、暮らし・しごと応援センターのほうで、生活保護以外の様々な活用できる手段等をご案内して一緒に考えていくということを行っております。

○小芝委員　また、そのほかにも例えば社会福祉協議会への案内とかもされていたのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　暮らし・しごと応援センターの中で、社会福祉協議会の、特に緊急小口資金であったり、総合支援資金等のご案内も丁寧にさせていただいております。

○小芝委員　それでは、生活福祉課のほうから社会福祉協議会への紹介の割合というのは、例えばその1か月で相談に来られた方のうち、大体どのくらいの割合であったのか、教えていただければと思います。

○櫻木生活福祉課長　すみません、ちょっと割合という意味ですと数字はございませんが、基本的に暮らし・しごと応援センターに来られる方のほとんどが住居確保給付金の申請ということでございまして、その時点で一定の困窮度合いであるということとございまして、こちらのほうで住居確保給付金のご案内と同時に社会福祉協議会の制度もご案内をしているという意味では、ほぼご案内できているのかと思っております。

○小芝委員　緊急小口資金や、またそのほか総合支援資金といったものが、コロナ禍では1つのセーフティネットの大きな役割を果たしてきたのかなという認識をしております。

一方で、生活保護を受ける側ではなく、そういった方々を支える役割を担っていますケースワーカーについてお聞きいたします。

まず確認ですが、品川区のケースワーカーの方は、今現在、何名いらっしゃるのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　2月1日時点の数字でございしますが、44名でございます。

○小芝委員　ケースワーカーというのは、午前中の質疑を聞く限り、例えば、大学などで社会福祉主事の任用資格を持っていないとも任用されるという認識を持っておりましたが、行政職の方でも人事異動でケースワーカーになるという認識で合っていますでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　委員ご指摘のとおり、福祉職以外に、いわゆる事務職の職員もケースワーカーとして携わっております。

○小芝委員　新聞報道によりますと、社会福祉法というのは都市部では生活保護世帯80に対してケースワーカー1人の配置を標準数として定めております。しかしながら、最近では、80世帯を超えてしまっている自治体が全体の7割から8割近くに及ぶというふうに聞いております。午前中の質疑でケースワーカー1人当たり103世帯を受け持っているということ把握いたしました。人数が法定の標準数に達しないことでケースワーカー1人の負担は大変大きいものと考えます。社会福祉法の求める数はあくまで標準数なので、マストではないのかもしれませんが、人事異動を検討する際に、例えば、あらかじめケースワーカーの数を法定の標準数80名に近い枠で設定することもできそうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長　まず、職員数でございしますが、職員の総数については条例で上限を定めている関係がございまして、その中で全体的にどのような部門に何人配置できるかというところは、毎年、所要人員調査をしているところでございまして、そういった中で、人員配置については、行政全体の業務を執り行えるというところで配置しているところでございまして、あらかじめそのケースワーカーの人数も含めて所要人員調査の中で確認しているというところでございます。

○小芝委員　確かに午前中の質疑では高齢の受給者世帯に会計年度任用職員を活用しているとのお話

を伺っておりましたが、例えば2年前にケースワーカーが担当の受給者から日頃から脅迫を受け、結果として事件に加担したという痛ましいニュースがございました。ケースワーカーは時として危険な場面にも接するという中で、この会計年度任用職員には、やっぱり経験者が必要とも思います。現在の会計年度任用職員の採用に際して、どのような基準があるのか教えてもらえますでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 会計年度任用職員でケースワークに携わっている高齢者世帯自立支援員という名前がついておりますが、その方々には、社会福祉の豊富な経験もしくは高度な専門性を持った方という要件がございますので、それに沿って採用を行っているということでございます。

○小芝委員 その経験豊富な方も会計年度任用職員として登用して、最初は103世帯とおっしゃっていましたが、たしか、こういった会計年度任用職員の方も含めると90世帯弱ということで、この法定の標準数80になるべく近づくように取り組んでおられることは認識しておりますので、今後ともこの標準数に近い数に近づくよう、また、これが生活保護の適正化にも資すると考えますので、ご検討いただければと思います。

○渡部委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお伺いいたします。私からは、93ページ、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費、95ページ、子ども・子育て支援事業費補助金、137ページ、教職員研修についてお伺いいたします。

1点目に教職員研修についてをお伺いいたします。

一般質問でもお伺いいたしましたが、児童虐待に関する学校と教育委員会の取組について詳細をお聞きします。研修の頻度と対象についてなのですが、答弁でも様々研修を実施しているということがありましたけれども、例えば何年目の養護教諭のみ、また、管理職のみなど、対象を分けて数年ごとに研修サイクルを回した結果、4年間で通告率が上がったけれども、その研修サイクルをやめると、3年で元に戻ってしまったというお話を伺ったことがあります。児童虐待対応に関する研修の対象と頻度について具体的に教えてください。

また、令和元年5月9日付の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」では、「通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応とすることが大事です」とありますが、管理職とは校長という意味でよろしいでしょうか。

教育総合支援センターの統括指導主事が虐待対応に関して造詣が深いことや、校長などの管理職に一定程度以上の理解がある学校について、組織としての対応力が高いことを評価しております。学校が警察、医療機関など複数の関係機関と継続的に連携して対応するためには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要とありますが、副校長のみが把握し、校長が知らないということでは、組織としての児童虐待対応力の向上にはつながりません。組織としての児童虐待対応力の向上について、現在の状況と教育委員会のお考えをお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 委員のご質問で、まず研修の対象と内容でございます。

教育総合支援センターとしても、東京都からも多く通知文が参りますので、その都度、学校に注意喚起の通知を送っております。

また、校長会でも、回数等は申しませんが、年に3回程度は話題にして注意喚起をしております。

また、生活指導主任会でも子ども家庭支援センターの職員からの講話を受けてございますが、それ以外にも、生活指導主任会の中では、情報交換の中で虐待案件も出てございますので、生活指導主任が研

修をしてございます。

管理職については、校長および副校長を管理職と呼びます。

また、管理職同士の情報連携もとても大切でございますので、今後、研修方法の検討とともに理解を進めてまいります。

○横山委員 ありがとうございます。学校組織において、教員個人の判断に任せがちで、組織や仕組みとしてきちんとピックアップできていないという課題があるかと思いますが、全ての学校において、早期段階において、組織として、把握、議論、方向性の判断ができるように、引き続き研修等の工夫などをよろしく願いいたします。

次に、日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会での臨床心理士の村瀬嘉代子先生のお話をご紹介します。虐待された子どものケアというのは、ささやかなものを見つけて、それをどう伸ばすかという仕事。どう実感を送ることができるか。自分が生きているような感覚で、軽易、分かりやすく、正確で親身な日本語を使っていく。心の底からあなたはよしと思えないでいるという話がありました。

また、30代になって、やっと自分なりの生活を取り戻してきた方々のアンケートの結果として、自分を精神的に支える人に求めるものとして、以下の5つの共通点があるとお話がありました。1、随分勝手なことを言ってきたが、ばかにしないで自分の話を聞いてくれるかどうか。2、口だけ、椅子に座っているだけではなくて、一緒に行動するという気持ちがある人かどうか。3、生きていく上で、少なくとも3つ以上の本当に役に立つと思われるような方向を示すことができる人。4、時熟、待つことができる人。自分のペースで早く早くとしない人。5、真面目、優秀、有能だけではなく、ユーモアがあり、ちょっとずつこけているチャーミングな人。また、保護者が自分の子どもを見てもらいたいのは、職に就いて5年から15年くらいの人。その理由としては、ある程度の基礎が分かっているが、向上心を失わないで、いつも新鮮な気持ちで勉強しているからということでした。

そして、次、子ども・子育てのほうの質問に移りたいと思います。保育のガイドラインと虐待対応のガイドラインについてというところでお伺いをしてまいります。

園独自で虐待防止に関する研修を実施したり、虐待対応マニュアルがある園についてインセンティブがあるとよいと考えますが、保育園のご案内や区のホームページで公表してはいかがでしょうか。のびしなプロフェッショナルスクールについて、品川区の乳幼児教育の理念の浸透と理解度や、各保育園の保育士のスキルの状況を区として把握し、定期的にチェックする仕組みが重要だと思いますが、チェックリストなどはありますでしょうか。

また、現状把握、進捗の確認、必要な園に関しては適宜サポートを実施していただきたいと思いますが、確認の頻度とチェック方法について、ご説明をお願いいたします。

プレスリリースには、苦手分野の研修を受講というふうにあります。スキルアップのためには得意分野を伸ばすことも同様に大切だと考えます。得意分野を伸ばして専門性を高めることができるような研修内容となっていますでしょうか。

○立木保育課長 保育の研修の件についてでございますが、まず、インセンティブの部分に関してですけれども、虐待対応ですとか、あと研修の中身につきましては、これは必ずやっていただきたいというところがありますので、インセンティブというよりは、各園こういう取組をしていますというような形でPRをしていただくという形になろうかと思います。

各園のご案内パンフレットを保育課のキャビネットのほうでもお持ち帰りいただけるように用意してご

ございます。あと、保育園を選ぶ際も、いろいろな情報発信につきましては工夫をさせていただきたいと思っております。

次に、研修の件でございますけれども、スキルを把握するための仕組みといたしましては、専門性の実行チェックリストというものを用意しております。結果のほうは保育園ごとに集約いたしまして、保育課で集計して把握しているところです。頻度は年に1回、これは年度当初にやっております、その年の研修の推奨とか、研修内容のところには生かしているところです。項目としましては90項目ほど用意しております。

それから、伸ばす保育という部分で、伸ばす研修というところでございますが、スペシャリスト養成というような形の研修内容も用意してございまして、乳児保育、幼児教育、特別支援リーダー、サブリーダーなどというような得意分野を伸ばすような研修も用意しているところでございます。

○横山委員 それぞれありがとうございます。情報発信の工夫をぜひお願いしたいと思います。

研修につきましては、確認できました。安心いたしました。

都内のある保育園では、現場で子どもと向き合うために必要なこととして、保育士で言葉の意味の共有化を図っているというふうにお聞きしました。「心とはなんですか」、「信頼って何」、「愛するとはどういうことですか」など、心、信頼、愛という漠然としていて個人によって解釈が異なる言葉について事前に共有化を図っています。今後、区の虐待対応ガイドラインを更新する際にも、言葉の意味の共有化を行っていただきたいというふうに思います。

また、一般的にマニュアルなどを作成する側は、最低限記載の内容を遵守してほしいと考えて作り、受け取る側は記載の内容のみを守っていればよいだろうと理解するということが起こり、現場対応力が低くなってしまいうことがあります。言葉の意味を共有し、関係機関で認識のずれが起きないように運用していただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

○崎村子ども家庭支援センター長 虐待対応ガイドラインの言葉の意味の共有化といったご質問でございます。区の児童虐待対応マニュアルにつきましては、この間、児童福祉法等の改正や組織改正などもございましたので、令和3年度に改定をする予定でございます。

改定後については、各関係機関に配布し、要保護児童対策地域協議会の地域分科会ですとか、あと、学校や保育園などについては個別にもご説明、案内、周知をしていく予定でございます。

ご指摘のとおりマニュアルを作成、配布して終わりではなくて、マニュアルをそれぞれの関係機関が対応力の向上に努めていただけるように、共通理解の促進に努めていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは、77ページ、区営住宅使用料に関わって、区営住宅の浴槽風呂釜、つまり、浴槽と給湯設備について質問いたします。

この問題については、共産党の石田ちひろ委員が平成29年の予算特別委員会でも取り上げました。区営住宅に入居するときや退去するとき、浴槽と給湯設備を設置し、また、撤去することが自己負担とされているけれども、これを区の負担で行うことを求めて質問いたしました。これに対して当時の区は、区営住宅に新たに入居する方を対象に、区の負担で浴槽等を設置する考えは現在のところございませんという答弁でした。品川区は、今も区営住宅の入居者が自己負担で浴槽と給湯設備を設置し、また、退去時に撤去すべきだというお考えなのでしょうか。まず、この点からお伺いいたします。

○森住宅課長 区といたしましては、令和元年度からでございますが、退去された後の原状回復時に、国のほうで風呂釜の設置を進めております。2年間で13戸新たに設置をしたところでございます。

また、撤去につきましては、これまで自己の所有物ということで、退去者の方に処分をしていただいたり、次で使っていただいたりということをしておりましたが、令和3年度から、新たな予算として、撤去時の風呂釜の撤去費用というものも区のほうで支出するというので、今回ご提案をさせていただいているところでございます。

○おくの委員 設置、撤去について、区が負担することになったということで、これは私たちの会派も求めていたことですので非常に歓迎いたします。

では、居住者の交代がなくて、同じ居住者のもとで浴槽、給湯設備が故障したり、壊れた場合に、修繕したり、あるいは取り替えたりした場合にはどうなのでしょう。これは依然として自己負担のままなのでしょう。これもお伺いいたします。

○森住宅課長 令和元年度から区のほうで設置しておりますけれども、それ以前に自己負担で設置をされた方のものについて修繕が必要だということについては、自己の財産でございますので、それぞれの居住者の方にやっていただいているというところでございます。

○おくの委員 自己の財産で自己負担だということなのですが、さきに紹介した石田ちひろ委員の質問への答弁の中で、当時の住宅課長は、区営住宅の多くは都営住宅から移管されたものと答弁されています。その都営住宅に関して昨年新しい動きがありました。居住者の費用で設置した浴槽、風呂釜などの取替え工事を都が試行実施するというものです。

それは2つありまして、1つは、故障した場合の個別取替とされるもので、「現在、ご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜等を利用し、かつ故障により使用できず、浴槽・風呂釜本体の取替が必要と判断した場合、個別に都の費用負担により浴槽・風呂釜の取替を行います」というものです。もう1つは、住棟単位の取替とされるもので、「東京都で対象となる住宅・住棟を選定し、計画的に浴槽、風呂釜の取替を行います」というものです。昨年そういう試行実施がありました。

都営住宅における昨年のこの動きをご存じでしょうか。また、区営住宅においても、こういうことをやってみるべきではないかと私は思ったのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○森住宅課長 都営住宅の居住者の方に、毎月、都のほうからお知らせをしている「すまいのひろば」のほうにも、令和2年6月から8月にかけて、それぞれ申込みを受け付けますという表現がされております。試行期間ということで、どのぐらいの規模で、どのぐらいの申込者があったかということは、住棟単位についても、区のほうでは把握できておりませんが、区の状況を聞きながら、使用者の声がどのように生かされていて、どのぐらいの付け替えがされたのかということは、都のほうとも情報共有していきたいと思っております。

○おくの委員 区営住宅のほうで、やるべきではないかという点については、どうお考えでしょうか。

○森住宅課長 失礼しました。区では、基本的には、区のそれぞれの居住者の方が設置されたものについては、基本的にはそれぞれの方で修理をしていただくということで今のところは考えております。都のほうでも30年以上住まれた方というような方で一応線を引いているというところもございしますので、区では、基本的には、今のところは、それぞれの方に処理していただくということで考えております。

○おくの委員 区営住宅に入居してから年月が経てば、浴槽、給湯設備、老朽化は当然進みます。故障の可能性も高まりますし、交換の必要性も当然高まってきます。他方、居住者の高齢化も進みますし、もともとの古い浴槽の高さが高くてそのまま使い続けている住宅ももちろんあります。高さが高くて深い浴槽はちょっと危ないのです。もう少し低い浴槽への必要性が高まってきます。区営住宅は、言うま

でもなく住宅に困窮する方の低所得者向けの公営住宅であって、そういう低い浴槽が必要であっても、その負担は、そういう方々にとっては非常に重いものとなります。しかも、今では、民間の賃貸住宅では、今問題になっているこの浴槽、給湯設備は、付いているのが一般的で、必要不可欠な当たり前の住宅設備となっています。区営住宅も同じ賃貸住宅である以上、付いているのが当たり前、このような認識を前提にしてするのが当然だと私は思います。だからこそ、冒頭に課長も言われたように、設置や撤去、これが民間の賃貸住宅と同様に区の負担で行われるように、令和元年、令和3年となってきているのだと私は思います。ですから、区営住宅でも、民間賃貸住宅と同様に、浴槽、給湯設備は一般的で必要不可欠な住宅設備だという認識を前提にして、居住者の費用で設置した浴槽、風呂釜などであっても、区の負担で修繕や取替えを行うことに何とか踏み出していきたいのですけれども、もう一度いかがでしょうか。

○森住宅課長 区のほうで風呂釜の設置をする前の段階におきましては、例えば社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業のあっ旋でありましたりとか、生活保護受給の方でも、住宅の維持費等も支給されるというところもございまして、それをご案内しているところです。

基本的には、壊れた部分について補修をするとか、そういったものについては、それぞれの財産でございまして、これからもお願いをしていくことで、区のほうで今住んでいる方に対して取替えをしていくということは今のところ考えておりませんが、先ほどご紹介いただきました都営住宅の動きなども含めて、他区の動きも注視していきたいというふうに考えております。

○渡部委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 よろしくお願ひいたします。私からは、140ページ、ふるさと納税寄附金、それから時間があれば、133ページの都議会議員選挙費と衆議院議員選挙費について質問させていただきます。

まず、ふるさと納税に関しましては、私を含め、会派の同僚も一般質問を何度かさせていただきます、それなりに回答もいただいておりますが、ふるさと納税による流出が増える一方、コロナの影響によって税収減もありますので、改めて質問させていただきたいと思っております。

まず、ふるさと納税による流出についてなのですが、一昨年の流出額は23億円でありましたが、年々増加する傾向を区はどのように考えていらっしゃるのか。国の制度であるため流出はやむを得ないというところもありますけれども、それに対して品川区はどのような対応を行っているのかをまずお聞かせ願えればと思っております。

○伊東税務課長 今、ふるさと納税による流出というお話がありましたけれども、先ほど委員ご指摘の令和元年度で23億円の流出、令和2年度で24億4,000万円というところで、少し伸びているという形です。過去を遡りますと、この伸び率は少し落ち着いてきたかなというような感覚があります。それは税制改正がありまして、返礼品のところちょっと制約がかかったということも1つあるのかなというふうに思っております。

ということで大きな金額でございまして、我々も何とかというところを思っているところではございますけれども、根本的には、制度改正をしないことにはなかなか難しいというところがあります。ただ、我々のできることは、こういう事実を皆様に公表して判断していただくというところ、それと一方で、若干の返礼品もこちらのほうで考えまして、こちらのほうにも目を向けてもらう、そのような努力をしているというような状況でございまして。

○湯澤委員 品川区としても努力をされているということは分かりました。現在の制度変更がない限り、流出を食い止めるのは不可能と言ってもいいのかもしれませんが、流入にはさらに力を入れて財源確

保をしていかなければならないと思います。

現在、品川区は、ふるさとチョイスと、それからふるさとパレット、2社を活用して、13品目によって寄附を募っていると思いますが、様々な理由から、登録サイトを増やし、費目も増やし、そして金額設定に高額なものも入れるべきかと考えております。ふるさとチョイスは利用者が一番多く、ほとんどがまかなえている。そして、登録サイトを増やせば手数料がかかるというご回答は伺っておりますが、例えば、楽天ふるさと納税、こちらのほうは、楽天カードユーザーが利用すれば最大31%のポイントが還元されるために、かなりの人気になっております。また、23区で寄附金総額の多い墨田区では、ふるさとチョイスへの出展数が344品目で、寄附額が5,000円から80万円。渋谷区では、110品目で5,000円から160万円と、幅広いニーズに沿った品目と、高額納税者も視野に入れた設定をしております。また、ふるさとチョイスで「江戸切子」と検索をすると最高額50万円。「屋形船」と検索すると、こちらも50万円からとありました。現在、品川区の最高額は5万円なのかと思っておりますが、品川区にある魅力的な高額寄附をいただくことも十分可能で、財源確保にもつながると思っております。

また、品川区の返礼品で1点気になるところがありまして、ふるさとチョイス、それから、ふるさとパレットのどちらのサイトにも、シナモロールのぬいぐるみが品切れ、売切れというふうに表示されておりました。大変人気があるからなのかなとは思うのですが、それならばなおさら切らせるべきではないかと思っておりますが、どのような状態なのか。

以上、登録サイトを増やすこと、品目を増やすこと、金額設定、品切れについて、4点ご意見をお聞かせいただければと思います。

○伊東税務課長 サイトを増やすべきというお話ですけれども、我々、この間、平成28年度だったかと思っておりますけれども、最大規模だということでふるさとチョイスを入れてやってきた経過があります。

その後、単なるサイトということではなくて、東急沿線の広告媒体等、ちょっと別の部分でのPRが可能だという観点で、ふるさとパレットを令和元年度だったかと思っておりますけれども、導入してきたという経緯がございます。

サイトを増やすことによって目につきやすくなるということはあるのかとは思っておりますが、サイトに入って行く方は、一般的に、皆さん、返礼品を目当てに、返礼品がどのようなものがあるかなというところに入っていったのかなということがありますので、どちらかというところ、サイトを増やすというよりは、先ほどご提案ありましたけれども、魅力的な返礼品を増やしていく方がいいのかなというふうには思っているところです。

一方で、我々は、返礼品競争には乗らないというような当初のスタンスを持っているところでございます。今、返礼品等やっているのは、先ほどシナモロールの品切れということもありましたけれども、これは200体作って、それが終わってしまったというところで品切れ、同じシナモロールのオリンピック・パラリンピック応援のコラボ3体セットは、まだ在庫があるというところでやっているところでございます。

ということで、サイトに関しては、この間、体験型という返礼品を加えて、それが結構、それぞれのサイトに活用していただいて申込みいただいたということもございますので、当面はこの状態を続けていこうかというふうには思っているところです。

○湯澤委員 今、シナモロールは、1つのほうだけ切れているということでありましたけれども、ふるさとパレットのほうを見ると、2つ切れているような状態であったと思っておりますので、やっぱり返礼品

が品切れというのはどうかと思いますので、在庫数を増やすとか、あとは、寄附者に返礼品が遅くなるという旨を伝えて受注生産するなどすべきかと思います。そのほかについては、それぞれぜひ前向きな検討をしていただければと思います。

また、流出額80億円で全国2位の名古屋市は、コロナで苦しむ事業者を支援したいという観点からも、目標額を2億円と掲げて返礼品の募集を行っていくと先月の読売新聞に掲載がありました。なかなか目標額を決定するというのは難しいとは思いますが、結果を出すために目標設定をするということは大切であるとも思いますが、いかがでしょうか。

また、本区で高い達成率を出しているガバメントクラウドファンディングは、品川区民でもふるさと品川に寄附ができますので、しあわせ食卓事業のほかにも、医療従事者への支援、区にゆかりのある建物の建設や修繕、そしてコミュニティバスの運営など、共感いただけるメニューを複数増やすのはいかがかと思いますが、ご見解をお知らせください。

○伊東税務課長 ガバメントクラウドファンディングの活用という点で申しますと、この間もコロナ支援という形でガバメントクラウドファンディングを活用させていただいたところでございます。子ども関係で、去年、おとし、2年にわたって使ったという。それぞれ目標設定をしまして、コロナ関係の支援に関しては目標額に若干達しなかった部分はあるのですが、子どもに関しては達成しているというような状況でございます。当然、目標設定というのは、設定して、それに向かっていろいろPR活動をしていくということでございますので、それは重要なことだというふうに思っております。

ガバメントクラウドファンディングの今後ですけれども、ガバメントクラウドファンディングに関しては特定の自治体の事業に対してやるものですので、それぞれいい事業がございましたら活用していきたいというふうに考えております。

○湯澤委員 23区でも墨田区などは4億2,000万円の流入があるということですので、様々知恵を出しながら、本区においても財源確保に向けた施策を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡部委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 よろしく申し上げます。本日は、157ページ、雑入の公園内自動販売機設置運営事業収入、併せて、区有施設の自動販売機設置運営について伺います。残りの時間で、151ページ、広告料収入の広報しながわについてお伺いします。

自動販売機の設置による収入は、当区においても着実な税外収入の確保の1つとして定着しており、適切な管理運営が望まれます。

まず、区立公園の自動販売機設置台数と、それらによる区の収入額をお聞かせください。区有施設の自動販売機についてもお伺いしたいのですが、区民センターは地域活動課、文化センターは文化観光課、体育館はスポーツ推進課など、各施設の所管課がそれぞれに自動販売機の設置運営を管理していることが多く、区全体としての把握はなかなか難しいとのことでしたので、庁舎内の自動販売機等を所管している総務課が把握している範囲内で数字を教えてください。自動販売機設置運営に関しての収入は月額固定の設置料のみを徴収する方法、販売本数に応じた売上げ分配金方式、その2つを組み合わせた方式など、契約内容によって様々ありますけれども、公園、区有施設における契約内容については、どのようになっていますでしょうか。お伺いします。

○高梨公園課長 区立公園内の自動販売機の状況についてご説明をいたします。

区立公園におきましては、15公園におきまして全39台の自動販売機を設置しております。

収入額は、令和元年度の実績額になります。電気代の使用光熱水費を含め883万円余の収入をしております。

なお、収入につきましては、利益分配額を受け取るというような形で契約をしております。

○東野経理課長 区有施設に設置の自動販売機のうち、入札により設置しているものにつきましては、地所賃貸料のところに含まれております。こちらを所管しておりますのが経理課になりますので、経理課のほうからお答えさせていただきます。

まず、予算につきましては各課で計上しているものでございます。庁舎でいきますと、庁舎内では5台ほど設置しております、この中に638万5,000円ほど計上しているものでございます。

また、使用光熱水費の電気料のところに、電気料といたしまして9万2,800円、5台分を計上しております。

また、契約内容でございますが、入札によりまして決めておりますので、こちらは月額を決めた上で事業者との契約という形を行っております。

それからあと、入札によるものなのですけれども、庁舎のほか、あと16施設、庁舎を含めると17施設で26台ほどございます。その26台につきましては経理課のほうで実績などを把握しているものでございます。

○稲田土木管理課長 それと、設置許可で許可をしている自動販売機がございまして、公園内が18台、年間11万5,128円。それから、自転車駐輪場が1か所あるのですが、そこに5台ありまして、それが年間2万3,748円です。

○くにば委員 それぞれありがとうございます。まず、その公園内に設置しているものに関してですけれども、先ほどおっしゃった数字と、プラスアルファで、あと福祉団体が管理している自販機があるというふうに向ったのですけれども、そこに関して併せてご答弁をお願いします。

○高梨公園課長 先ほどご説明しました15公園39台の内訳でございますが、私のほうで収入額を申し上げた、飲料事業者によるものが21台でございます。そのほかの18台につきましては、区内の福祉団体による設置ということになってございます。

○くにば委員 お伺いした数字の中で、公園課のほうで管理している売上金額と、福祉団体のほうで売り上げしている金額、その中で区のほうに入ってきている金額の中で、やっぱり福祉団体のほうに相当な金額が入ってきていると思います。それに関しては、お話をお伺いした中で、やはり長年、昔からの契約の中で綿々と置いていると。新たに福祉団体がここに置かせてほしいということがあったら、改めてその許可をしているというお話だったのですけれども、そこに関してお伺いする限り、公園の中にさらに自動販売機を設置するというのが物理的には可能なのかと。例えば、1つコカ・コーラの自動販売機が置いてあったら、その横にアサヒ飲料の自動販売機を置くであるとか、そういった形で様々なメーカーの自販機をプラスでどんどん置いていくということも可能なのかというふうに考えますけれども、そこに関してご見解を伺います。

○高梨公園課長 公園内の自動販売機は、まず、公園利用者の方にしっかりとサービスとして、便益施設として使用していただくというのが目的でございますので、まず、公園の中に自動販売機の需要がどの程度あるのか、今置いている自動販売機が足りないかどうかといったところをしっかりと見定めて、自動販売機の追加設置等については考えていきたいと、このように考えております。

○くにば委員 それでは、次に、併せまして、災害対応型自動販売機、こちらについて伺います。

公共施設における自動販売機の設置意義については、収入確保、利便性向上にあわせて災害対応の側面もあります。災害支援型自動販売機、災害救援自販機、災害対応自動販売機など、メーカーによって様々な名称がありますが、これらは災害時、停電時に、蓄電バッテリーに切り替えたり、充電用ハンドルを回すことによって自販機に電力供給するなどして、自販機内の在庫の商品を被災者などに無償で提供することができる機能を有している自販機です。こちらはコカ・コーラ社の事例によりますと、東日本大震災の際には約400台が稼働して8万8,000本以上の製品の無償提供が行われたとのこと。充電用ハンドルを内蔵したタイプなどでは、携帯電話やラジオ等の非常用電源としても利用できる製品もあり、発災時の簡易電源としても機能します。また、Wi-Fi機能を搭載した自販機では、災害時の通信インフラともなります。町なかで見かける自動販売機に関しては、このような災害対応型の自動販売機がまだまだ多くありませんけれども、自治体としては、このような災害対応型自動販売機の導入を積極的に推進することが重要だと考えます。

現在、本区が管理している自動販売機のうち、災害対応型の割合について、また、今後、災害対応型自動販売機の導入についての方針やスケジュールを教えてください。

○東野経理課長 先ほど私のほうからお話しさせていただきました入札による17施設の26台の自動販売機につきましては、8社と契約してございますが、全て災害時における自動販売機の無償提供に関する協定書を締結してございます。こちらにつきましては、災害時の協力要請がすぐにとれるという形で協定を結んでいるものでございまして、今後も、新規に設置する場合につきましては、同様に災害時の備えを行ってまいりたいと思っております。

○高梨公園課長 公園内自動販売機につきましては、飲料事業者が設置している11公園21台については、全て災害対応用のベンダーという形になっております。災害発生時は、公園は火災等から逃げてくるような場所になりますので、災害対応ベンダーがしっかりと整備されているということは、防災の面でも非常に大きな意義があると、このように考えております。

○くにば委員 それぞれありがとうございました。

広報誌しながわについて、最後に少し時間がありますのでお話しします。

これは昨年の予算特別委員会、そして決算特別委員会に続きましてこれで3回目です。広報しながわは、税外収入ということで約280万円の広告収入があるのですが、1日号、11日号、21日号と、月3回のうち1号しか載せていない。前回答弁いただきました内容が、スペースがないということでご答弁いただきました。ただ、私のほうで毎号取り寄せて隅から隅まで見ています。スペースがないということを頭に置きながら見ているのですが、どう考えてもこれスペースありますよねという、ここをスペースがないというふうに考えるから、スペースがあるから無駄にイラストが大きく載っているであるとか、この写真のスペース、どう考えても広告に置き替えられるなというところがたくさんあるのです。もう毎号、1日号、11日号も全て持ってきても、ここは入りますよねというのも、全部お見せしたいぐらい、すごい腑に落ちない部分があるのです。それで、そのスペースがないという部分について、以前も編集方針により、その部分はどのようにでもなるというふうに申し上げましたけれども、そのスペースがないという部分について、もう一度改めてご答弁ください。

○大澤広報広聴課長 詰めれば入るということだと思うのですが、やはり区報は見やすさという観点も重要でございますので、現在のところ、広告スペースを増やす考えはございません。

○くにば委員 スペースを詰めればというよりは、スペースがあるから、この広告を入れたい、すみません、また総務費でやります。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 お願いします。私からは、65ページ、区民活動交流施設使用料についてお聞きます。

品川区は、令和3年度施政方針の中で、区長より、3つの政策分野の1つ、地域について、「人のつながりによる豊かなコミュニティの創出をはじめ、誰もが文化・芸術・スポーツを楽しむ環境づくりや活気あふれ魅力あるまちづくりを目指す」、「人と人のつながりへの支援」、町会・自治会の方々へのコロナ対策物品の購入の引き続きの支援、また、「子育ての孤立を防ぐため、地域で活動する子育て支援グループに対し、相談や交流の場に対するの活動経費の助成を開始」とすると、大変力強いお言葉がありました。品川区では、令和元年7月に40万人を超え、区民の9割が住み続けたいとの声には、私も生まれ育った町として大変誇らしく思っております。

そこで現在の品川区の人口、今、コロナ禍ですけれども、どれだけ増えて、今後どのような推移を見込んでいるのか教えてください。

○佐藤企画調整課長 区の人口の動向でございますが、委員、今ご紹介ありましたように、令和3年1月1日と、1年前の令和2年1月1日を比べると4,700人増加しているところでございます。しかしながら、この間、マスコミ報道されておりますけれども、23区等で、コロナの影響で、9月から6か月間減少傾向がありまして、その減少に関しましては2,000人ほど減っているというところなんです。今後、3月、4月、転入も増える時期もありますので、その動向を見極めていきたいと思っております。

○松澤委員 少しずつでも増えている、コロナ禍でちょっと減少がありますけれども、ますますにぎわっていくと思っております。我が町品川の発展は大変うれしい限りであります。

昨年からの質問になりますが、全国の自治体でも課題となっております町会・自治会の加入について質問いたします。

町の活力の源の1つは、町会・自治会が元気であるということが欠かせません。昨年の質疑の中で、町会加入の促進活動で、促進チラシや申込みはがきの配布、QRコードによる電子申請など、大変努力していただいておりますが、町会・自治会の加入率は、ここ数年で、どのような推移をたどっているのか教えてください。

○川島地域活動課長 区では、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例の施行以来、様々な町会・自治会活動の活性化支援策を導入してまいりました。転入者を対象にシナモロールのデザインの町会・自治会加入申込みはがきを配布しているほか、加入促進のために、町会が配布する物品、町名名入の手拭いやパンフレット等を購入する際にかかる経費に対する補助金を交付するなど、様々な支援策を行ってまいりました。

過去3年間、町会・自治会加入率の推移ということでございますが、平成30年度が59.86%、令和元年度が59.96%、令和2年度が58.34%と、約60%で推移しているところで、ほぼ横ばいの状況という認識でございます。

○松澤委員 加入率は60%のほぼ横ばいの状態であるとお聞きしました。この数字は、区の支援の下支えによって何とか横ばいを保っているのではないのでしょうか。この町会・自治会加入については、ネットなどでも取り上げられ、必要、不要と賛否両論の意見が上がっております。2020年に内閣府が行いました社会意識に関する世論調査では、望ましい地域での付き合いの程度を聞いたところ、「住民全ての間で困ったときに互いに助け合う」と答えた人の割合が35.9%、「気の合う住民の間で困ったときに助け合う」が29.4%で、6割を超える人たちが何らかの形で困ったときに助け合いた

いというニーズがあることが分かります。

これはまた別の若い世代だけをターゲットに、なぜ町内会に入らないのかという大学生が町会・自治会加入の参加ポスターを作るためにとったアンケートのものですが、「そもそも町会ってなんですか」、「何をやるの」、「魅力が分からない」、「高齢者しかいないんでしょう」という意見が大半を占め驚きました。本来、町会・自治会は、住民の交流を図ったり、地域の安心・安全の確保など住民ニーズの受皿になるはずですが、現状では、その役割は十分に認知されているとはいいがたく、このミスマッチが町会加入率の低下の一因になっているかと考えられます。多くの人が町内会に加入していた昭和のやり方を、今の時代や住民のニーズに合わせて変えていくことも必要ではないでしょうか。私も議員として、町会・自治会のメリットをしっかりとPRしていく広報マンとして頑張っていきたいと考えております。

そこで、変化という部分で、品川区では、若い世代の取り込み、町会・自治会の内容を知ってほしいと、町会ホームページ作成支援をしていただき早くから対応に感謝しております。この支援による町会ホームページ作成の進展具合をお聞かせください。

○川島地域活動課長 町会・自治会ホームページの支援につきましては、明治大学と協定を締結しまして、大学のサーバー借用を含めましたホームページ作成支援とフォローアップをしてもらっております。区の支援でホームページを作成した町会が23町会、そのほか、独自で21町会がホームページを立ち上げております。令和3年度は3町会が区の支援でホームページを新設する予定で準備をしております、1つの町会がホームページをリニューアルする予定でございます。

ホームページ作成支援の課題としましては、維持管理や更新作業の担い手がないと更新がされなくなってしまふことでございます。定期的なメンテナンスや更新がなかなか難しい状況にあるという町会・自治会が少なくないということで、担い手の確保につきましては非常に難しい課題でございますが、現在やっております町会・自治会活動活性化促進調査の結果などもしっかり活用して、新たな支援策も検討してまいりたいと考えてございます。

○松澤委員 数字を聞きますと、やっぱりなかなか進んでいないように思います。更新や管理をする担い手不足は大変大きな課題と認識いたしました。担い手不足が課題となることに対して、これはなかなか、お話を聞いていますと、やっぱり手を打ちづらいのかなと思います。確かにおっしゃるとおり、有効な支援策があればこの自治体も困らないような、これは大変難しい課題と認識しております。

さて、区長は、町会・自治会をととても大切にされていまして、この助成金メニュー、ほかの自治体と比べても、とても豊富に準備していただいております。先ほど言いました条例の施行から毎年支援が充実していることは大変ありがたいことでもあります。逆に充実し過ぎて少し分かりづらいという声も多少あるようですが。

そこで区民の皆さんの地域の問題を解決したい、地域の魅力をもっと高めたいという思いを実現するための施設整備に対して支援助成を行い、防犯防災、多世代機能、環境など、分野を問わず、コンテスト形式にして助成金を採択するやり方をご提案いたします。区民の皆さんが主体となってアイデアを出し、共感する人を集め、議論して提案をまとめ、見事、審査を通過した後は、地域の方と一緒に汗を流して整備する。戸越銀座や武蔵小山など商店街を中心としたイベントだけではなく、地域全体から声を上げてイベントを起こす。それが近隣の町会・自治会の活性化にも寄与するものと考えます。

横浜市などでもこのような取組を始めていますが、これは横浜市のYouTubeを見たのですけれども、本当に皆さんすごく楽しそうで、私が見ていると、とてもいい取組だなと、本当に感動しました。

そういったような取組も品川区でぜひやっていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○川島地域活動課長 ただいまの委員のご指摘の事業と、なかなか全てに似通っているというところではございませんが、類似の事業といたしまして、品川区の取組としましては、町会・自治会トップランナー事業というものがございます。町会・自治会が実施する事業のうち、先進的かつ魅力的な取組をトップランナー事業と認定いたしまして、その事業を広く周知しまして、町会・自治会への加入促進につなげることを目的としているものでございます。地域振興基金を活用しまして、地域振興基金活用推進会議の審査を経て採択された事業に補助金が支給されるものでございます。

残念ながら採択の実績はまだまだ少なく、令和元年度が1件、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、採択は0件という状況でございます。なかなか町のほうでもイベントが打ちづらい状況にあるということでございます。引き続きこの制度をしっかりと活用していきまして、創意工夫を凝らしました町のイベントを実施してもらい、その活動を地域で共有しまして、地域の元気の源になります町会・自治会活動の活性化をしっかりと支援していきたいというふうに考えております。

○松澤委員 ただいまの答弁では、トップランナー事業補助金という制度がこれに近いとのことでした。まだまだ1件と少ない実績数で、もう少しこの支援が拡充すればいいかなと思っております。町会・自治会の中でも、確かに企画イベントの充実もさることですが、今後はやっぱり協働団体やNPOなどを含めた地域を構成する団体との協働、これも視野に入れていただいて、やっぱり若い世代が町会・自治会に興味を持てる取組や、円滑な町会・自治会の世代交代につながるような支援をしていただきたいと思っております。

人を動かす動機という部分におきまして、何々しなさいとか、何々しなければならぬという受け身の昔のような考え方ではなく、やはり若い世代の何々したいという自発的な考え方を確実に引き出して、時代の変化を注視し、これからもますます活気あふれる品川区になるよう要望して質問を終わります。

○渡部委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、115ページの特別養護老人ホーム運営費に関わって、特養ホームの増設について伺います。

さきの一般質問で、共産党の特養ホーム申請者の86%が入れない実態は改善が必要だと考えないのかとの質問に、区は、在宅生活を支える支援を充実させていきますが、今後、要介護状態の重度化も想定されることから、施設の整備を総合的に行くと答弁しました。これはどういう意味でしょうか。特養ホームを増設するということでしょうか。伺います。

○寺嶋福祉計画課長 第八期の介護保険事業計画におきましても、様々なニーズに対応するよう特養ホームを含めた施設整備全般を検討していくという意味でございます。

○のだて委員 特養ホームを含めたということですが、今後、重度化が想定されるということで、そういった含めた整備も行っていくということですが、この重度化が想定されるというのはどういう意味でしょうか。これまでも重度化してきた人がいたと思うのです。これまでと何が違うのか伺います。

○寺嶋福祉計画課長 高齢者の人口のうち、いわゆる75歳以上の後期高齢者の割合が今増えているという状況でございます。当然ながら、高齢化に伴って要介護度の状態も重度化していくという傾向が見受けられます。そういった意味で、今後、重度化が進むという認識を持っているということで申し上げたところでございます。

○のだて委員 高齢化が進んで、それで重度化が進んで、それで必要だということなのですから、

つまりは特養ホームも増設していくということによろしいのか伺います。

○寺嶋福祉計画課長 特養ホームを含めた様々なサービスの提供に努めていくということでございます。

○のだて委員 この間、小山台住宅跡地に29ベット、また、八潮南特養の増築と、特養ホームを増やす計画が示されておりますけれども、この計画は歓迎しております。さらなる増設計画はあるのでしょうか。ぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋福祉計画課長 現在予定されているものとしましては、今、委員からありましたとおり、この2か所でございます。また、地域密着型サービスの整備ということも併せて検討しているというところでございます。

○のだて委員 地域密着型も検討しているということで、今、何か所か検討されているところがあるということでしょうか。

○寺嶋福祉計画課長 まず、施設の整備にあたりましては、用地の取得、それから事業者の参入といった、こういった要素がございます。ですから、こちら側で一方的に数目だけを計画として出しても、それがなかなか実現するというのは、これは大変難しい要素も兼ね備えているところでございます。そういった意味で、予算としましては、地域密着型サービスの事業者の参入があった場合の助成金といったものも毎年計上させていただいております、年度によって、それが実現する年、しない年というものがあるわけがございます。

そういった意味では、来年度、これは歳出のほうになりますけれども、特養ホームの基本計画ということで2か所、先ほど申し上げました八潮南、それから小山台の計画を進めていくという、今こういう方向性になっているところでございます。

○のだて委員 地域密着型については、まだ具体的にはなっていないということだと思います。

そして、今回、八潮南特養の増築が示されたわけですがけれども、なぜ増築することになったのか、理由を伺います。

○寺嶋福祉計画課長 特に大規模な特養ホームの整備につきましては、まず何といたっても用地の確保が一番の重要なポイントとなってくるところでございます。この間も様々、地域密着型、いわゆる特養も含めた地域密着型サービスの進捗も含めまして、特養ホームの整備についても、この間、検討はしてきたところでございますけれども、ご案内のとおり、平成28年5月に平塚橋、それから平成29年6月に上大崎ということで、一定程度の公有地の取得が可能になった場合には、大きな特養も整備することができたという、こういった実績がございますけれども、なかなか、その後、まとまった土地の取得ができるという状況になかった中で、今実際にあるところの資源も含めて庁内で検討を進めてきたところ、1つ候補として考えられたのが八潮南の特養ホーム、こちらにつきましては、実は学校のグラウンドの部分が今あるのですけれども、実際に全体の敷地の中で、いわゆる使われていないデッドスペースといいたいでしょうか、活用されていないスペースがございまして、そこら辺をうまく組み合わせたときに、一定程度敷地内に増設をした上で、現在の機能も損なわないように整備が可能なのではないかという案が庁内で浮上しました。こちらをもとに検討を進めたところ、八潮南特養で一定程度増設が可能だということで、今、方向性が見えてきましたので、来年度基本計画ということで予算案に計上させていただいたと、こういう流れでございます。

○のだて委員 様々検討はしていただいた中で八潮南が上がってきたということですので、やはりそういった計画を進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、区はこれまで地域密着型を中心に整

備すると説明してきましたが、今回、八潮南特養ホームを増築し、この間の説明ですと、校庭を使って増築するという事ですので、結構大きなものになると、先ほども大規模だということと言われておりました。30ベッド以上に増えると思っています。地域密着型は29ベッド以下ですけれども、これまでの方針を変えたということでしょうか。伺います。

○寺嶋福祉計画課長 これまでの方針に関しては全く変えておりません。特養ホームにつきましては、先ほど申し上げたとおり、用地の取得が一番困難で、これは計画をしてもすぐに実現できるといったものではなく、それからもう一つ、地域密着型サービスというのは、平成18年度から国のほうで示された制度でございまして、これは、各区市町村、いわゆる保険者が指定権を持って指導権を持っているといったもので、区の施策に合わせて整備をしていくということが非常にやりやすいということ。それから、一定程度、比較的小さめな用地でも整備は可能だという、こういったメリットがありまして、それから様々なニーズに応えられるといったことも含めて、地域密着型サービスの整備を力を入れて進めてきたところですが、特養ホームにつきましては、先ほど申し上げたとおり、適地が見つかった際には、この間も整備をしてきたというところで、今回も改めて先ほど申し上げたとおりの考え方が一つ浮上したということで、増築という計画を打ち出そうということになったことで、全く方向性としては今までと変わったものではございません。

○のだて委員 方針としては変わっていないということですが、やはりさらなる増設を進めていくということが必要だと思うのです。濱野区長は、区長選挙で、特養ホームと老健施設をつくったことを成果として宣伝していましたが、増やした分を入れても、品川区は特養ホームと老健施設の合計整備率は23区で最低でした。こうした中でやはり増設をしていくということが、区の福祉環境を向上させていくということで重要だと思います。

昨年2月の申請で471人が申込みをして、介護度5の人も、100歳以上の人も入れないと、86%の方が入れないという状況を、さきの一般質問でも示させていただきました。まず、今年の2月と、昨年8月の申込み数を伺います。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、特別養護老人ホーム入所申請の数についてお答えをいたします。

昨年8月にお申込みをいただいた申込者の数ですが445人、その半年前の2月の時点でお申込みいただいた方が479人とそれぞれなっております。

○のだて委員 今年2月の申請の申込数が分かりましたら、あとでご答弁いただければと思います。

申込数が約500人前後というところで、こうした状況が長く続いていると区も説明しております。こうした新しい特養ができて状況は変わっていないということになっています。区は、申請者が大きく変化していないことをどのように捉えるかが大変難しいと説明していますが、申請者が変わらないというのはなぜかと考えると、特養の待機者が500人前後いらっしゃるもとの申請を諦める潜在的待機者がたくさんいて、月日が経つにつれて在宅介護ができなくなるなどで新たな申請者があふれている、こういった状況だと思います。まだまだ特養ホームの増設が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、方針は変わらないということでしたけれども、都のほうでも計画をつくって、やはり待機者がたくさんいらっしゃるという状況のもとで、30人以上の大規模な特養についても補助金を出すということでやっております。やはりそうした大規模な特養を増設していくということが、待機者が入るようにしていくためには必要なのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋福祉計画課長 繰り返しの答弁になりますけれども、今現在、高齢者の人口がまだ増え続けて

いる時期にあるということでは、一定程度の施設整備が必要だと考えております。その際の施設整備というのは、大型の特養に限ったことではなく地域密着型も含めた施設整備です。

○宮尾高齢者福祉課長 今年2月末でお申込みをいただいた方の数でございますが、速報値でありますので、若干人数が変更する可能性はございますが、2月末時点で413人の方から申請をいただいております。

○のだて委員 直近でもやはり413人ということで、申請者が依然多い状況だということになっております。申請をしても入れないという方が待っていらっしゃるというわけですから、ぜひ増設を進めていっていただきたいというふうに思うのですけれども、区は、この待機者を正しく定義すること、数を正確に把握することは大変困難ということも説明しておりますが、やはり潜在的な待機者もいるわけですから、申請者全員が入れる増設をすることが必要だと思います。申請者は入所が必要な方だというふうに考えていらっしゃるのか伺います。

○宮尾高齢者福祉課長 申請をいただいた方には様々な状況の方がいらっしゃいます。その方一人一人に対して、私どもはしっかりと丁寧に説明をさせていただいて、いろいろなご提案をさせていただいております。中には、詳しくご説明をされると、いろいろな選択肢があるということを、そこで改めてお知りになる方もいらっしゃいます。もちろん全ての方に対して我々真摯に受け止めて対応させていただいております。

残念ながら入所がかなわない方も出てしまっておりますが、そこで決して終わりということではなく、我々のサポート、支援というのは、そこからずっと続いていくものと考えているところでございます。

○のだて委員 先ほども言いましたけれども、86%の方が入れないという状況なわけです。そうした中で、やはり入れるように増設をしていくということが必要だと思います。区も、再度入所申請している方が4割と説明をしています。こうした方々がずっと申し込み続けているわけです。その方々が入れないということで、区の認識でもこういった方々は本当に必要な方だというふうに思うのですが、認識を伺います。

○宮尾高齢者福祉課長 私どもは、これまでずっと可能な限り住み慣れた自宅での生活をしていただく、これを大きな課題として捉えております。ですので、必ずしも施設にお入りになることだけが、その方にとって本当に幸せなことなのかということも含めて、そういったことも含めてトータルにいろいろところで相談に乗らせていただいております。ですので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、施設入所がかなわなかった、そこで決して我々の支援、サポートが終わるわけではなく、そこからどうやって次につなげていくかということも、ふだん非常に大切にして業務に当たっているところでございます。

○のだて委員 入れない方が数百人単位にいるわけですから、土地がないというのであれば、民間に土地を募集などもして増設する計画をつくっていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、147ページ、歩道橋維持費収入、56ページ、交通安全対策特別交付金、時間があれば、71ページ、障害児者総合支援施設使用料で質問させていただきます。

まず、歩道橋維持費収入で関連をしまして、南品川青物横丁交差点と、京浜急行北品川駅前の2つの歩道橋について伺います。

国道15号と都道池上通りが交差をする青物横丁交差点には、3方向に横断ができる歩道橋が設置されております。しかし、幅が狭く急傾斜のため、高齢者の方、障害者、ベビーカーの利用等に困難があ

り、やむなく広い第一京浜の自転車専用通行帯を横断する歩行者がいらっしやる。これは私も何度も見ております。というところで、これはエレベーターの設置、もしくは横断歩道の設置の実現は、議会の方のご存じだと思うのですが、20年近く前からの地元要望であり、区から国へ要望を上げていただくように、私も委員会での質問や直接国へも、これは陰にも陽にも何度も取り上げてきた悲願の一つです。もちろん私だけではなくて、地元町会、複数の町会からの要望でもありますし、区のほうにも何度も申入れをして、国のほうにも申入れをしているということなのですから、品川区としてどのように考えているのか、改めてお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 青物横丁の歩道橋につきましてのご質問でございますが、こちらの歩道橋につきましては、昭和40年代当初に完成しまして、もう築50年が経過しているものでございます。今ご紹介いただきましたように、やはり広幅員の国道を渡るということで、それを通行する方もいると、バリアフリー対応のエレベーターもついていないというところで、地域から、以前より強い要望をいただいているところでございまして、区としましては、これまでも継続して様々な機会を捉え、私が都市計画課長に就任してからも、2018年には直接国道事務所のほうに行きまして、地域の現状と要望を伝えてまいりました。区としましては、実現に向けてこれまでも働きかけをしているところでございます。

○あくつ委員 それはよくよく存じ上げておりますし、本当に動いていただいているとは思いますが、国が道路管理者で、なかなか思うように動いていただけないという現状があります。

そこで国会議員をお願いをしまして、先週の金曜日、2月26日の国会の予算委員会で、地元の要望として質問で取り上げていただきました。衆議院の予算委員会で質問に立ったのは公明党の高木美智代衆議院議員で、答弁には、我が国の道路行政のトップの国土交通省の道路局長が答弁に立ちました。事前に秘書にもいろいろ状況をお伝えして、資料提供等もさせていただきましたが、その答弁の概要は、国道15号は1日6万台の交通量がある交通の大動脈であり、横断歩道の設置には、交通の円滑化や歩行者の安全確保の課題がある。また、想定される規模のエレベーターの設置には歩道を切り回すための用地が必要であるとしたものの、国として地元からの長年の要望であるとの認識があるということ。また、歩道橋は青物横丁駅や商店街に近接していることから、1日当たりの利用者数が約9,000人と非常に多いことから、バリアフリー化については必要性が高いと認識している。そこで今後は、国、東京都、警察、学校関係者など関係機関にも意見を聞いて対応方針を検討していくと前向きなご答弁をいただきました。

この質疑の様子は衆議院のインターネット中継アーカイブでどこからでも見られますけれども、所管課長である都市計画課長もご覧になったと思うのですが、国交省道路局長の答弁をお聞きになったの感触、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 ご紹介いただきました国の予算委員会でのやり取りにつきましては、私も確認し、承知してございます。区の受け止めでございますが、やはりこれまでも国から説明のあった、歩道が狭いですとか、様々な課題についての発言がありましたが、非常に前向きな発言を道路のトップの局長が国会の場で発言していただいたと、前向きな答弁として、第一歩ということで、前向きに強く受け止めているところでございます。

○あくつ委員 この答弁に対して高木代議士からは、エレベーター設置の技術も進歩していて、以前はエレベーターの設置が不可能と言われていたほかのJR浅草橋駅というところでも、ご自身が携わって設置が実現されたという実現事例なども挙げながら、用地取得なども含めて努力をするようにということでも重ねて要望していただきました。今までもご努力をしてくださったのですけれども、答弁に

あったように、国、東京都、警察、学校関係者、エレベーター設置の実現に速やかな協議をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

時間の関係で、北品川駅の前の歩道橋について、これも国道15号です。第一京浜ですけれども、これは国会で質問していただくことはできなかったのですが、こちらも長年の地元要望です。コロナ禍の前、私も朝、街頭演説で立っていると、電車が停車をするたびに物すごい数の生徒たちが改札から出てこられて、大混雑で押し合いへし合いしながら歩道橋を上って品川女子学院に通っておられる。第三北品川病院に通院する方も、やはり高齢者、中には病人の方もいらっしゃいますけれども、ベビーカー、自転車等の方は当然それを上らなければいけない。あそこの辺りは信号がないものですから、結構遠回りしなければいけない。この歩道橋に関しての区のお考えと、国への要望状況、また課題等があれば、お聞かせください。

○鈴木都市計画課長 北品川歩道橋につきましても、青物横丁歩道橋と同様、昭和40年代当初、築50年以上が経過している歩道橋だということで、地域からは、老朽化に伴う建て替え、それから、やはり駅前であって横断するための一番身近な横断施設ということで、その地域からの要望についても非常に多いところで、青物横丁歩道橋と同様に、区としましては、これまでも強い働きかけを国にしていってまいりました。

○あくつ委員 両歩道橋に関しましては、国への働きかけと要望を一層強めていただければと思います。

続きまして、交通安全対策特別交付金、関連をいたしまして自転車活用推進計画についての策定の進捗状況を確認させていただきます。

1年半前になりますけれども、2019年9月の一般質問で、自転車活用推進法が国で制定されるなど、自転車の利用に関する環境が変化をしてきたということに合わせて、品川区も独自の自転車活用推進計画を策定してはどうかという質問をさせていただきましたら、区長からは次のようなご答弁がありました。

自転車の活用について地域公共交通としての位置づけや環境負荷の軽減、観光振興等の視点から、区の自転車活用推進計画の策定について検討していく。

その後、様々な議員からも同じことで、この件については、請願・陳情の審査等に当たっても質問がありました。その中で私の理解では、令和2年度中には東京都の計画の改定が進んでいる。国も今、改定をしているのですけれども、いよいよ令和3年度から新たな計画がスタートするので、品川区では令和3年度から計画策定に着手をされるというように私は理解をしていました。

そこで、品川区はそういう上位計画の動向を見据えながら策定されるということだったので、東京都等の自転車活用推進計画の改定状況をつかんでいけば教えてください。

また、品川区の当初予算で、今日は歳入（の審査）ですけれども、土木費の都市計画費辺りには、策定経費が計上されていないのですけれども、それはどこかに溶け込んでいるのか、どこに含まれるのか教えてください。

○鈴木都市計画課長 自転車活用推進計画の東京都の策定状況でございますが、1月に東京都において検討会が開かれて、現在、3月中旬頃までパブリックコメントが実施されている状況でございます。東京都に確認しましたところ、4月か5月ぐらいには公表・策定の予定だということでございます。国のほうは多少当初の計画から遅れているところもございますが、来年度早々に公表していきたいというところで伺っているところでございます。

それを踏まえての区の状況でございますが、年が明けて、両計画とも、骨子案あるいはパブリックコメントが提示されてございます。そうした中で、これまでもご答弁申し上げたところでございますが、この両計画の中身を、区としてはしっかり確認をして、区の認識としましては、やはり自転車活用推進計画、様々な面で計画の策定の必要性については強く思っているところでございます。来年度の予算にあたっては、単独で策定に向けた予算を計上させていただいているということは今現在ございません。この計画の中身をしっかり確認をして、一方では都市計画のマスタープランの改定も行います現計画はどちらかという自転車について明示しているところはございませんが、マスタープランの改定検討は、やはりハード的なところで、自転車のネットワーク的なところの基本的なところは、マスタープランのほうでもしっかり考えていきたいというところもございまして、国、東京都、両計画の中身をしっかりと把握して、再来年度以降の予算要求の方向性についてしっかり検討していきたいというところでございます。

○あくつ委員 率直に言うと、来年度予算に計上されなかったのは少しがっかりしたというところがありますけれども、今ご答弁あったように、計画ありきではないので、1年半前にこの話をしたときに一番大事だなと思っていたのは、品川区においては、いわゆる違法駐輪のことでしか自転車というものの位置づけがなかったのが、これから今いろいろな環境が変わってくる中で、新しい活用の位置づけをぜひお願いしたいので計画をというお話だったので、それはしっかりと検討していただきたいと思えます。

今、新たに整備推進計画も一緒に東京都なども案を出していますけれども、その中には品川区というのは2か所ぐらい含まれています。観光の施策の上で大井、これは都内で12か所しか指定されていないのですけれども、なぜか品川区では大井が指定をされている。また、8か所だったか、広域のネットワークというところで、品川から大田というところのネットワークも、都内の中で有数の場所として指定をされていて、優先的に整備をするというような内容になっていますので、これらもしっかりと、これから来年度すぐに恐らく発表になると思えますので、そこはよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、障害児者総合支援施設に関連しまして、指定管理者の選定について伺いたいと思えます。

今回、指定管理候補者が議案に付されまして、先日の厚生委員会で審査されました。審査の過程でも詳しく申しあげましたけれども、利用者満足度が非常に高かった現指定管理者が選考過程の中で引き続き候補者に選定されなかったことに関しては率直に残念に思っています。総括質疑でも取り上げたいので、厚生委員会で質疑の繰り返しになるのですけれども確認をさせてください。

まず、選考会の冒頭で、現指定管理者からはどのような発言があったのか。また、年末年始にかけて現指定管理者に関する様々な報道がありました。そのことは、確認が、いわゆる外部委員の方、また委員の方からはあったのか。また、それが審査に影響をしたのかどうか、そのことについて教えてください。

○築山障害者施策推進担当課長 審査会での冒頭の発言でございます。応募団体からは、私たちは考え方を改めてまで区の意向に沿った提案を行うことは本意ではないと考えている。区の考える指定管理施設や運営の在り方や障害福祉事業とは異なっている部分も多々出てくるかもしれないが、そのことも含め審査をしてほしいという表明がされまして、そのことが応募団体の大事なスタンスとして説明がございました。

次に、報道されている件でございますが、こちらにつきましては、審査委員から確認をさせていただきました。また、確認につきましては、報道されている内容ではなくて、共同事業体の中で訴えている、

訴えられているという関係性の中で、今後、共同事業体がスムーズな連携がとれるのか、審査会、選定委員会で懸念の声が上がったというところで、一体的な管理運営は難しいのではないかとといったようなご意見が出たというところでございます。

○あくつ委員 今回の議案審査にあたっては、私どもも現指定管理者、複数ありますが、その複数から、また、今回候補者になっております福栄会からも会派としてしっかりお話を伺いました。今後の考え方というか、意向も伺った上で、冒頭申し上げた、いわゆる継続を求めたいというお声が非常に利用者の中に多かったというところと、ただ、今回の議案の賛否が必ずしもリンクをしないというところで私どもも検討させていただいています。

そして最後、今回、品川区における指定管理者制度の課題が、今回は、かなり浮き彫りになりましたので、指定管理者制度については、明後日の総務費で伺いたいと思います。

○渡部委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、75ページの自転車駐車場、それから77ページの情報公開手数料、91ページ、個人番号カード交付事業、93ページの生活困窮者支援、時間があれば、149ページの諸収入、特別区競馬組合配分金についても少し触れたいと思います。

まず、駐輪場ですけれども、大森駅水神口の地下駐輪場の利用率は現行でどの程度になっているでしょうか。

それから、情報公開手数料、この1,000件の内訳を教えてください。どのような積算でこの金額になっているのでしょうか。

それから、個人番号カード、マイナンバーカード交付率が20%を超えているということですが、先日のご答弁で、1日200人程度という処理数であるということ。これが週末まで毎日発行しても、割り返すと、丸々2年以上かかってしまうのではないかと思うのですが、こういう体制でいいのかどうかということをごまねいたします。よろしく申し上げます。

○川口交通安全担当課長 大森駅水神口の自転車駐車場についてのお尋ねでございます。それぞれの場所別でご案内をさせていただきます。

本年の2月末現在での平均の利用率でございますけれども、こちらにつきましては、まず日立大森ビル前のところ、こちらにつきましては119.9%、また、大森駅の駅前住宅、これの南側、こちらにつきましては53.8%、また、大井水神公園の地上の当日利用スペースでございます。こちらにつきましては97.5%、また、公園内にあります機械式の地下の駐車場、こちらにつきましては44.7%となっております。

○大澤広報広聴課長 情報公開手数料の内訳でございますけれども、閲覧にかかる手数料の300円掛ける1,000件と、あとコピー代として、10円掛ける2万400枚ということで、大体月1,700件の計算で出しております。

○木村戸籍住民課長 個人番号カードのお問合せでございます。現状では、ご案内したとおりでございますけれども、4月以降、職員の増員、それから、いわゆる発行する体制を強化すること。それから、予約の枠、発行の枠を拡大する。それから、出先施設での取扱いを始めるというところで、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 ありがとうございます。

大森駅駐輪場と一口で言っても、かなり利用率の差があると感じております。その中で、やはり地下駐輪場は非常に規模が大きいところですが、これがまだ利用率が40%台ということで一番低く

なっている。この地下駐輪場ができた経緯から考えても、この住宅前の駐輪場、こちらについては撤去の方向で考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、その見通しを教えてください。

それから、情報公開手数料です。これ、もう既に多くの自治体が閲覧自体は無料となっております。都道府県は全て無料になりましたし、都内の自治体でも中央区が閲覧無料にしましたから、区内では品川区だけ、市部でも昭島市だけになっていますけれども、コピーは品川区よりずっと安いのです。なので、品川区のこの300円が物すごい突出した状況になっているかと思うのですけれども、本来、品川区の持つ行政の情報は区民のものであります。ある意味、閲覧でお金を取るというのは、ホームページを見たら課金されてしまうのと同じような状況なのです。これはやはり今の時代に合わないと思うので、見直しをされるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

個人番号カードのほうです。体制強化してということで、私もマイナンバー自体、非常に使いにくくて伸びないのはよく分かるのですけれども、とはいえ、昨年末にはデジタルトランスフォーメーション計画が閣議決定しました。三層分離の見直しなども進んでいるということで、これからまたマイナンバーがどうなるか分からないのですけれども、とにかくこれも進めないわけにはいかないことだと思っておりますので、こちらはよろしく願いいたします。ご答弁をお願いします。

○川口交通安全担当課長 大森駅の駅前住宅の駐車場の関係でございます。こちらにつきまして、このたび、北側部分につきましては集約化ということで一部撤去をいたしました。また、現在南側と日立大森ビル前ですけれども、先ほどご説明したとおり、まだ利用率が高い状況でございます。そして大森駅の水神口の地下機械式駐車場ですけれども、委員ご存じのように、あちらのほうは定期利用という設備となっております。ですので、現在、利用率の非常に高い部分は当日利用となっておりますので、今後、利用状況等も見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○大澤広報広聴課長 情報公開の閲覧の手数料につきましては、都区の状況は把握しているところであります。また、現在、国のほうはまだ同じように閲覧の手数料を取っているというふうに認識しております。一部の方への労力の提供ということでは受益者負担という考え方で、今のところ、閲覧の手数料はいただくということで実施してまいりたいというふうに考えております。

○あべ委員 駐輪場は、地下が使いにくい、使われにくいから余計に上の利用率が上がるという面もあると思いますので、バランスも含めて考えていただければと思います。

情報公開の考え方は、それはもう古いです。区全体で考え直していただいたほうがいいのではないかと思います。なぜほかの区がそのような形にしているのか、情報公開というのは民主主義のスタートラインですので、ぜひ前向きにご検討をいただければと思います。

生活困窮者支援ですけれども、本年度、セカンドハーベスト・ジャパンと連携した食材提供の事業というのがあったと思うのですけれども、どこにもご案内も出てこなくて予算も出てこなくて、どうなっているのかなど。実績を教えてくださいたいのと、令和3年度、どうなっているか教えてください。

○櫻木生活福祉課長 ご質問のものが暮らし・しごと応援センターで配布しております食料のご支援の件でございますが、実績としましては、今年度につきましては9件の実績がございます。9件で、おおむね3か月程度ご利用いただいているという状況でございます。来年度につきましても同じような形で継続したいと思っております。

○あべ委員 この事業、一応制度設計の段階では年間50件で、少ないところから少しずつということだったと思うのですけれども、9件というのは、これ、知っている方はほとんどいないと思います。議員の間でもこの事業でぴんとくる方ほとんどいないのではないかと。チラシも見たことないです。必要

な方は大勢いらっしゃると思いますし、予算もかけているわけですし、ある程度質の高い食材を提供しているということから、こういうものがあるから相談に来てねというためにできた事業だったと思いますので、たまたまた人にご案内をするのではなくて、これを契機にご案内できるように、ぜひ運用方よろしくお願ひしたいと思いますが、一言よろしくお願ひします。

○櫻木生活福祉課長 基本的に制度としては、様々な制度を含め周知をしていくことは大事なことだと思っております。あとは、この事業の性質自体が、ある程度お話を伺った上で必要な方にご紹介することもありますので、その辺りを見ながら適切な周知は考えていきたいと思っております。

○あべ委員 繰り返しになりますけれども、なかなかご相談に来られない方に、こういうものもあるから、ぜひ区に相談に来てねというのが、より効果的な使い方だと思いますのでご検討ください。

時間がなくなりましたけれども、冒頭だけ触れます。特別区競馬組合の配分金、特別区競馬組合は23区でつくる一部事務組合です。人事・厚生事務組合や清掃一部事務組合に比べても、公開情報が非常に少なく、どのような組織であって、どういう人が、どのように運営しているのか、予算、決算、組織など、ほとんど分からない状態であると思います。まず、自治体が運営して、品川区もその利益の一部を受け取っている以上、十分な情報公開をすべきだと思っております。これを構成する一自治体品川区として、今後どのように情報公開を進めていくのか。併せて、そこで働いている多くの方々の生活環境というのは誰が関心を持つのか。ぜひ品川区としても取り扱っていただきたいと思っております。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時30分休憩

○午後3時45分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 50ページ、第1款特別区税、それから53ページ、第2款の地方譲与税の中の森林環境譲与税、これは児童相談所の新築分に絡んでです。それから第13款で国庫支出金、民生費補助金の、93ページ、母子・父子家庭自立支援給付金事業補助金。その中から質問をさせていただきます。

まず、児童相談所の新築についての関係です。

平成31年3月に「（仮称）品川区立児童相談所設置基本方針」が策定されまして、その中で基本理念「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を目指し準備を進めていらっしゃいます。

その中で、現在、児童虐待の未然防止ですとか、早期発見をはじめ、区内の全ての子どもの健やかな健康、健やかな育ちを守ってもらうことを期待しておりますが、コロナ感染症の問題で児童虐待が増えているという報道が大分出ていますが、品川区における実態等、確認をさせていただきます。

それから、母子福祉関係です。母子・父子自立支援については、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されまして、ひとり親家庭福祉協議会の会員の皆さんからも非常に喜ばれる声も大分聞いております。その中で、これもコロナの影響を受けたことから大分支給も増えたと思うのですが、その支給の金額の実態等、世帯数とかを確認させていただきます。

○崎村子ども家庭支援センター長 虐待相談におけるコロナの影響というご質問でございます。報道等でコロナによる児童虐待が増えているというニュースもございます。今年度、1月末現在ですけれども、虐待相談の件数、子ども家庭支援センターでは、今、520件取り扱っているところです。これ、

令和元年度が510件でございましたので、2か月を残して前年度を上回る件数を、今、受理、対応しているところでございます。

一方で、コロナにより増えているかといったところなのですが、近年の児童虐待の死亡事例等の件もありまして、社会的関心が大分高まっていて区民や関係機関からの通告が増えている状況がございます。

また、令和元年10月から都の児童相談所と区市町村の基本ルールが変更になりまして、児童相談所から区のほうに虐待事案が送致されるといったこともございまして、平成30年度から令和元年度にかけてが大体200件ぐらい増えている状況でございます。今年度が、今、約100件ほど増えている状況ですので、一概にコロナにより増えているとは言えないかとは思っているのですが、一方で、コロナによって生活への不安ですとか、在宅が続くことでのストレスなどで家庭環境が大きく変化したことによって、子どもを怒鳴ってしまったですとか、子どもの目の前で夫婦げんかをしてしまったというようなご相談を受けているところでございます。

○三ツ橋子育て応援課長 ひとり親世帯臨時特別給付金に関しましては、2月末日の支給済み額でございますが、基本給付は1,844世帯、追加給付は840世帯、再支給分は1,841世帯、合計4,525件で2億6,900万円となっております。こちら、申請の締切りが2月26日となっております、まだ最終確認をして審査をしている部分がございますので、最終的にはもう少し件数が上がるとおられます。

○鈴木（真）委員 虐待の件数はストレスとか、コロナの影響はあると思うのですが、1件でも少なくなっただきたいという、相談の中で早くクリアしてもらいたいなという希望がありますので、その辺、これからも十分対応をお願いしたいと思います。

新築する児童相談所の関係ですけれども、一時保護所も併設になってきますが、これが品川の保護所で品川の子どもを全て保護するかどうか。以前も質問したと思うのですが、その辺が非常に気になっています。事件の状況とか、子どもの内容によって、やはりばらばらにしなければいけない。その辺のところ、今、先行して3区がもう実施されておりますが、そこも一時保護所が対応していると思うのですが、現状どのような対応をしているか、その辺についても教えてください。

それから、ひとり親の今の手当の関係ですけれども、総額でお話いただいたのですが、1世帯当たりの金額をもう1回確認させてください。お願いします。

○加島児童相談所移管担当課長 一時保護についてですが、原則は自らの一時保護所で対応いたします。ただ、保護者の居住地と離れた地域で子どもを保護する必要がある場合などについては、要件を定めて、東京都、または特別区間で一時保護所の相互利用を可能とする協定を締結しております。設置区では、この協定に基づき、自区の子どもを他自治体の一時保護所に受入れをお願いし、また、他自治体の子どもを自区の一時的保護所で受け入れていると聞いております。

○三ツ橋子育て応援課長 支給金額でございますが、基本給付は1世帯当たり5万円、第二子以降は1人当たり3万円。追加給付でございますが、1世帯当たり5万円でございます。再支給分は、基本給付と同様で、1世帯当たり5万円、第二子以降、1人当たり3万円となっております。

○鈴木（真）委員 一時保護所が相互利用というお話を今いただいたのですが、例えばその連携についての費用的なものというのはどのような。例えば品川のお子さんが別の場所に行ったときには、その分の負担とか。あと、問題は責任体制、責任問題です。例えば、品川でほかの区のお子さんをお預かりしたときに、その対応は非常に難しいものもあると思うのですが、そこら辺についてはどのように

考えていらっしゃるのか。

それから、相互利用するための組織的なもの、新たな組織をつくるということは私は非常におかしいと思いますので、どういう体制をもって相談をやっていくのか、その点について教えてください。

それから、母子・父子の関係ですけれども、坂井市との連携でお米をたしかプレゼントしたことがあったと思うのですけれども、今後の見通しと、坂井市だけなのか、新たな形を考えていくのか、ぜひ続けていってもらいたいのですが、その辺のお答えをいただければと思います。

○加島児童相談所移管担当課長 まず最初に、一時保護所の相互利用に関する費用の関係ですけれども、品川区が児童相談所を設置し、品川区の子どもを他区の一時保護所をお願いした場合、子どもにかかる費用は品川区が負担することになります。

それから、他区の一時保護所で品川区の子どもが仮に事故、けが等があった場合の責任問題といいますが、責任の所在についてですけれども、こちらにつきましては、依頼元、依頼先併せまして相互に協力して調査した上で対応していくようなことも協定の中に定められております。

最後に、こちら、入所の仕組みについてですけれども、現在、東京都が一時保護所の入所状況を集約いたしまして、先行区含め、入所状況の周知、配付に努めているところです。

○三ツ橋子育て応援課長 坂井市とのお米の協力でございます。こちらはガバメントクラウドファンディングによって、坂井市がふるさと納税による「きふと」というものを実施しておりまして、坂井市にふるさと納税すると、品川区のひとり親世帯にお米が届くという制度でございました。こちら、その頃、かなりお米が少なくて、品川区としても本当にありがたいと思っておりました。今年度につきましては、なかなかお米については対応できないのですけれども、来年度、品川ロータリークラブがお米の寄附をしてくださる予定になっております。

○鈴木（真）委員 一時保護所の関係は、何しろ事故が起きないのが一番気になるので、その辺は十分な対応、まだ先ですけれども、出来上がった際には、ぜひその辺のところは十分注意していただきたいということを先にお願しておきます。

それから、改築工事が間もなくスタートすることになっていますが、建築費、一時保護所は国から2分の1の補助があるということが、いろいろな条件の中で出てきていました。ところが、令和3年度の予算の中には、その補助金は直接計上されていないと思うのです。その辺がどういうふうになっているのか教えてください。

それから、建築費総額が約30億円ですけれども、基本方針の中には、財源として3種類の国庫補助金、その辺も出ていたのですけれども、あとこれからどのような補助金が対象になってくるのか、その辺も確認させてください。

それからもう1つ、養育費のほうの関係ですけれども、子ども、母子・父子の中で養育費が新しく今度制度が始まってきますけれども、その中で、その相談する方の中の家相談員の方を使って、いろいろこれから申請もしていくと思うのですが、家相談員の役割的なもの、ちょっと聞いている話ですと、かなりいろいろご相談していただいている、内容もよく理解していただいて、相談していただいているようですが、その辺の役割と今後の活用について教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長 一時保護所の整備に係るハードの補助金についてですが、こちらは施設設備のスケジュール等調整の関係から、補正および当初予算の編成中に国との協議が整わず、予算書への記載に間に合わせることはできませんでした。ですが、一時保護所、こちらは最大で約2億4,000万円、点数に基づき交付を見込んでおりまして、工事期間の3か年にわたってこれを収入

する計画です。

それから、国庫補助金のその他のものの関係についてですけれども、こちらは施設に入所した子どもにかかるお金に充てるような国の補助としてございます。また、児童相談所のほうで弁護士の配置ですとか、そういったものに対する国庫補助のメニューなども今後活用として想定されるところです。

○三ツ橋子育て応援課長 養育費の支援における家庭相談員の役割でございます。こちら家庭相談員につきましては、令和2年度から採用した家庭相談員に関しましては、家庭裁判所の調査官をちょうど定年退職して、4月1日からこちらに会計年度任用職員として対応しております。

こちらは本当に知識や経験が豊富で、離婚の前後の相談、また、親権者の相談、様々、かなり丁寧で、リピーターの方も多いです。

○鈴木（真）委員 相談員の方、これからもまだ、あまり多くなることは望まないのですけれども、その中でご相談があったときには、いろいろな対応をよろしくお願いします。

児童相談所のほうは、いろいろ資金的なものもあると思うのですが、ぜひいいものが出来上がることを期待しております。

最後に、特別区税に関して確認だけ。先ほど来、お話が出ている中で、当然減収になっている。理由も人口減とか所得減というのは十分分かっておりますが、今度、長期基本計画との関係でもう1回改めて見てみたのですけれども、そこでも大分長期基本計画と比べると数字も変わっている状況になっています。その長期基本計画の委員長でした青山先生のお話の中にも出ていたのですけれども、総合実施計画というのでも出ておりました。ただ、それが今後どういうふうになるか。この状況ですから非常に難しい状況と、それから区の財政全体を今後どう見るかも考えていく中で、考え方だけ確認させてください。

○佐藤企画調整課長 実施計画の作成の見込みでございます。現在、委員ご紹介のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響から、適切に成果指標を設定することがなかなか難しい状況です。新型コロナが収束に向かいましたら、また策定作業を始めまして、財政面も含めて適切に対応したいと思っております。

○鈴木（真）委員 十分その辺は分かりますので、ぜひお願いしたいと。

ただ、予算上ですと、今年は計上してないのかどうか、ちょっとそこが分からなかったのが、予算上のどこかに出ているのかどうか、予算は要らないのかどうか。

○佐藤企画調整課長 今年度、実施計画の策定に係る予算は計上はしておりません。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 97ページ、社会資本整備総合交付金、この交付金は、品川駅南地域周辺まちづくり事業にも、2分の1、600万円が充当されております。関連して、この品川駅南地域の再開発計画について伺いたいと思います。

まず伺いますが、区はこの間、品川駅南地域のまちづくり検討に予算をつけて委託してきましたが、総額幾ら予算をかけてきたのか、累積額を伺います。また、いつからこの検討経費が予算化されたのかも伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長 今までに品川駅南地域におけますまちづくりに計上についてでございますが、平成24年度から計上してまいりまして、令和3年度を含めると、合計10回計上してございます。歳出の合計金額でございますが、令和2年度予算額、令和3年度要望額としまして、合計金額が約1億1,500万円あります。

○安藤委員 10年にわたり1億円を超える予算がつき検討されてきたということです。今回、既に

成果物として提出されております昨年度の品川駅南地区におけるコーディネート業務委託報告書を情報公開で取りました。しかし、これも広町調査検討報告書を彷彿とさせますが、丸々非公開というページが93ページありまして、公開されたとしても黒塗りがあるところが37ページ、合わせて130ページが全体の38%、4割近くが非公開、黒塗りということでした。黒塗りの部分も、地域まちづくりの方向性案の取りまとめなど、肝腎な部分はもちろんですけれども、活動団体の事業概要、活動利益といったところ、あるいは、なぜか意見交換会の会場のところが黒塗りになっております。

伺いますけれども、予算を組んで区民の税金を使って検討されたものです。こうした資料の内容は隠さず公開されて当然だと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、区民の代弁者として区民から送り出されているのが議員だと思います。一定の調査権もあります。議員に対しては、情報公開によらずとも資料請求されれば公開すべきだと思うのですけれども。また、黒塗りや非公開などの処理をせずに公開すべきだと思うのですけれども、議員から出してと言われたら出していただけるのでしょうか。伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長 情報公開についてでございますが、区としましては、行政の情報等は公開が原則ということは認識してございます。ですが、一方で、今回、委員が開示請求されました資料ですが、コーディネート業務といたしまして地域が行っていますまちづくりについて、検討状況であったり、今回は区民アンケートを取ったものを集計、または、その整理をしてございます。そうした個人情報等の観点から、一部、情報を非公開としてございます。

○安藤委員 今回、私、情報公開で取ったのですが、情報公開しなくても、議員ですから、区政を監視する役割もありますから、出していただけるのでしょうかという質問もしたのでお答えください。

また、一部と言いますけれども、まちづくりですから、どういうまちをつくるかという検討する資料出さないというのは、私はおかしいなと思っていまして、政策形成過程だからこそ情報は公開すべきなのではないでしょうか。別にアンケートに誰がどう答えたかと個人名出せと言っているわけではないし、そういったところは当然公開しないわけですけれども、そういう政策形成過程だからこそ情報を出さないと、その情報がなければ、まちづくり方針の過程に住民が参加できないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中道まちづくり立体化担当課長 情報公開、または、そのまちづくりの途中での開示ということでございますが、そこのまちづくりの検討中のまだ素案の段階になりますので、そうしたまだ決定でない情報につきましては、やはり今後どうなるか、地域の方がそれを見たときに、まだ確定でないものを不安に思うてしまう、そういった観点から、一部情報は非公表にさせていただいてございます。

○安藤委員 くどいようですけれども、議員が出してと言ったら出せないのかということはお答えください。

それと、不安に思うと言いますけれども、水面下で一部の人たちが、しかも、開発企業の方と一緒に勝手にと言うとあれですけれども、水面下で着々と検討している、よっぽどそちらのほうが不安ですよ。何が不安なのかなと思って。やっぱり素案の段階だからこそ、決定でない段階のものを出せないといいましたけれども、決定されてから出したのでは遅いですよね。区はまちづくりの検討、しかも税金も相当使っていますよね。これだけの大きな区としては位置づけが高い事業について、その過程を公開しないというのは、私はこれはまちづくりに住民の意見を入れるつもりがないというふうにしかならないのですけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長 まちづくり全般ということで私のほうからお答えいたします。

まちづくりを進めるにあたっての事業にあたりましては、検討の段階におきまして、議員の皆様へ建設委員会であったり、常任委員会の中でご説明しながら、ご意見をいただき、熟度を上げながら整備しているところでございます。このようなところで今後も議会の皆様のご意見を伺う場面については、適宜段階的に行っていくということで進めているものでございます。

また、その熟度に応じてというところでお話ししましたが、要するに、地元の方と一緒に作り上げている素案の段階のもので、いろいろな熟度がまだ未熟な段階のものをお出しすると、なかなかどれが最終的な案なのかというものが分からないところもありますので、そういういろいろな段階に応じて、区としては、見極めながら情報は開示しながら議会のほうとも進めていきたいと考えてございます。

○安藤委員 住民と一緒にまちづくりをしていこうという姿勢がないと言わざるを得ないと思います。しかも議会と言いますけれども、議会の報告もまともに行われていないのです。今回、私、質問したいと思って情報公開したからこういう情報が出たのですけれども、建設委員会には2014年5月のまちづくりビジョン公表前の報告以来、7年近くも報告されてない。だから、私が2015年にまた議会に戻していただいたのですけれども、そこからずっと1回もないのです。この間には、2019年1月、2月には、住民まちづくりアンケートも行われるなど報告すべき動きもありました。このアンケートはもちろん税金で実施されています。しかし、建設委員会にも報告がないと、なぜ品川駅南地域についての委員会への報告がなかったのか。住民参加、議会に説明というのは建前で、なるべく水面下で検討を進めて、開発協力企業など一部の意向でまちづくりをしたいからではないのでしょうか。伺います。

○中道まちづくり立体化担当課長 今現在のまちづくり状況でございますが、まだ素案の段階の前で、まだ建設委員会のほうに報告すべき段階でないというところでございます。建設委員会のほうに報告すべき段階、素案等を決定しましたら、その段階で建設委員会のほうには報告いたします。

○安藤委員 かなり大がかりにアンケートも1,000人を対象にやっていたわけですから、そのアンケートが基礎材料となって、どういうまちづくりを進めるかというのをそれは建設委員でも議論すべきだと思うので、それは、これまでのやり方を改めてきちんと建設委員会に報告してくださいと述べたいと思います。

検討の中身について隠すのは大問題ですから、公開するよう改めて求めたいのですが、しかし、少なくとも、どういう方々が検討しているのか、どういう企業が検討のバックアップを担っているのかはお知らせできるのではないかと。伺いますけれども、このまちづくり検討の中心の品川駅南地域の未来を創る推進協議会と、品川浦周辺地区再開発協議会の事務局はどこか、それぞれ伺いたいと思います。

○中道まちづくり立体化担当課長 品川駅南地域の未来を創る推進協議会、または品川浦周辺地域再開発協議会の事務局でございますが、地域の方々の町会長ならびに商店街、または代表者といった方々で構成されてございます。

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、先ほど議論になっていました区営住宅の給湯器と浴槽ですけれども、これ、設置するようになったというふうにご答弁ありました。ただ、自費で設置した方で壊れた場合は自分で直せという、これはちょっと私は理解できないなと思ったので、その考えをもう一度確認させてください。

そして、次、60ページの使用料です。このコロナ禍で、今、集会所、会議室を借りると、2分の1の人数なのです。2分の1なので、やはり大きい部屋を借りることが起きています。そうなった場合、これ、減額という処置はできないだろうか。やっぱり相当な金額を支払って会議をしたりという

ことになってしまっているのです、そこは、このコロナ禍のことも考えると、少し減免といいますか、減額ということも考えてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

そして380ページの予備費なのですが、5億円になって2億円プラスされました。これはどういうときに使われるのでしょうか。使う考え方というか、どういう場面でというところを教えてください。

それからもう1つ、指定管理者制度、これは歳入全般になると思うのですがけれども、指定管理者制度を使っていて、この利益、歳入のところは全く発生しないという仕組みなののでしょうか。歳出のところを見ますと、利用料金収入見込額になって出ているのです。なので、これはモニタリングの評価を見ると、結構利用料とかというので高額になっている部分があって、そこでの利益分というのは、品川区に全く計上されないものなのか、その仕組みを教えてください。

○森住宅課長 区営住宅の風呂釜の設置についてでございますけれども、先ほどお話し申し上げましたけれども、入居されるときには区の負担でつけるような形を令和元年度からとっておりまして、目的といたしましては、引っ越しの際だとかに敷金を納めていただくということもございまして、基本的に一時的にかなり高額な費用が入居者にかかってくる、それを少しでも低減させようというところの目的で行い始めたものでございます。また、撤去時につきましても、残念ながらお亡くなりになった方に対して、遺族の方がそれぞれ費用をかけて残置物の処理などをされるということもございまして、基本的には、その部分を少しでも低減させようというところでやっているところです。ご自身でつけられたものにつきましては、それぞれ補修をしていただいているということで、そこについてはそれぞれの対応をしていただいていると考えております。

○川島地域活動課長 区民集会所の件でございます。令和2年6月から区民集会所を定員を3分の1に制限するというので、こちら1人4㎡程度になるような形ということで、新型コロナウイルス感染症対策ということで制限をしているものでございます。

こちらは、集会所の貸し出しの考え方としましては、使用料を何時間で何平米の広さの部屋をお貸しするかというような形で料金設定をしているものでございまして、定員で何人使用したから幾らという形ではないものですから、今のところ、その考え方を変更するという予定はございません。

○品川財政課長 予備費の件につきましては、例年3億円で計上するようにしているのですが、来年度につきましては、やはりこのコロナ禍の中、状況がどう動くかは分かりません。早急に予算的な対応をするためということで2億円増やさせていただいております。

○佐藤企画調整課長 私からは、指定管理料に関する区への歳入についてご答弁いたします。

まず、指定管理料ですけれども、運営費をたたくまいとしてまず考えまして、それから利用料収入を引いて、残りがまだ費用が発生する場合は区から委託料で支払うという形になっております。ですので、利用料が想定よりも多い場合は、当然区への歳入も発生しますし、インセンティブ等の考慮もしながら、そのような仕組みになっているところでございます。

○西本委員 区営住宅ですが、やはりちょっと納得いかないです。仕組みがよく分かりません。結局、給湯器、それから浴槽のことについては、令和3年度から事業として始めますということになっているわけですから、では、令和3年度からそれを適用して、その方々が、例えば故障したといった場合は誰が払うのですか。区が払うのですか、それとも個人になるのですか。そこをお答えください。

それから使用料については、平米数、それは分かっています。分かっていますが、今はコロナ禍で半分にしてくださいねと言われているのです。3分の1から半分ぐらいにしてくださいねと言われているのです。だから、通常の数で利用しようと思ったら大きい部屋を借りなければいけないのです。本来

であれば、それで十分まかなえるのに、対応として、通常の収容人数の半分、3分の1にしてくださいと言われているから、それでやっているわけです。必然的に料金が高くなるのです。ですので、それを考慮していただけないでしょうか。検討をぜひお願いしたいと思いますので、もう一度ご答弁ください。

予備費は分かりました。

指定管理者制度の件ですけれども、今回の予算書の中には入っていないということですか、入っていますか。それ教えてください。

それから、コミュニティバスのほうの中で、今度、収支率というのが出てまいりました。収支率。要は、経費に対してどのぐらいカバーできているかによって評価をしていくという、そういう動きになってきて、これは新たな考え方の1つなのかなというふうに思って私は歓迎しているのですが、この指定管理者制度についても、予算書の中を見ても、その評価があまりよく分からないのです。モニタリングの評価書を見ればということで、あれも本当に経費がどれだけかかっている、どういうものにとこの細かいものまで載っていないので、本当にどれだけもうかっている、どれだけ区に入ってきているのかというところの流れがよく分からないところがあるので、今後の考え方として、やはり指定管理者制度の収支が分かるようにということ、それから収支率みたいな考え方、これも予算書の中で分かるような状況があると助かるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○森住宅課長 区営住宅の風呂釜についてでございますけれども、平成30年度までは、ご自身でつけられて、ご自身でつけられた財産ですので補修してくださいという形で、これまでもやっていただいております。令和元年度からにつきましては、原状回復に応じて区のほうで設置をさせていただいて、それは区のほうで設置をするので区の財産ですので、区のほうで補修をしていきます。その後、令和3年度からは、それぞれご自身でつけられたものに対しては、もし撤去してよいということであれば、その撤去費用は区のほうでも負担しますよということとして進めていきたいというところでございます。

○川島地域活動課長 区民集会所の料金の減免でございます。こちらは、これが感染症対策であるということをご丁寧に説明させていただきまして、ご理解の上で今ご利用いただいておりますので、今のところ、引き続きこの形で進めていきたいと思っております。

○佐藤企画調整課長 指定管理に関わる区への歳入でございますが、例えば153ページの下から2つ目の品川産業支援交流施設運営収入というのが利用料が多いところで、区に還元があったというところでございます。

あと2点目の収支を予算書等に反映してはというところでございますが、今、常任委員会のほうで報告を毎年させていただいているモニタリング評価等で、様式の変更が可能かどうかも含めて考えていきたいと思っております。

○西本委員 区営住宅はやっぱり理解できません。壊れたら設置してあげればいいではないですか、と思います。

それと、集会所については、コロナ禍の状況で、そういう仕様になっているのです。だから、その分お金がかかっているのです。だから、それは前向きにぜひ検討していただきたい。ここだけお願いします。

○川島地域活動課長 繰り返しの答弁になりますが、現状の料金はそのままという形で考えさせていただきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしく申し上げます。61ページ、区民斎場使用料、なぎさ会館、67ページ、

八潮北公園スケートボード場について質問させていただきます。

まず初めに、なぎさ会館、区民斎場使用料のことなのですが、新型コロナウイルス感染症の対策に伴い、令和2年4月13日から利用制限をかけているということです。利用者は1日1組ということなのですが、当然、今はまだコロナ禍なので、現況をお知らせいただきたいと思います。

○木村戸籍住民課長 今年度に入りまして1月末現在での稼働率でございますけれども、約34%という形になっております。昨年度は約40%ということでございますので、ご利用される方の減少傾向がございます。感染症拡大防止のために家族葬など葬儀を小規模化するような動きがあるというところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございました。34%の稼働率ということで、民間の葬祭場も、やはり今課長のご答弁ありましたように、本当に家族葬、あるいは、もうそのまま見送って葬祭をやらないというのが現状だと思います。令和2年度の決算ですと、多少は数字はあると思うのですが、240件に対して、来年度、令和3年度の予算は300件ということで、これ、1日1組ということでやっていると思うのです。それで、今この状態で、解除されても、見込みとして、どういうふうにお考えになっているのかお願いします。

○木村戸籍住民課長 実際のコロナ禍のこれからの状況に応じて、ある程度そういう3密みたいな部分での動きが解除されるような形になりましたら、基本的には元通りの2組というような形に戻して、もちろん感染症対策も行いつつ行っていきたいというふうを考えておるところです。

○高橋（伸）委員 これ、本当にコロナが終息しても、今後の葬祭の在り方というものが物すごく加速すると思うのです。当然これ、区民斎場なので、協定の葬儀制度とかもある中、今後どういうふうに取り組むのか、現状のままやっていくのか、あるいは、なぎさ会館を今後どういうふうに展開していくのかだけお聞きしたいと思います。

○木村戸籍住民課長 斎場でございますので、人生最後の儀式を執り行う施設として、余裕があれば、本来の在り方という部分はしっかり運営していく必要があるということと、災害時には東京都のほうで遺体安置所の指定をしておくと、そういう有事に関しましても機能を果たせるような施設として。

ただ、その中でも、委員ご指摘のとおり、稼働率という部分が課題になってくると思います。特に友引の日は基本的には使われないというようなこともございますので、地域に根づいた施設というところもございまして、これは民間でございまして、桐ヶ谷斎場のほうでもやはり同様の状況がございまして、地域の方々に使用されない時間帯をご活用いただけないかというようなところのお話いろいろ出てきているということも聞いております。今後、地域の皆様のそういう需要を踏まえながら活用を考えてまいりたいというふうに思っております。

○高橋（伸）委員 これ、ホームページに、授乳室の使用の記載があるのですが、**「葬儀が執り行われていない時間帯は、斎場利用者以外の方にもご使用いただけます」**と書いてあるのですが、実際に利用されている方はいらっしゃるのですか。

○木村戸籍住民課長 現地では、のぼりも立ててご案内をしているところでございますけれども、外出自粛の影響もあると思うのですが、現在はほとんどご利用がないというような状態でございます。引き続き、ご案内、ご活用いただきたいと思いますというふうに考えております。

○高橋（伸）委員 防災の観点からも、今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。続いて、67ページ、八潮北公園スケートボード場についてお伺いします。

2017年にオープンした公共のスケートパーク、インターネット上でも、東京都のスケートパー

ク・スポット一覧として、本当に最新鋭のセクションを備えていて、公園の管理パークで、夜の9時までやっているということで、とても高評価をいただいております。私も、このスケートパーク、本当に高く評価をしております。

その中で、先日の広報しながわの中で、初心者対象スケートボード教室が、今月、3月27日にあるということなのですけれども、これは当然、（緊急事態宣言が）解除された後のことだと思うのですけれども、20人ということで、ある程度希望者がいる中、実際、解除してからやるのか、今現在募集中なので、今の進捗、どういうふうな状況になっているか教えてください。

○高梨公園課長 初心者対象のスケートボード教室についてのお問合せでございます。今年度は、コロナウイルスの対応もでございますので、通常であれば毎月最終土曜日ということで年12回実施しているところでございますが、令和2年度につきましては、年6回ということで予定をしております。現在まで、8月、10月、11月と、今年度は3回の実施をしております。

ご案内がありました3月1日号の広報しながわでご案内しています3月27日のスケートボード教室は、委員ご案内のとおり、緊急事態宣言の動向を見ながら、解除されてできるような状況になれば、ぜひ開催をしたいというふうに考えております。

毎回、定員20名のところ、約30名の応募をいただいて、大体1.5倍ほどの倍率でやっているところでございます。今年度もコロナ禍ではありましたが、30名弱のご応募をいただいておりますので、今回も同等程度のご応募があるものとして考えてございます。

○高橋（伸）委員 これ、令和元年の決算を見ても2,458回、令和2年の決算3,148回ということで、数字的にも利用者がすごく多いのが見受けられます。

それで、今後、もっともっとスケートをやる若者たちに知らせるために、区として、PR強化をこれからどういうふうに展開していくのかどうかだけお知らせください。

○高梨公園課長 現在までもスケートボード場のPRとしまして、ホームページや、デザインを工夫したポスターの作成などに取り組んでまいりました。今後についてですが、やはり訪れる方は若者、若年層の方が多いということで、若年層の方が多く使うSNSを中心とした発信を来年度から行う予定で、現在、準備をしているところでございます。

○渡部委員長 次に、若林委員。

○若林委員 56ページの特別区交付金から入っていきたいと思います。

来年度予算388億円が計上されて、残念ながら前年度比22億円、5.4%の減ということで、この減の要因としては、法人住民税が要因ということで、既に答弁が繰り返されております。今回の予算特別委員会の資料の中に、都区財政調整フレームが今回も配付されておまして、その中身を見ますと、確かに、全体フレームですけれども、法人住民税が全体としては21%の減というふうに資料には載っておりまして、それから調整税等の総額としては3.6%の減ということになっております。

ここで確認したいのは、都区の全体フレームでは3.6%の減ということになっているのですが、区先の先ほど紹介したのは5.4%の減ということになっていまして、区のほうが2ポイント弱、減が多くなっている。このことについて確認させてください。

もう1つは、この法人住民税の影響を小さくするには、今後どのようなことが考えられるのか教えてください。

○品川財政課長 まず1点目の全体のフレームの減額と、区のほうの減額との違いということで、財調ですので、全体の中から23区の配分が決まってくる。その23区の配分の中で、いろいろ、こ

の予算と同じように、総務費、民生費、衛生費とかと分けて財調の計算をしているのですけれども、割と品川区、土木関係の費用等、財調のほうにうまく補助を得られているような形等もございます。そういった部分で、各区の配分の中での減額率の状況を見ると、財調としては、品川区のほうである程度大きく取れている部分もございますので、そういった部分で減額の率が大きくなっているということでご理解いただければというふうに思います。

それから2点目の法人住民税のほうですけれども、この国税化については、なかなか品川区独自で動いても対国となりますと厳しい状況がございますので、23区連携して、このことについては東京都とも連携して、やはり国のほうに声を上げて、何とかしてこの法人住民税の国税化を少しでも止めていきたいというふうに考えております。

○若林委員　　ということは、全体としては、ここでは5.4%の減となっているけれども、そのほかについては、いわゆるやりくりして、プラスマイナスちゃんといいただいているということでご理解いたします。

一部国税化のお話もありましたけれども、やはり一方で、法人のいわゆる業績悪化ということも大きく響いていて、国税化がこの中で何割の影響で、いわゆる業績悪化による法人所得が何割でというのは、もし分かれば教えてください。

この法人所得割、いわゆる法人の業績の悪化によって、法人住民税も一方で下がっていくということが大きく影響していることは、これはもう確実でございます。

そこで、本会議の一般質問でも会派からもやりましたけれども、今回、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細についてが、経済産業省から3月1日時点版として発表されました。その日に、3月8日から、この一時支援金の申請の受け付けを開始しますというふうに公式に発表されました。この対象としては、飲食店の時短営業とか、外出移動自粛による直接的な影響を受けた事業者であるとか、また、その対象となり得る事業者としての具体例も細かく例示されて、いわゆる人流とか物流も含めた幅広い業種というふうに確認をさせていただいております。

ただ、要件として、今年の3か月、1、2、3月までのうちの一月の売上げが、前年比、また前々年比といえますか、2019年、2020年度の比で50%以上減少をしていることということが要件としてあります。

実は3月1日の衆議院の予算委員会で、このことについて公明党の国会議員より取り上げさせていただきました。要するに、時短要請以外の事業所も人流が少なくなり売上げが減少している。3割、4割減ったら事業継続は大変な状況なのだと、こういう訴えです。このような事業者に向けた対応策、地方創生臨時交付金の活用も含め、国の強い対応を求めさせていただきました。これは本当に国内の多くの事業所、また、私たち地方議員も皆さんから聞いている声を代弁していただいたというふうに理解しております。

政府のほうからは、時短に限らず、中小企業の切実な声も聞いていますと、確かに50%にならない事業所の声もあります。国は地方創生臨時交付金1兆円を用意しました。それぞれの地方で、国で手の届かないところをきめ細かく対応してもらいたいといった旨の担当大臣の答弁がありました。

そこで、この地方創生臨時交付金が積まれている第三次補正予算分の、このスケジュール、これについて分かるところがあったら教えてください。

もう1つは、今の大臣答弁にありました国で手の届かないところ、これを自治体でしっかり対応していただきたいと。こういった観点を、区はどのように受け止めているか。2点についてお伺いいたします。

す。

○品川財政課長 まず1点目、法人住民税のほうでございますが、国税化の分と、それから企業業績の分で、どれぐらいの割合かというところですが、具体的な割合というのは非常に難しいところはあるのですが、まず、国税化のほうが非常に影響が大きいというところでございます。

それから2点目の事業所のほうの対策ということで、非常に今、景況調査等も見ますと、区内事業所は、もうほぼリーマンショック時と同じぐらいの厳しい状況であるというところでございます。令和2年度から、具体的に言えば、もう去年の3月ぐらいからですか、融資を大分力強く区のほうでは対応して支援を行ってきております。もう一部、何年かは返済をしなくていいとか、そういうような対応もして、何とか企業に頑張ってもらいたいというような形で対応をしてございます。

そういう中で、地方創生臨時交付金が、来年度以降、出てきてございます。今、一次、二次と交付を受けまして、三次が、国からいろいろ金額等も、このぐらいだということまでは出てきているところなのですが、その活用方法、それからスケジューリングについては、ちょっとまだ未定というところもございまして、いろいろ使い方等もコロナウイルス関係に関しては相当柔軟に使えるところですので、そういうところを活用していきたいと、このように思っております。

○若林委員 本会議でも、我が会派以外にも複数会派というか複数議員から、こういった観点でのお話、また、今回の予算特別委員会でも、複数の委員からも様々現場の声をもとに声を上げているということを私も耳にいたしております。

先の地方創生臨時交付金については、今年度内に交付が決定されると、これはもう当たり前なのですが、地方で繰越しとすることも可能としているというふうに柔軟な対応も可能となっております。先ほどの公明党からの要請に対しての大臣答弁、国で手の届かないところを自治体でしっかり対応していく、そのための交付金であるということを重ね踏まえながら、今のご答弁もありましたけれども、今後ともよろしく願いいたします。

○渡部委員長 次に、本多委員。

○本多委員 129ページの防災区民組織育成費について質問します。

地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金ですけれども、3か年計画ですけれども、201町会・自治会への普及について、制度の利用状況、これまでと、これからについてそれぞれ教えてください。

○中島防災課長 地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金に関してのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、今年度の9月補正で、今年度事業としてお認めいただいたものでございまして、地域の防災区民組織の電源確保、災害時の初動対応で電源確保ができるように、資機材の購入費用の一部を助成するものでございます。

今年度につきましては、当初80組織に対しまして予算を考えていたのですが、今、途中の集計段階ですと86組織からご申請いただいております。そちらのほうに非常用発電機あるいは蓄電池をご購入いただく予定となっております。

来年度につきましては、今年度と同様の80組織に対して事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○本多委員 3か年計画ですので、おおむね3か年で全ての町会・自治会に回るのかなというふうな感じだと思います。

それで、今も答弁でありましたが、ガソリン式発電機ですとか、ポータブル電源など、この補助対象

というのが、思い当たるものが11種類ぐらいあります。読み上げますと、ガソリン式発電機、カセットボンベ式発電機、乾電池式充電器、ソーラー式充電器、自転車チャージャー、空気電池、ポータブル乾電池、マルチチャージャー、手回し充電器、充電コード、コードリール等々が対象になると思うのですけれども、3年前に北海道胆振東部大地震で、私も何人かと一緒に被災をしまして、あのとき本当に電気がなくて、本当に電気が欲しいな、どうして発電機を使っていなかったのだろうか、札幌市にいましたけれども、備えがなかったということが分かりまして、全国的にも、東京都も、品川区もこうした、これは東京都の補助制度でありますけれども、そういった必要性というか備えということがどんどん機運も上がってきて、取組も増えてきてというところで、この対象になるものどれもあの時にあったら、どれだけ、暗いので明かりがあつたり、暖がとれたり、携帯電話ですとかスマートフォンの充電が、この対象になるものを見るとすごく網羅できているなど感じます。ここにも空気電池というのがあって、主に補聴器の電源確保になると思うのですけれども、さらにきめ細かくいろいろなものが対象になっているなど思うのです。それで、今、実績が、まだ始まって日も浅いので、86件の申請があつて80件ということですが、主にこの80件というのが、先ほどの答弁でもありましたけれども、発電機ですとか、その辺が中心だということだと思うのですが、ほかにどういったニーズがあるのか、その現況を教えてください。

○中島防災課長 今年度、地域のほうからお申込みいただいたものは、今、手元にある数字ですと、カセットボンベ式の発電機が80台、あと、ガソリン式の発電機が44台、それと、太陽光を活用した蓄電池が46台です。そのほかにも充電器ということで、充電できる機械が82台、あと、コード類が126台、ソーラーパネルが23台、それとコードリール28台となっております。やはりカセットボンベ式の発電機が、今回の申請では一番数が多かったような状況でございます。

○本多委員 分かりました。カセットボンベ式の発電機が一番なのですね。ガソリン式の発電機かなと思っておりましたが、分かりました。

それで、燃料を使うもの、ガソリン式の発電機であつたり、ディーゼル式の発電機もありますけれども、主にガソリン式の発電機などを使う場合に、この管理する町会・自治会の貯蔵するガソリンなどの量については、どのような対応をされているのか。例えば、町会・自治会に区が貸与しているポンプがありますけれども、ポンプそのものは区が貸与だと思うのですが、それにも伴うガソリンの燃料とか、その辺の貯蔵については、どのように把握をされているのでしょうか。

○中島防災課長 ガソリンに関しましては、消防法の危険物の取扱いということの中で40ℓ未満というのが基準となっております。こちらの範囲内で備蓄をしていただくこととなりますが、先ほど委員からご指摘ありましたポンプの燃料につきましては、同様にガソリンを使うものでございますが、こちらについては区のポンプなのですけれども、燃料は町会・自治会、防災区民組織のほうに管理はお願いしております、ガソリンを適切に管理をしていただいているところでございます。基本的に燃料なので危険なものでありますので、その基準の範囲内で管理はしていただくように考えております。

○本多委員 40ℓぐらいまでが目安なのでしょうか。容量がある程度、一定量を超える場合の貯蔵に対する有資格者の設置の義務ですとか、あまり量が少なくてもいざというときに何十時間か使えないと備えにもならないのですが、あまり量が多くても、逆に危険過ぎるというところで、40ℓを超える場合の有資格者の設置義務ですとか、その辺についてはいかがでしょうか。

○中島防災課長 基本的に40ℓを超えますと、まず、消防法令に基づいた基準の建物とか構造物の中に保管しなければいけないとか、あと消防署への届出が必要になるとか、少しハードルが高くなって

きますので、区といたしましては、やはり地域の方にはその基準の範囲内の400未満で保管はお願いしたいと考えております。

といいますのも、400で、発電機の大きさでありますとか、つなぐ電源にもよると思いますが、大体1日から3日程度、400程度あれば発電機が動かせるのではないかと考えておまして、今、被害想定でいきますと、大体二、三日ぐらいで電気が多くの地域で回復するという見込みでもございますので、400未満というのが保管量としては適切ではないかというふうに考えているところでございます。

○本多委員 分かりました。400を、やっぱり線を引いて、おおむね400を超えないぐらいの貯蔵が望ましいということです。仮に400を超える場合は、危険物取扱の設置が必要ということで、分かりました。400ぐらいで大体貯蔵ということで。

それでこれ、町会・自治会のどなたも取扱いできるようになってもらいたいと思って質問しているのですが、限られた人しか取り扱わないというのでは、いざというときに不備ということがあってもいけないと思いますので、スマートなマニュアルというのでしょうか、例えば昔の混合ガソリンの古い発電機とかがあつて、取扱者が限られたりしているものだと、なかなか取扱いの方が限られてしまいますので、できればそういったものを整理をして、ガソリン式発電機とか、誰もが取り扱えるようなマニュアルを。これをやるのは町会・自治会の自主的なものですが、ある程度、区もその辺、誰もが使えるような、そのように考えていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。140ページ、減債基金繰入金、それから、144ページ、諸収入の貸付金元利収入です。

まず、140ページの減債基金繰入金についてお尋ねします。

以前から減債基金の充当先についていろいろお尋ねしてきました。これまで空欄でありました。ほかの基金は充当先が記載されておりました。分かりやすい予算書ということをお願いするという観点から、説明欄には充当先を記載してくださいということをお願いしてきました。令和3年の予算書には、空欄ではなく記載されたということで、ありがたく思っています。昨年予算特別委員会で、財政課長がちょっと工夫させていただきたいというご答弁だったので、工夫していただいたのだと思います。ありがとうございました。

そこで、141ページに、充当事業で起債償還元金と起債利子とあります。幾つかお尋ねするのですが、令和3年度の繰入金額は、これまでの繰入金額よりも1桁多いのです。平成30年度は7億3,000万円、平成31年度は5億8,000万円、昨年は約4億8,000万円、千円台まで出ていますが、令和3年度は11億4,700万円余ということで1桁増えています。一方の公債費、償還額は大きな変化がなく、平成30年から15億円、13億円、12億円、そして令和3年は11億9,427万円ということです。この辺りのご説明をお願いします。

○品川財政課長 減債基金のお話になりますが、通常、今回金額が上がっているところのご質問のお答えになるのですが、例年は、減債基金から繰り入れている部分が、ちょっとこれは古い話になるのですが、平成10年代ぐらいのときの減税補てん債をほぼ毎年発行していた経過がございます。この辺の部分の元利の返済に、この減税補てん債を例年充てていたということでございます。

ただ、来年度、やはり歳入の状況がかなり厳しいというところがございます。これに対して、令和3年度につきましては、一般の起債の返済分も減債基金のほうでまかなっていくという対応をしている関係から、前年度よりも金額が上がっているというものでございます。

○高橋（し）委員 事項別明細書の中にも今の減税補てん債、そちらをずっと償還してきたということが書いてありまして、それ以外の部分に関して、ほかのところからというか、減税基金から繰り入れなければいけなくなっていると、歳入状況も含めてということでご説明ありがとうございます。

とすると、令和3年度に起債償還元金と、一時借入金の利子を除いた起債利子、その合計は11億9,400万円ぐらいなのです。減債基金というのは、見込額が75億円強です。繰入額より公債で支払うというか、償還する金額が4,700万円少ないです。減債基金のほうは75億円もあるので、どうしてぴったりというか、その4,700万円分に減債基金繰入金を充当していないのか、そこがちょっと分からないのです。すみません、細かいですがお願いします。

○品川財政課長 ぴったりというところで、必ず合わせるというようなやり方というところでもごいません。繰入金というところで、歳入歳出のバランスを見て、どのぐらい繰入れをするべきかというところの金額から、その後に各基金のほうの配分を決めていくというような形をとっておりますので、そういった中での計算上の結果ということでございます。

○高橋（し）委員 バランスをとっての計算上ということで、また別の機会にもお尋ねしたいと思います。

以前からお尋ねしていることでもう1つ、一般財源のお話なのですが、この減税基金繰入金は、充当先が今みたいに起債の償還元金と利子に置いています。それなのに一般財源扱いになっているということです。減債基金は、財政調整基金と同じように地方財政法第4条の3第1項、それから第7条第1項に基づく資金として、自治体の財政調整のうち、特に区債の償還財源を確保するとともに、負債の適正な管理を行うために設置された積立基金であるというふうに認識しています。つまり、財調の基金と同じような性格なので一般財源としているという、これまでの課長のご答弁にもありましたが、そういう認識でよろしいのでしょうか。財政の専門家というお立場で教えていただきたいと思います。

○品川財政課長 基金ですので、それぞれに条例化しまして、基金の使い方というものを定めております。そういう中で減債基金につきましては、先ほど委員のほうからお話があったように、基本的には起債の部分に対して返していくところで活用していく。財政調整基金については幅広く活用ができるという基金になっておりますので、そういう中での一定のルールに基づいた繰入金の額を今回の令和3年度の予算として計上しているというものでございます。

○高橋（し）委員 それで、目的というか、繰入れ先が決まっているけれども、一般財源扱いというこれまでのご説明は、今、私のほうで幾つか地方財政法のお話をしたのですが、それによって一般財源という扱いになっているという、特定財源という言い方をするとあれですけども、その辺りは、もう1回確認をお願いします。

○品川財政課長 一般財源扱いかというところではございますが、使い方というところに関しては、幅広く使えているので、そういうところの部分と解釈しても構わないかということは考えております。減債基金のほうにつきましては、当然限定されていますので、そういった部分での活用ということになっております。

○高橋（し）委員 またそちらも別の機会にお伺いします。

先ほどご説明にあった減税補てん債なのですけれども、今年度の予算にはもちろん見込みには書いておりません。先ほど、10年から数年にわたって行ったというのですが、この減税補てん債について、簡単にご説明いただき、そして今年のような税収の見込み、あるいはそれが厳しい状況の中で、起債について、そういった見込みはあるのかどうかというところもお尋ねします。

○品川財政課長 減税補てん債につきましては、遡ること平成11年から大体平成18年頃まで、毎年、起債をかけております。そういう中で、そろそろ各年度の償還が来てございます。例えば、平成13年に起債したのにつきましては、令和3年度分で起債を償還というような形になっておりますので、これから毎年どんどん償還していくというような流れになってございます。

それから、現時点で、歳入状況は非常に今厳しい状況ではあるのですが、減税補てん債を上げていくという方向性の考えは、基本的にはございません。

○高橋（し）委員 財政状況資料集にも、品川区は過去に起債されていた減税補てん債は令和8年で完了するというふうに書いてあります。今後も適切に基金の積立てと繰入れを行うようお願いいたします。

また減税補てん債についても、機会があればお尋ねしたいと思います。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いいたします。79ページ、住民基本台帳証明手数料、60ページ、総務使用料、75ページ、自転車駐車場について伺います。

住民基本台帳証明手数料についてですが、昨年の10月1日から、交通系ICカードによる手数料徴収、キャッシュレスが始まりまして、目的としては、住民票や印鑑証明等の発行手数料の支払いをキャッシュレスで行えるように、区民の利便性の向上、新型コロナウイルス感染防止を図るために入れましたということで、住民票の写し、印鑑証明書の発行手数料、マイナンバーカードの再交付手数料などを交通系ICカードで支払いができますということです。この活用の現況について教えてください。また、これが導入されて気づいたこと、また、課題があったり、感想などがあれば教えてください。

次に、総務使用料のところから集会所使用料、文化センター使用料、公園運動施設使用料について、支払い方法と利用までの流れについて伺いたいと思います。

文化センターなどの施設においては、登録をしてから事前に1回使用料金の支払いをして、その後、当日、使用をするためにまた来るという、2回来なくてはいけないという形です。これは、地域センター、区民集会所等も同じ流れになっているかと思います。一方、公園運動施設については、現金払いで、利用日の1週間前までに支払うこと、利用日前日までに支払う以外に口座払いというのがあって、翌月末に1か月分の引き落としということで、口座でお支払いができるようになっております。こうした支払いの違いで、できれば利用者としては、利便性向上のために、2回行く必要がなくて1回で支払って利用ができるというのが非常に重要だと思いますが、この点の違いについて、課題等があれば教えてください。

最後に、自転車駐車場ですが、駐車場の、ここでは徴収の料金について書かれておりますが、関連してなのですが自転車駐車場台数の推移と違法駐輪の推移が分かれば、教えてください。東京都の駐輪場のデータを見ると、駐輪台数が増えれば違法駐輪が減っていくというようなデータもありました。その辺の確認をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○木村戸籍住民課長 キャッシュレスでの収納のお問合せでございます。利用率といたしましては、全体を100といたしますと、約1割ぐらいのご利用という形になっております。当初は4割、5割ぐらいいくのではないかなという見立てではあったのですがけれども、現在、住民異動係という引越しの手続を行うところで1台で行っておるところでございます。

実際には、やはり現金を持ち歩かないというような方も、特に若い方なのですがけれども、いらっしゃるところで、ご利用のニーズはやっぱりあるだろうなというところ。ただ、少し今のオペレー

ションといいますか、こちらは内部的な話になりますけれども、そちらでいろいろ運用上の課題も正直ございまして、こちらも踏まえて、来年度の予算の中でキャッシュレス決済拡大という形を打ち出しておりますけれども、その課題を克服してまいりたいというふうに考えております。

○古巻文化観光課長 まず、文化センター等の使用料の支払いにつきましてでございますけれども、従前からのやり方ということで、現在いろいろお願いをしている部分がございます。施設予約システム等の関係もございまして、すぐに何か変えられるといったものでございませぬし、いろいろなことも含めて、その辺は今後の研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○中元スポーツ推進課長 公園運動施設の使用料につきましては、委員ご指摘のとおり、登録団体であれば口座振替に対応しているところがございますが、当日空いていけば使えるというところもありますので、その場合など、それ以外、口座登録されてないところは現金払いという現状になっています。こちらについては、やはり利用者の年代が幅広いというところで、なかなかキャッシュレスへの対応、また、システムとの関係等も課題がございます。学校施設使用料は納付書で金融機関に支払うということで、こちら学校施設は団体利用が多いものでございますので、現在それでやらせていただいているところがございます。

○川口交通安全担当課長 自転車駐車場等の収容および放置状況のお尋ねでございます。まず、区営の自転車等駐車場におきましての収容台数でございますが、現在、自転車とバイクも収容できることになっております。この台数につきましては、現在、合計で8,623台となっております。

また、放置状況でございますが、こちらは令和元年度ということで、品川区のほうから東京都へ報告した台数でございますけれども、こちらにつきましては1,206台となっております。こちらも含めて自転車とバイクを含めた数でございます。

○大倉委員 戸籍住民基本台帳証明手数料のほうは拡大していくということで、ぜひ本当に若い人などもそうですが、キャッシュレスはかなり進んできて、小銭を持たないみたいな方がたくさん増えてきているというところでは、ぜひ進めていただきたいのと、今、交通系電子マネー、ICカードしかならないのですが、今後拡大というのは、それ以外の支払いの方法についても拡大ということなのか確認をさせていただきたいのと。

総務使用料の文化センター等の予約システムの関係でということで、たしかこれ、予約システムは数年前に見直しがかかっている、そのときには検討されなかったということなのだと思うのですが、今後ぜひ、事前に申込みをしたときにまた支払ってということがないように工夫をしていただきたいと思います。要は、二度手間にならないように、1回申し込んで、せっかくインターネットで予約ができるのに、1回現場に行って支払いをしないと、次に使えないということは非常に手間がかかりますし、区民の利便性、利用者の利便性を考えると、そこが改善されるといいなと思っておりますので、ぜひ改善していただきたいと思います。いかがでしょうかということ。

台数、ありがとうございます。よく分かりましたが、多分これ、推移を伺ったのですが、減ってきているのかなと思っています。コロナの関係等もあるので、外に外出をしない人たちも増えてきて、そういった中では減っているのだらうと。一方で、品川区も頑張ってる今、駐輪場をつくっているのだなというふうに思っているのですが、八潮北保管所、不動前保管所の状況について、違法駐輪が減ってきているので、これも減ってきているのかなと思うのですが、教えてください。

○山本情報推進課長 窓口のキャッシュレスにつきましては、交通系ICカード以外のキャッシュレス決済サービスも対応できるように、今、検討を進めているところでございます。

それから施設予約システムの部分に関しましては、その辺りの機能開発というところは事業者とともに協議していきたいというふうに考えてございます。

○川口交通安全担当課長 失礼いたしました。先ほどの推移関係でございます。こちらにつきましては、徐々に減っているという状況でございます。

また、この減っている原因ですけれども、やはりコロナの影響によりまして、令和2年4月、5月と、非常に利用の状況等、放置も併せて減っている状況でございます。

また、各保管所の収容台数につきましては、現在、八潮北保管所が4,500台のキャパシティがございます。こちらは平均で、収容台数なのですけれども、1,108台の26%、不動前保管所は55.3%となっております。

○渡部委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、ちょっとページ数が分からないのですが、河川下水道課、排水施設建設費収入について、その中の戸越幹線工事についてお聞きしたいと思います。

東日本高速道路では、調布市の住宅街で道路の陥没や地下の空洞が相次いで見つかった問題で、地下でトンネル掘削工事を行っています。謝罪の上、地下のトンネル掘削工事との因果関係を示すメカニズムを明らかにするとともに、補償の考え方や範囲を示しています。去年10月に道路の陥没が見つかった以来、先月にかけて、地下3か所で空洞が見つかった、原因に関する調査の最終報告を発表しています。

それによると、トンネルを掘削する円筒形のシールドマシンと呼ばれる大型機械が、地盤の土の固さによって動かなくなることがあり、機械を動かすために薬剤を注入した際に、機械とトンネルの上の地盤に隙間ができたことなどから地盤が緩み、その緩みが地表面まで及んで空洞や陥没ができた結論づけています。そして、周辺での地盤の緩みが生じている可能性があるとして、その範囲の陥没や空洞が見つかった場所を含む南北400mほど、幅16mほどの部分と認定しております。

周辺の住民への補償については、工事による家屋の損傷に対してだけでなく、病気を引き起こした場合の治療費などについて補償を行う方針を明確に示しております。

東日本高速道路では、工事前の住民説明会では、40m以上の大深度地下工事なら地上への影響はないと説明してこの工事を始めたわけですが、この前提が崩れたことになりませんが、それについてどのように見解をお持ちでしょうか。

ということは、品川区も、豪雨時の浸水対策に備えて、戸越幹線などの雨水貯留管を何本も造っています。そして工法も同じシールド工法を使って地下を掘削していますので、トンネルの大小はありますが、調布市と同様の工事内容なので、今後、地盤の沈下や隆起や空洞が発生する可能性がこの品川区にもあるということですか。教えてください。

○松本河川下水道課長 今、私たちでは、第二戸越幹線という幹線工事を実施してございます。今、委員からありました調布市で発生した事故については認識しているところでございます。

まず、第二戸越幹線につきましては、事故が発生した地盤条件とは異なり、特殊な地盤性ではないということは確認しているところでございます。併せまして、施工にあたっては、土砂を取り込み過ぎることがないように、マシンの進み具合だとか、シールドマシンにかかる土圧、水圧、あと掘った土の量を、日々厳格に管理しているところでございます。併せまして、シールドマシン直上の道路上では測量を行い、路面状況を確認しながら施工事業者とともに協力して陥没を発生させることのないように施工を進めているところでございます。

併せまして、家屋につきましては、影響する範囲につきましては事前の家屋調査をしているところがございます。

○須貝委員 東日本高速道路ですが、ここは大きな会社ですよ。やるにはしっかり専門家の意見も聞いて進めているわけです。そこがこういうふうトラブルを起こした。こういう事故が発生したということは、シールドマシンの大小はあるにせよ、この品川区でも起きておかしくないのではないですか。ここは絶対安全だと言えるのですか。これをつくるにあたって、品川区は地下35mですが、この幹線工事を進めてきましたが、何を根拠に、今、課長はおっしゃっているのですか。こういうことがあるから絶対大丈夫だと言えるんですか。その辺についてお聞かせください。

あと、同様に、既に区内において何ルートづくり、幹線の長さの合計は、実際、今、何kmぐらいあるのですか。教えてください。

そして、これらの工事の後で、地盤の沈下、隆起や空洞の測定や検査をしているのですか。教えてください。

さらに、継続して調査しているのでしょうか。教えてください。

○松本河川下水道課長 まず、絶対大丈夫かということにつきましては、土木工事ですので、絶対ということはないのかなというふうに思っているところがございます。しかし、この下水道工事の受託事業につきましては、昭和62年から実施してございまして、おおむねトンネル工事と言われるシールド工事につきましては、約9kmやっているとございます。この9kmの中で今までこういった陥没が発生したということは聞いてございません。シールドにつきましては、土木学会等で標準仕様書というものが示されておりまして、その基準に則って工事の設計等を行っているところがございます。

検査につきましては、今回の第二戸越幹線で言えば、路面の測量を進めながら、原則10mピッチで直上の道路の両端をシールドが到達する1週間前から測量を行って、前方40m、後方60mを毎日測量することとしております。併せまして、シールドが通過した3か月後までは、毎月1回測量して、6か月後までは目視で点検することで検査をしてございます。

○須貝委員 地下は実際に見えないですよ。そして、現に今まで絶対こういうことが、事故が起きないということで日本中が工事を進めていたわけです。実際今、品川区も確かに浸水対策としては、それは立派です。やって成功しています。ですけれども、やっぱりそこに住んでいる人がいるのです。その地盤、地表には、まして戸越とかその付近には木造家屋も多い。もしこれで万が一のことがあったらどうするのですか。学者も言っています。絶対の安全はないのだと。なぜなら、地中には水脈があって、もしシールドマシンでも踏み込んでどンドントンネルを造っていけば、その水脈の流れが変わる。そして、実際、下水道ですら、様々な沈没が、日本で3,000か所もそういうふう事故が起きている。そういう事例がありますよね。そうしたら、そこは地表に対して、今、半年でもう調査は終わりということですが、そこに住んでいる方は、もうそれで大丈夫なのですか、安心できるのですか。もし何かあったら、それは区で補償してくれるのですか。そして今回これをやってもいいと認可したのはどこなのですか。その辺を教えてください。

○松本河川下水道課長 今、下水道工事で3,000か所陥没があるというようなお話がございましたが、こちらにつきましては、このシールド工事で発生したというものではなくて、下水道管が自宅からつながっている取付管が、過去のものでと、陶管といわれる古い管ですと、それが壊れたことによって、そこに土砂を取り込んだことによって陥没が起きるということはあります。ですので、このシールド工事で発生するようなことは、今回の事故においても、特殊地盤であること、あとシールドマ

シンに支障が生じて土砂を取り込み過ぎたことによって発生したところでございますので、今回そういったことがないように、しっかり管理をしていきたいと考えているところでございます。

○須貝委員 我々みたいな素人が考えても、地下にシールドマシンで穴を掘り続ければ、地下にある水脈が変わる。それは誰が考えても分かります。そして、それが絶対安全だというのは、地表に見えていたら、その部分が真上から地下に見えるなら分かりますけれども、見えない状態で、どんどん造っていますよね。片や浸水にはいいかもしれない。だけど、その上に住んでいる方は大変ですよ。やっぱりいつ何が起きるか分からない。でも、それはちゃんと事情は、何かあるかもしれないということは説明しているのでしょうか。それで、ちゃんとチェックシートは区で渡して、何かあったら連絡してください。それから、家屋調査もちゃんとしているのも分かります。ですけれども、これは実際に継続して調査をしなければいけないのではないですか。だって、地下をどうやって保障できるのですか。できないのではないですか。保障できるなら言ってください。

そして、もし賠償問題になったときは、これは回答がありませんでしたけれども、責任はこの品川区にあるということですか。その辺について教えてください。

○松本河川下水道課長 まず、地中の工事でございますので、これにつきましては、マシンにセンサー等が設置してありまして、その中で水圧とか土圧をしっかり管理するようなことでやってございます。併せまして、先ほどの繰り返しの答弁になりますが、今回はあくまでも土砂を取り込み過ぎたことによって陥没が生じることが多いということでございますので、そういった土量の管理を日々やっていきたいと考えてございます。

あと賠償問題につきましては、瑕疵が施工事業者のほうに本当にあるという場合になれば、請負者のほうの補償になるかということでございますし、原因がはっきりしないというか、原因が特定できないとかという場合には、発注者である品川区、もしくは受託している下水道局等と相談しながら補償の問題に取り組む必要があるというふうに考えてございます。

○須貝委員 皆さんが安心して暮らされている。その中で地下を掘り進んでいる。区でやっていることだから、私たちは大丈夫よね、安心よねと思っていると思います。ですけれども、首都直下地震がいつ起きるか分からない。先ほども申し上げましたけれども、戸越付近は、地盤が緩い。幹線も道路の、大体区道の下を造っているけれども、陥没すれば影響は受けますよね。それで、何度も課長はおっしゃいますけれども、いや、そうやって注意すれば、そのような事故など起きる可能性は少ない。断言できますか。機械というのは、必ず故障が起きて壊れる。この間の飛行機もそうではないですか。ああやって結局落下するんですよ。どんなものでも機械というのは完璧というのはありません。それをそういうふうに言い切る。どなたが言い切っているのか分からないけれども、では、絶対区のほうで、もう絶対に大丈夫だということちゃんと保障がついて、そして賠償もきちんとするというのでいいのですか。もし何かあったら、東日本高速道路はちゃんと自分たちでやりますと言っていますよ。教えてください。

○松本河川下水道課長 今お話のありました絶対ということは、やはり私からは、絶対大丈夫だということなかなか言えないところでございます。しっかり管理してやっていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 141ページ、公共施設整備基金繰入金に関わって、歳入減に伴う10%マイナスシーリングと、再開発を含め、公共事業の先送りについて伺いたいと思います。

まず、昨年8月に副区長より依命通達が出され、原則10%のマイナスシーリングが全ての部局に

示されました。私は、福祉予算を削るべきではない。また、道路や再開発など不要または不急な公共事業は少なくとも中止をと、そしてコロナ対策の予算に充てるべきだと述べてまいりました。

まず、このマイナスシーリングの対象となり廃止となった、また縮小となった事業はあるのか、それは何か伺いたいと思います。

○品川財政課長 マイナスシーリングの件でございます。令和3年度予算に向けて依命通達を出させていただきました。令和2年度、コロナ禍の中で、8月に依命通達を出したのですが、8月の時点で令和3年度の歳入は非常に厳しいという見込みのもとでシーリングをさせていただきました。

シーリングは一般的に固定費として使っているもの、例えば光熱費だとか、そういったものが基本的には対象になるかというふうに思います。それからあとは、いろいろ事業を見る中で、執行率等を勘案して、やはり執行残が多いものについても、今回のシーリングのところで見直しをさせていただいております。こういった部分を一通りまたゼロベースで見直しをかけて、令和3年度の予算編成をしてございます。

○中塚委員 お伺いしたのは、マイナスシーリングの対象となって廃止となった、または縮小した事業があるのかなのか、伺いたいと思います。

○品川財政課長 シーリングでございますので、あくまで事業全体の見直しというよりは、事業の中でどういうものを使っているかという中での、基本的に予算の使い方について見直しをしているものでございます。事業自体というところについては、やはりまた区の政策等、そういったところを見た形でのやり取りでやっていくものだというふうに考えております。

○中塚委員 つまり、このマイナスシーリングの依命通達によって、区の事業の中でのやりくりはあったものの、事業そのものの見直しというのは、それはマイナスシーリングの依命通達ではなく区の政策判断だということだと思います。つまり、削られた事業はないということです。やはりコロナ禍であっても住民福祉に必要な福祉予算はしっかり確保して、むしろ弱い者を追い詰めている社会だけに、そこは手厚くすべきだと意見を述べておきたいと思います。

同時に、公共施設整備基金繰入金ですけれども、つまり、77億円を取り崩して総合区民会館など、ほか16事業に充当するとあります。施政方針で区長は、施設改修や道路、公園の工事等の緊急性を見極め、工事費の一部を先送りする経費の削減とおっしゃいました。この施政方針で述べた一部先送りの経費の特徴とは何か、伺いたいと思います。

そして再開発事業ですけれども、緊急性はないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○品川財政課長 令和3年度予算編成にあたりまして事業の見直し等を行った中で、公共事業のところも一部見直しをしたというところがあります。緊急性の高いものについては令和3年度予算で編成をしてございます。

一例を申し上げますと、例えばLED化工事とか、そういう部分につきましては、緊急性という面から見れば、翌年度に繰り越しても大丈夫ではないかというような判断のもとに、そういった工事の一部を見送って、令和3年度の予算は編成をかけてございます。

○多並都市開発課長 私からは、再開発事業についてお答えさせていただきます。

区では、老朽化した建物の改築や、または狭い道路の拡幅など、まちの抱える地域の課題を解決するために再開発事業を進めているところでございます。このような防災性にも資するようなまちの課題を解決するための事業ということで、区としては必要な事業と捉えているところでございます。

○中塚委員 再開発のほうですけれども、私が伺ったのは、コロナ禍の下、再開発事業にどのような

緊急性があるのかという点です。改めて伺いたいと思います。

代表質問でも、このコロナ禍の下、ビルや道路やにぎわいをやっている場合なのかと、そこに莫大な税金を使っている場合なのかと、少なくとも今はコロナ対策に予算を手厚くすべきだと伺いました。部長の答弁ですけれども、コロナ禍を含めた社会経済状況の変化にも配慮した上で経済成長とも両立、活力あるまちづくりを推進というご答弁でした。ここで述べられた配慮ですけれども、一体どのような配慮をしたのか、社会経済の変化にも配慮したとは何を差しているのか伺いたいと思います。

○多並都市開発課長 区では再開発事業を進める中で、この事業の性格としまして、検討段階から事業の実施までの間に非常に長期にかかる事業が多くございます。現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況であり、また、大震災または大型台風など様々な事業の中で起こる事象、社会状況の変化ということを抑えながら、区としては、それらを想定しながら進める必要があると思っているところでございます。

この社会状況の変化を、例えば災害の発生した際のまちへの影響であったり、また、未然に防ぐための災害への備え、こういった視点を踏まえて、幅広く総合的に捉えて、これらを十分に配慮しながら事業を進めていく必要があると、そういう意味の配慮という意味でございます。

○中塚委員 社会経済状況の変化にも配慮とありますが、結局、進めたいがための理屈を述べているだけに過ぎないと思います。再開発事業を防災対策だと区は様々おっしゃいます。まちの課題を解決するのだと。しかし、私も繰り返し指摘させていただいておりますが、電気、ガス、水道もしくはエレベーターが止まった際、超高層となる再開発マンション、またオフィスは、長期間にわたる避難生活を困難にさせることが明らかになっております。しかもそれが品川を含め首都圏の首都直下型大震災と被害が広域化すれば、避難生活は数か月にわたるわけですから、改めて再開発によるマンションは、また、オフィスビルは防災対策にはならない。災害時には安全な空間は保持できないということは指摘させていただきたいと思います。

施政方針で区長は、公共工事の一部先送りを表明しております。しかし、この再開発事業と都市計画道路については、コロナ禍であってもお構いなしに進めていきます。長期的な視点に立ってと言いますが、コロナ禍が示しているのは、弱い者がより追い詰められる。また、長期的な視点に立ってという名で莫大な税金を都市計画道路や再開発につき込み続けてきた、そうした区政の在り方そのものが問われていると思います。コロナ禍であっても、今までどおりにビルや道路を造り続けるお構いなしという姿勢は改めるべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○多並都市開発課長 区といたしましては、誰もが安心して暮らせるように、まちの安全を強固なものにして、環境面を含めた持続可能な住みよいまちづくりを目指し進めているものでございますので、必要な経費については計上させていただいて、しっかり進めていくという考えでございます。

○中塚委員 持続可能とよく言ったものだと思います。今のように再開発マンションを造り続け、再開発オフィスビルを造り続け、そのようなまちは、正に持続が不可能だと思います。しかもコロナを経験し、テレワークも増え、都心で働き、都心で生活をするという前提も今大きく崩れております。オフィスビルからは縮小撤退する企業も見受けられます。持続可能とこの場で言うのであれば、それこそ品川区政の根本的な再開発事業優先の姿勢を改めて見直していただきたいと要望して終わりたいと思います。

○渡部委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 お願いします。53ページの児童相談所と、61ページ、区民集会所をお願いします。

まず、53ページの児童相談所ですけれども、この児童相談所の準備において、一時保護、要は、引

き離すということと、落ち着いて戻すという、こういう2つの機能が同居しているわけですが、そこらについて、開所をするにあたって、どのような準備と、どのような検討がされているのか教えてください。

○渡部委員長 (委員会室内に) いないのかな。

○大沢委員 先ほど児童相談所の方もいらっしゃったので、よかれと思って聞いたのですが、質問を変えて、先に区民集会所からいいですか。時計はどんどん進めてしまっていていいですよ。

区民集会所からいきましょうか。区民集会所、今度は荏原第一地域センターが再開発ビルに移ってまいります。こここのところ区民集会所、私の記憶するところでは昭和55年辺りからそこら辺を開所したという覚えがありますけれども、そこら辺についてのいろいろと歴史は、課長はご存じだろうと思いますので、まず、ご披露願いたい。

○川島地域活動課長 荏原第一地域センター、当時、荏原第一出張所というふうに言っていた時代ですが、私の認識のところではございますが、昭和35年、荏原第一出張所が古い敷地で改築いたしました。そちらが手狭になったということで、今のところ、小山三丁目2番のところに、昭和55年に荏原第一出張所が移ってきて営業を開始したというふうに認識しております。

○大沢委員 当時の私の先代からの話ですと、いろいろとやはり地元の商店街との関わりもあったやに聞いておりますけれども、そのところをご説明というか、せっかくの機会ですので教えていただきたい。

○川島地域活動課長 現状、武蔵小山商店街振興組合と、武蔵小山マンション管理組合と、品川区による区分所有ということで、荏原第一地域センターの1階と2階部分を所有しておりますが、そちらは先ほどの土地が手狭だというふうなところで、区が3億円余のお金を出しまして床を買わせていただいたと、それでこちらに移ってきたというふうに聞いてございます。

○大沢委員 そのような中であって、今度新しくできるわけですが、町会のホームページを見てみますと、町会のホームページから各地域センターの紹介には移りますけれども、地域センター独自のホームページというのは、これは何か事情があってお作りになっていないのか、その理由があったら教えてください。

○川島地域活動課長 独自のホームページというところでは、今、施設の案内とかというところがございますが、今委員がイメージしているのが、いろいろな情報ですとか、イベント等を告知するところがないというようなところだと思いますが、それにつきましては、今年度、作業いたしました町会・自治会連合会のホームページ、そちらが4月から稼働するような予定になっておりますので、イメージしているようなものがそちらで動き始めるということでございます。

○大沢委員 先ほど申し上げたように、地域のいろいろと取り巻きというか、地域環境があつてあそこができたということで、独自のホームページを持っていれば、近隣8商店街、9商店街、それともリンクできるわけで、新しいホームページも作れると思うのです。小学校自体はいろいろと小学校のホームページを持っているので、何か自由度の高いホームページ作成も必要なのかなというような気がしてなりません。

若年層の町会の加入率も低いということはどうも言われていることですが、その辺りは新しく若年層の若い方たち、あるいはニューカマーを引き寄せるには、地域センター独自の、官ではなく民に近いような感覚を持ったホームページ作りが大事だと思うのですが、どういうふうにお考えになりますか。

○川島地域活動課長 委員のご指摘のとおり、自由度が高く、そして見ていてわくわくするようなページになればというところはございますが、ご指摘を踏まえまして、こちらのほうで情報発信する際は、若い方が喜ぶようなもの、それから新しく来た方が喜ぶようなものというところも踏まえながら作業を進めていきたいと思っております。

○大沢委員 これは終わります。

では、児童相談所の……。先ほどの分離ということ、聞いていらっしゃいましたか。聞いていないですか。保護するということの引き離すという機能と、あるいはまた、元へ戻すという機能を、児童相談所は2つ相反する機能を持っているわけで、そのところをこれから準備に当たるにおいて、課題、あるいはいろいろなところをどういうふうにスムーズに移行していくのか、どのような取組がなされているのか、2分以内でお答えください。

○加島児童相談所移管担当課長 児童相談所において一時保護した子どもの家庭復帰をさせるケースもしくは分離させるケース、それに向けてのどのような準備状況かということですが、今、品川区においては、児童相談所、それから子ども家庭支援センター、併存させる方向性で検討を行っておりますので、一言で申し上げますと、児童相談所は介入、子ども家庭支援センターが支援というような役割分担をいたしまして、家庭復帰、それから分離した子ども、それぞれの支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、歳入全般と、157ページの被災地派遣職員給与費負担金、歳入についてはいろいろ、今日、令和3年度は非常に厳しいというお話の中で、区民税も厳しい、また財調も厳しいと、いろいろそういうお話を承って大変身が引き締まるわけでございますが、その中でこの予算、どのような工夫というか、ご苦労をされたのかという、歳入の部分で、それを。大きい話かもしれませんが聞かせていただくのと、また、税外収入ということで、これはなかなか金額的には非常に僅かなものになるかもしれませんが、クラウドファンディングみたいなものも始まってきて、そういったものが今後の歳入確保策として、区としてどのように位置づけて考えていくのかということをお教えください。

それから被災地のほうは、これは2名分になるのか、何名分の予算かということと、また、これまで延べ何名ぐらい派遣されてきたか。また、どのような成果を区として感じているかということをお教えください。

○品川財政課長 令和3年度予算に対し、この歳入の厳しい状況の中で、どのような工夫をしてきたかというところでございますが、1つは、やはり歳出のほうについて事業の見直し等を行って歳入減に対応しようということでやってきたということが1つでございます。それから、シーリング、こういったところも1つ努力をしてきたというところでございます。

あとは、やはり一部、今年度は起債額を例年より上げているというところでございます。内訳としましては、学校用地購入の部分があるのですが、もう1つ、学校改築の分も、今回、起債を上げさせていただいております。こういった部分で歳入減のところを少しでも対応していこうというような方法で令和3年度予算を編成させていただきました。

税外収入のほうにつきましては、今もクラウドファンディング等、数々のものを行ってございます。こういったものを様々できないかどうかというところは研究をして、今後も税外収入を確保できるように努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○渡部委員長 被災地派遣のほう、人事課長は（委員会室内に）いないみたいなのですが。

○榎本総務部長 この被災地派遣については、富岡町に2名派遣している分でございます。これまでは宮古市にも派遣していたのですけれども、令和2年度からは富岡町2名という形でございます。

延べ人数が、宮古市が今までに38名、富岡町が延べ3名でございます。

○たけうち委員 では、今、被災地のほうは主な成果を聞いたので、また人事課長が来たら教えてください。

それから、歳入のほうはいろいろ分かりました。恐らく国とか都のいろいろな補助金とか、いろいろなお金もなるべく使えるものは多く取ろうという、こういう工夫もされたのだと、答弁にはなかったけれどもそう思いました。

それから、クラウドファンディングについては分かったのですが、多分そんなに大きな金額になってこないという部分、また、もしかしたら目的がちょっと違う部分もあるのかなというのがありますけれども、そこで今、品川区では、ネーミングライツというのは一切やっていないとは思いますが、これについての考え方を少し、前の委員会でも出たかもしれませんが、教えていただきたいと思えます。

また、被災地のほうは、その成果と併せて、これは国のほうのあれだとは思いますが、全部の自治体がここにやっているわけではないのかなと。品川区も宮古市と富岡町があるので、ずっと続けていますけれども、これは一体いつぐらいまでやっていくのかなという。10年になりますけれども、その辺の目安というか、予定がもしあったら教えてください。

○黒田人事課長 遅くなって失礼いたしました。

まず、被災地派遣の成果でございますが、災害時における相互援助協定を結んでいる自治体に相互協力というところで職員を派遣しておりまして、そういった意味で、被災地の復興、都市部と地方ということで違いもありますけれども、こういった形で実際の職員が関わればいいのかというところを実際に仕事をする中で感じたことをレポートという形でまとめておりますので、そういったところで、今後の職員のところに周知してまいりたいというふうに思っております。

いつまで続けるかということにつきましては、これは特別区長会のほうにも東北のほうから首長が要請に参りまして、復興に力を貸してほしいということで、現在も要請がありますので、そういった中では、引き続きできる協力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○品川財政課長 ネーミングライツについてでございます。ネーミングライツ、他の自治体では、渋谷区とかでトイレの名称等、それから、川崎市なども歩道橋に企業名をつけたりとか、そういったところで、そういう企業の名称を公共物につけることで歳入を得るといようなやり方になるかとは思いますが、他の自治体でいろいろと行っているところで、区としてもいろいろなところでできないかというところは検討はしているところでございます。

ただ、ネーミングライツの欠点としまして、やはり地域の長年培われた名称が変わってしまうということがやはり非常に大きい点ではございます。こういったところも考慮しながら、うまく歳入確保できないかどうかというところは、今後もまた検討していきたいと、このように思っております。

○たけうち委員 はい、分かりました。被災地のほうについては、恐らく非常に大きな経験をしたものを、また品川区がそれをしっかりとまとめて、防災対策に限らず生かしていけるものだと思っておりますので、引き続き継続されるということなので、ぜひそこは何かの形でまたお聞きしていきたいと思えます。

ネーミングライツについては、もう今のお話、分かりましたけれども、そこで、実は細かい話というかあれになりますけれども、今、コミュニティバスの、これからいろいろな形でやっていく中で、検討会でもいろいろなお話が出たかもしれませんが、バス停を幾つか設置していくことになる。新しい予算の中にもそういうものが入っていますけれども、今、各自治体でそういうバス停の命名権といいますが、ネーミングライツ、そこがどういう名前がいいのか、例えば公共施設の近くであれば、そこが分かるような公共施設がいいので、ネーミングライツというわけにはいかないのでしょうか、幾つかバス停を設定する中で、地域の、例えば企業ですとか、また、町会、商店街、またいろいろなお考えをお持ちの方もいらっしゃる、そういった面で地域に貢献したいという方もいらっしゃるかもしれないという中で、そういったことも1つの考えかなと思うのですけれども。これはどなたが答えるのかちょっと分からないですけれども、一応お聞きしたいと思います。

○鈴木都市計画課長 コミュニティバスということですので、私のほうからお答えさせていただきますが、導入にあたって他区の事例についていろいろヒアリング等も行ってきております。やはりコミュニティバスは地域密着、地域に愛されるバスということで、事例として、全てにヒアリングして行ったわけではございませんが、聞いている中で、ネーミングライツを使って命名をしたということは事例としては伺った事例はないのですが、やはりこれから来年度、正にその辺りも検討していくことになるのですが、その際に、やはり地域の方も納得というか、本当に地域に愛していただいて乗っていただけるようなバス、あるいは利用していただけるバス停の在り方について、そうした視点も踏まえながら、来年度検討していくことはしていきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員 恐らく東京の中ではあまりないのかもしれないですけれども、結構地方へ行くと、もうそういう形でやっているところがたくさんありますので、ぜひそこは検討して、要望だけしておきます。

○渡部委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、52ページ、森林環境譲与税についてお伺いをしたいと思っております。

平成30年5月にこの税金が成立をしたということでありまして、これは背景としては、我が国の温室効果ガスの排出削減の目標を達成していこうということでありまして、また、災害の防止、これをどういふふうにしていくのだということに、このお金を使っていこうということでもありますけれども、基本的には、京都議定書のときに国際交渉の中で公約をしたわけでもありますけれども、森林吸収量を1,300万炭素トン、これを削減していこうということやっていこうということになったのですが、ご存じのように、日本はこの間、残念ではありますけれども、化石賞という賞を二度ほど受賞しているというような状況にあって、今回、温室効果ガスをゼロにしていくというようなこともあって、いろいろなことがあるのですが、これを必ず、ここはもう京都議定書の時にやるということになっていたもので、平成30年に成立をしたと。都市部で、では何をしてくれるのかということのも、使途が決まっています。これは都市部でやるというのは、山林地域で生産された木材の利用というのは、これは間伐材とか、枝打ちとか、下草刈りとか、特に間伐材が多く出てくるようになるので、これを利用してくださいというのが1つ。

それから、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むということで、これは都市部の区でも協定を結んで、その部分をやっているという区もあります。カーボン・オフセットを20%ぐらい予算中の活用をして、あとは基金に積んでいるとか、そういうところもあります。

もう1個は、住民の森林、林業に対する理解の醸成。これは、ちょっと私はいろいろ疑問があつてこ

れをやるつもりなのだけれども、だから、例えば校外学習とか、環境交流ツアーみたいな、都市部の人は理解を求めるためにいろいろやってくださいということが一応書かれているわけでありまして。あとはもう山村の振興に寄与してくださいということでもあります。

これは令和6年からは個人住民税の均等割から国税として1年1人1,000円。これはもう確実にとられるということでもあります。これ、復興特別税とかというのがいろいろあったから、現在は、公庫債権金利変動準備金、こういうところからお金を出しているということでもあります。

令和元年200億円、令和2年・3年が400億円、令和4年・5年が500億円、令和6年以降600億円、こういうふうになるわけでありましてけれども、割合も変わってくるのだけれども、市区町村の割合が160億円、340億円、440億円、540億円となるので、今は3,230万円が品川区ということでもありますけれども、令和6年以降は、多分この計算でいくと、5,100万円程度に増えていくのかなと思っています。

私は、品川区は、そういう意味では、マウントしながわの整備、これもやっているのだけれども、こはちょっと観光とかいろいろ入っているような気がしているし、マウントしながわのところだけでいいのかとちょっと思っているんで、それも聞きたいけれども、一応これはしっかり予算手当てをしていると。

間伐材、これは今、日本国中で非常に量が出てきているので、だから間伐材を使っていこうという、これは非常にいいことだと思っています。

それから、そういう意味の木材が非常に出てきているので、児童相談所で国産材を使用してくださいという、その前は、環境学習交流施設もそうだったけれども、これはこれで都市部でやることとしては非常にいい政策だと思っています。それはそれでいいと思っているので、こういう活用、この予算をつけてこれからどうしていこうという思いをまず聞きたいと思います。

○品川財政課長 森林環境譲与税の件でございますが、今、委員からお話しあったとおり、品川区として、令和3年度予算としては3,200万円程度、活用見込みとして、早川町のマウントしながわ活用事業、それから、大きいところとしましては、児童相談所での間伐材の利用というところがございます。なかなかこの森林環境譲与税の有効活用というところでは、都市部では使い方としては非常に厳しいところがあるかと思えます。おおむねの用途としましては、やはり山林の維持とか、そういうところに使っていくところが大きな部分かと思えます。しかし、都市部で使っていくとすると、現状のところでは、こういうところの間伐材をどういうふうにもうまく使っていけばいいかということがやはりメインになるところではないかというふうに思えます。

今後も、国のほうから、他区の活用事例とか、そういった部分も出ておりますので、そういった部分も見ながら、今後の森林環境譲与税の活用方法については考えていきたいと、このように思っております。

○石田（秀）委員 他区の事例も、23区、私も一覧表を見ましたけれども、毎年使わないで基金で積んでいるところも結構多いですね。多分大きな区有施設を整備しようといったときには、それで材木を使いますというのだけれども、私はそこで材木だけではなくて、例えば壁は漆喰を使うとか、そういうもの（二酸化炭素を）吸収の1つだし、今回、品川区はすごくいいことをやったというのは、1つはZEBですね。Nearly ZEBだけれども、これは非常に貢献をしているということだと思って、これはもつと前にばんばん出していく。こういうものを活用して我々もこういうふうに行っているんですよ。こういうことを、ちょっとこれ、学校まで広げるとすごく難しいし、例えば庁舎とか大きいものだと、

これをやるのだと、すごく大変なのだけれども、私は常にこれからいろいろな改築、シルバーセンターとかいろいろ出ているけれども、これ、目指してほしいのです。そういうところにお金をつけるというところは、必ずいろいろあって、木材だけではなくていろいろなことがあると思う。漆喰だなんだ、もちろん電気もあるのだけれども、一番は電気の部分が多い。だけど、電気は、ZEBのところは電気はなかなか評価されないのです。こういうものも含めると、その部分にお金を使っていくと言ったら、多分これを1つの項目にして、我々はこういうことを前向きにどんどん取り組んでいるのだということを表へ出していくということが非常に大切だと思っているので、その意気込みだけ聞いて終わりにします。

○品川財政課長 環境面というところでの、これからの公共施設というところでございます。現状として、学校改築の中では、ソーラーパネル等、それから最近では蓄電池とかも入れておまして、環境対策を打っているところでございます。

過去はいろいろ省エネというところで、電気をとにかくあまり使わない方法を考えていたというところですが、近年、創エネという形で、自ら電気をつくって、こういった環境対策をやっているという動きがあると思います。こういう技術は、今、年々発達してきているところですので、そういう状況も見ながら、これから公共施設等いろいろやっていくに当たっては、こういった情報も得ながら、よりよい省エネ、創エネができるような建物を築いていきたいと、このように考えております。

○渡部委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明後日5日金曜日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時00分閉会

委員長 渡部 茂